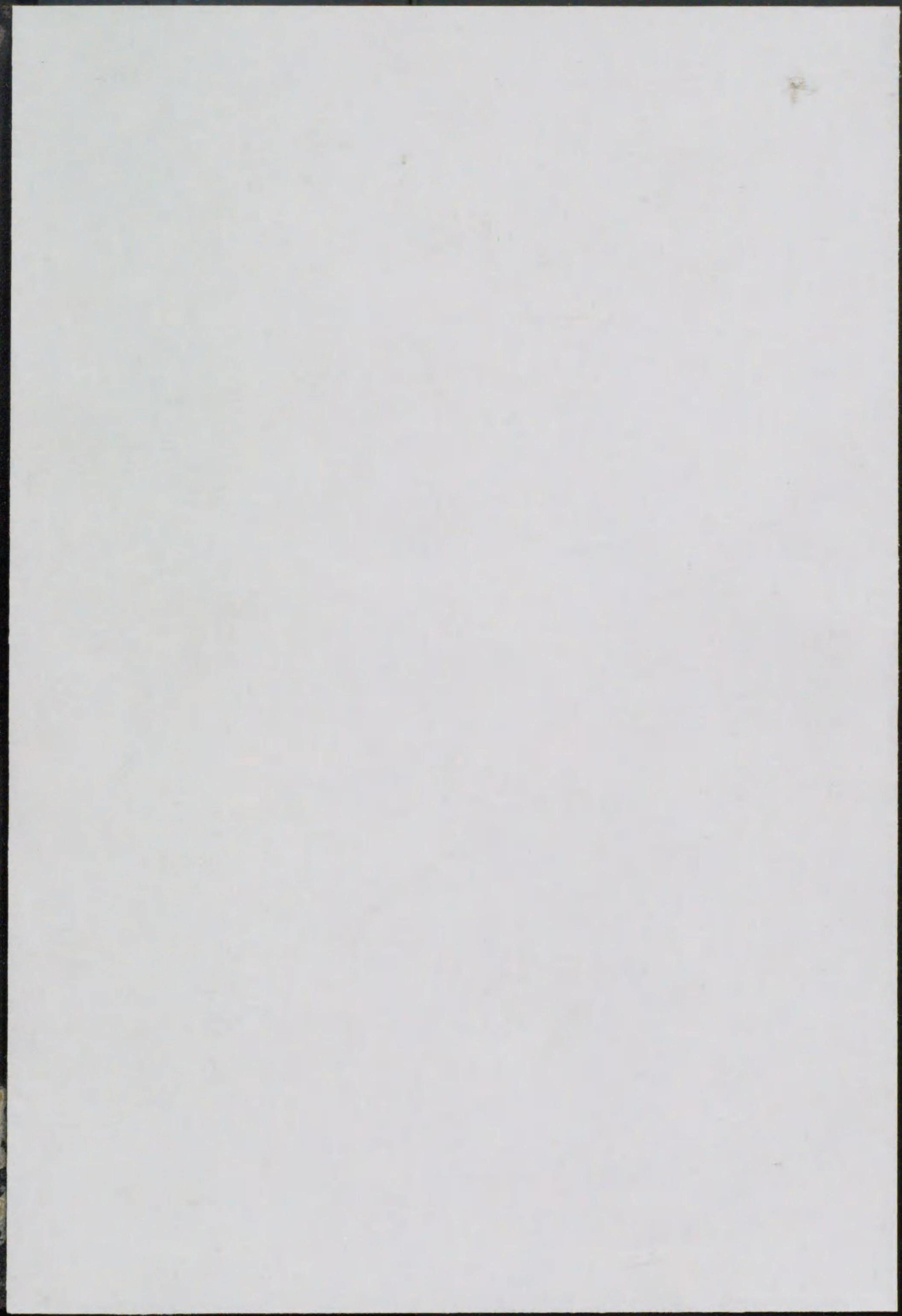
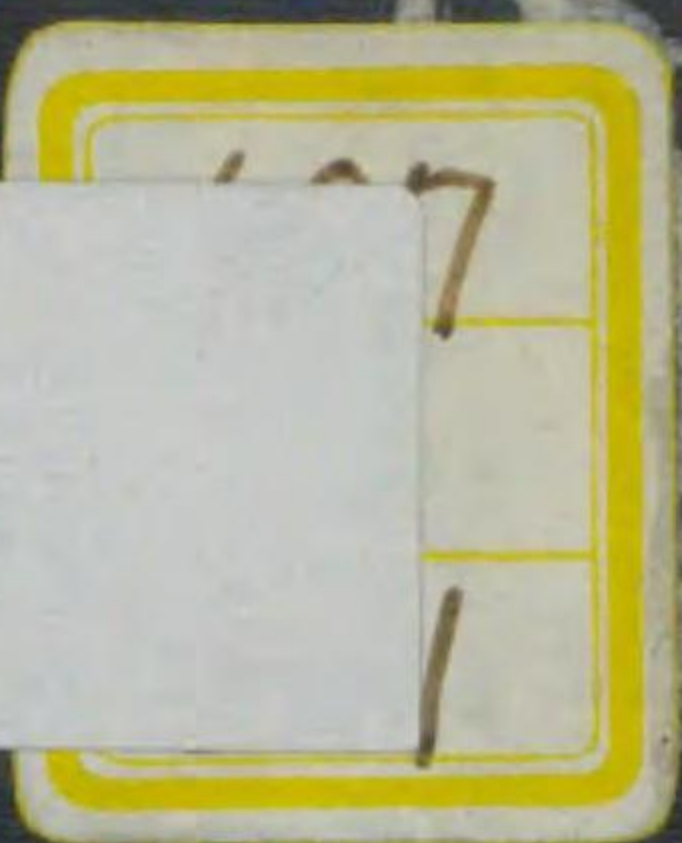



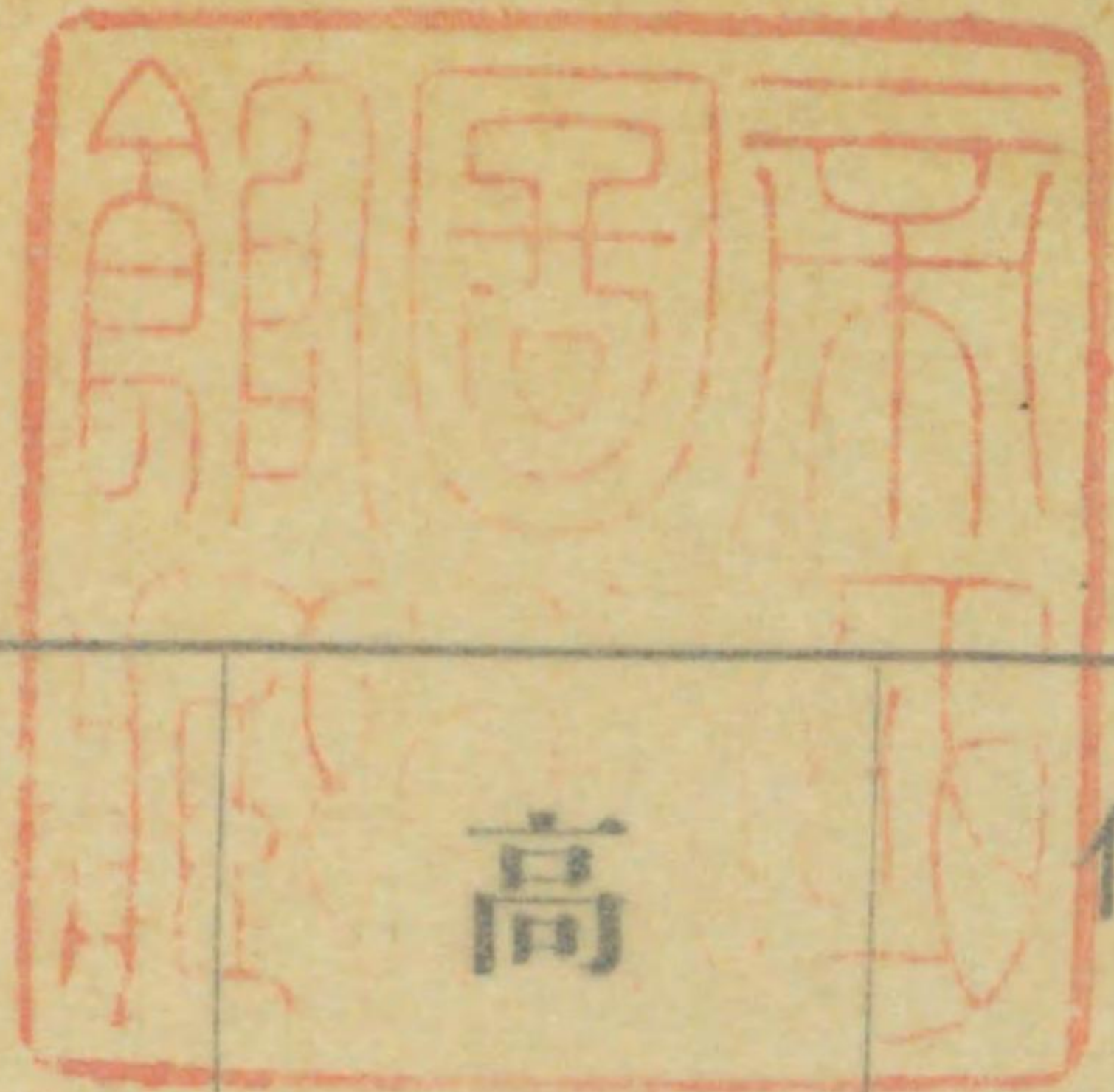
607-351



1200501532979





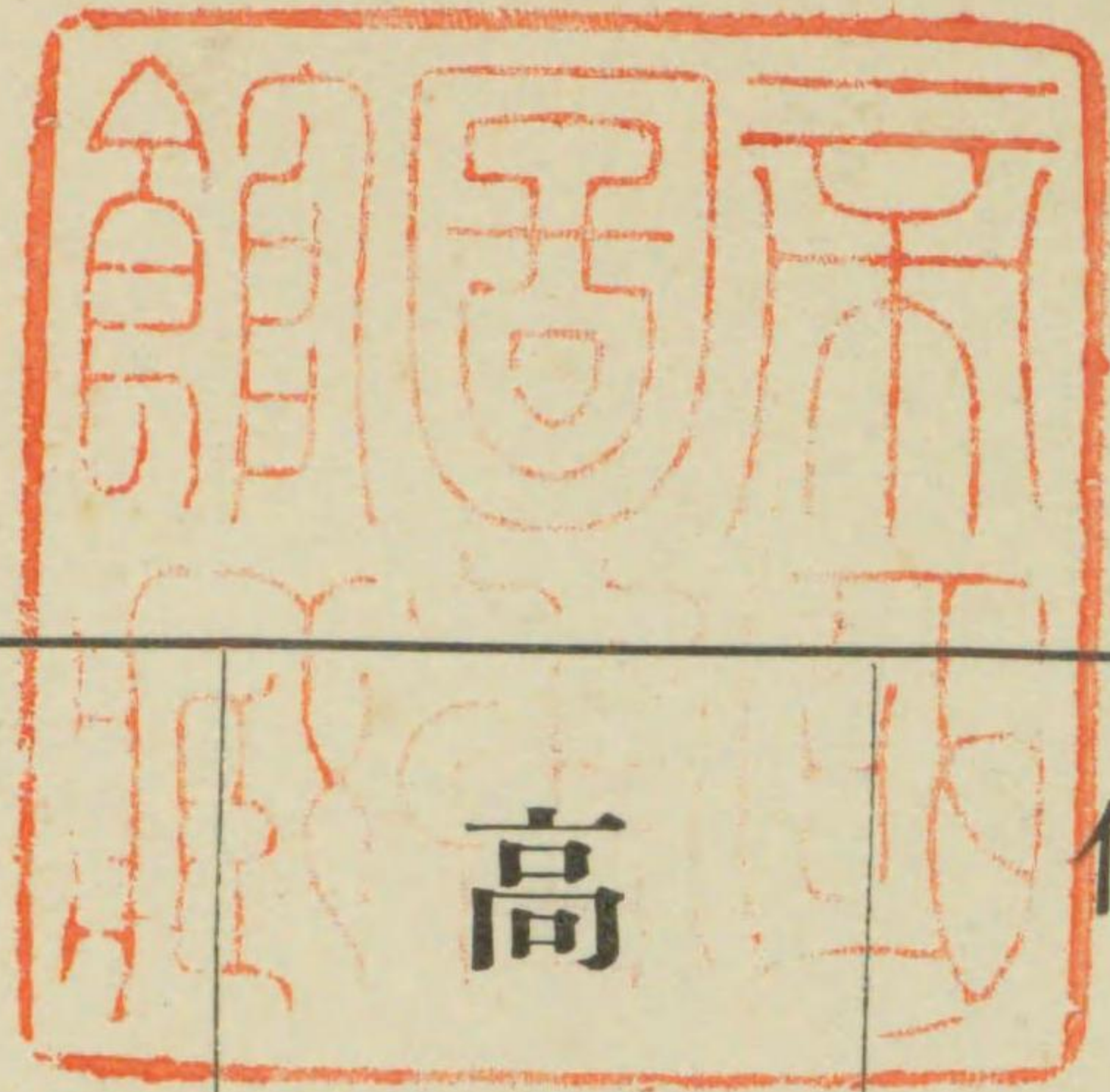


伴
信
友
著

高
橋
氏
文
考
注

東
京
大
岡
山
書
店
刊
行





伴
信友著

高
橋氏文考注

東京 大岡山書店刊行



607-251

例言

一 本書は、明治二十四年發行、やまと叢誌第十三卷所收のものと、國書刊行會發行伴信友全集第三卷所收のものとを底本とした。全集本の底本にしたといふ黒川家藏本は、大震火災にて焼亡したといふことであつた。

二 高橋氏文の本文は、前記考注の外に、本朝月令・年中行事秘抄・政治要略等を、一一照合した。そして次のやうな場合に遭遇した時は、次のやうに判定した（一五六頁参照）。

夜晝爾悲愁給此川大坐須

やまと叢誌所收考注本文及び日本文學大系所收

夜晝爾悲愁給此川大坐須

史籍收覽本政事要略及び全集所收考注本文（因に、全集

本は、悲愁此川給と誤植してゐる。）

やまと叢誌所收のやうであつたらしいのであるが、善本ではないが史籍集覽本要略には、川字が一つしかないし、考注の中でも特に何とも云つてゐられないので、やはり本書では

後者に従つた。たゞ、読み下しの方では、「悲愁^{カウシ}み給ひつゝ大坐^{オホマシ}ます」とした。尙、この本文には、便宜上、番號を附した。

三 考注は、前記二種とも、本文には傍訓が附してある。やまと叢誌の方はやゝ少いが、全集本の方はやゝ多い。けれども、どちらにも傍訓の附してないところも幾分はある。それ故、本書は、傍訓を移して、別に読み下し文を附し、傍訓のないところは、或はそのまゝに、或は校訂者が勝手に訓んだところもある。

四 次に本書の組方の形式について一言する。やまと叢誌は、頭注を中に入れた外は、割合に、原本に忠實に組んであるらしい。けれども、そのために、實に読み難い本となつてゐる。全集本は、分書^{コガキ}の五行以上に亘るものは、注として別行に出してゐるが、本注の途中から、長い「注」になつたりしてゐて、あまり整頓してゐない。けれども、本書は、全集本に「注」とあるものは、そのまゝ、或はやゝ位置を移し、「注」として保存した。そして分書^{コガキ}は一切廢して、その短いものは（ ）を附して、その場所に出し、やゝ長いものは、「割注」として、そのまゝ、或はやゝ位置を移して、別行にして出した。読み易からしめんと欲した故である。

五 本文の文字の異同について、考注の中の本注或は分書の中で説かれてゐるものは、皆、本文のすぐ次に出して、本文左側の(1)(2)と照應させることにした。けれども、本

注或は分書の中の記事は除くことをせず、重出を厭はず、そのまゝに保存した。

六 考注にも番號を附して、本文右側の(一)(二)と照應させ、そしてその下に「」を附して、読み下しをも出した。そして多く句點を打ち、別行をつくつて、出来るだけ読み易くしようとした。やまと叢誌所収のものは、本文の改まるまで、別行になることは全くなく、全集本は、注を除いては、別行になる事はないのである。

七 引用の文は、やゝ短いものを除いては、全部別行にして、二字下げて出した。そして八分通りまでは、それ／＼の原書について照合した。その場合、明白な誤植は改めたが、疑問あるものは、そのまゝ保存し、或は「」を附して、異傳を出した。

八 すべて「」を附したものは、校訂者の記載によるものである。或は思はざる誤を犯してゐる事を恐れる。本書はだん／＼完成したものにせねばならぬ故、御氣附の君子は何卒御教へ希ひたい。

九 尙、この索引は内田元夫氏を煩はしたものである。

例言

昭和六年八月

四

横山重
松澤智里

目次

例言 (校訂者)

序文 (伴信友)

高橋氏文考注

第一章.....一

第二章.....一四九

第三章.....一九三

日影葛の考 (谷森種松).....二〇七

目次

一

後記 (伴信近) 二〇九

原文 二二三

索引

本文索引 二四一

考注索引 二四九

書名索引 二七五

高橋氏文考注序

高橋氏文、今の世に在ることを聞かず。たま／＼、本朝月令・政事要略・年中行事秘抄に、引載たるを、とりあつめて、讀みるに、其氏の元祖、磐鹿六雁命、景行天皇東國に行幸の時、淡の浮島の行宮にて、大御饌の事に仕奉り、膳臣とめされて、膳職の事をゆだねたまひ、大嘗・神嘗の獻物のことを定め仕奉り始めさせたまひたるゆゑよし、又身まかりたる時、大御使を遣はして、宣らしめたまへる詔詞を書載せ、そのほかに記せる事ども、こと／＼、其家の舊き傳説を、書しるせる古文にて、古典に見えざる古事はたすくならず、いともめでたき古事になむありける。然るに、それ引記せる本ども、とり／＼に誤寫ありて、讀ときがたきところの多かるを、年頃其異本どもを得て、見るごとに按へ合せ、また他書どもの中に、いさゝか引しるせるをも併せ見て、互に按へ訂し、さてその事の次第に依りて、三條を表章して、はやく考注を書さしたるがありつるを、此ごろおもひおこして、さらに考そへてかくは注せるなり。

但し、さる中には、おのづから強たる説もありぬべく、又くだくしきことどもうちまじり、
かつはこゝにいはいはでもあるべき事を、おもひえたるまゝに、いひすぐせるもあり。すべてかた
なりにおぼゆる下書なれば、なほつきくりに正しあらためてんかし。

天保十三年三月廿日

高橋氏文考注 草稿



第一章

此章は、本朝月令〔割注一〕六月朔日、内膳司、供^{イヒヒ}忌火御飯事の下に、高橋氏文云とて、此文を載たり。年中行事秘抄〔割注二〕の、同條の下に、此文中を略て載たるをも、按へ合せて探れり。又、谷川士清の、日本書紀通證に、此氏文を引き載たるは、此秘抄なる文を摘出たるものなるに、己が見たる本どもと、異なる所のあるは、これも一本として、按へ探れり。谷川本と云ふは是なり。但し、其中に、誤字の著きはとらず。

〔割注一、本朝月令〕 此書全篇、世に在ることを聞かず。塙保己一が、群書類從に收めた

る、四月より六月までの部の缺本と、別に、其卷のまた缺たる一本を、見たるのみなり。正奥書本の、本朝書籍目録に、本朝月令六卷、或四卷歟、記年中公事之本縁、公方撰と見え、藤原通憲藏書目録にも載て、四局とあり。また、守覺法親王の作給へる、釋氏往來の文中に、本朝月令證本云々と記されたるも、これなり。

さて、此書の撰者公方の傳、いまだ知らず。明法博士兼左衛門佐惟宗朝臣允亮の、政事要略に、此書を引載たり。允亮は、一條天皇の御世の頃、みさかりなりし人と、聞えたり。然るに、藤原兼良公の、源語祕決に載られたる、延長四年の勘狀に、明法博士兼左衛門佐惟宗朝臣公方と見えたるは、世に多からぬ惟宗の同姓にて、允亮の同官職なるを思へば、公方は、允亮の父にもやあらむ。

さて、此に引たる書どもの作者、また其作者の時世、また其記せる趣などを云へるは、其書を信む心しらびありてなり。下に云ふも同じ。但し、世に弘く普き書どもの上は云はず。

〔割注二、年中行事祕抄〕 作者詳ならず。奥書に、本云、永仁之頃、被書始之處、自然被閣之畢、嘉曆令終寫功者也。次に、建武元年云々。

一掛畏卷向日代宮御宇。大足彦忍代別天皇。五十三年癸

亥八月。詔群卿曰。朕願愛子。何日止乎。欲巡狩小碓

王又名倭武王所平之國。

上件の文、五十三年以下、書紀の文をもて記せり。但し年の下に、干支を加へ、月の下の日の干支を除き、小碓王の下に、又名云々と注せるのみ異なるは、記者の増減たるなり。さて又、已上の文、年中行事祕抄には、日本紀、景行天皇五十三年秋八月丁卯朔、子細同高橋氏文、仍不抄之と記して、次に高橋氏文云、天皇五十三年と作き、下文の是月を八月と作り。文を約たるなり。其より以下は、此と同文を載たり。(但し、其文中、略けるところあり、下の其處に云が如し。)

掛けまくも、畏き、卷向の日代の宮に、天の下治しめし、大足彦忍代別の天皇の、五十

三年、癸亥の八月、群卿に、詔りして、宣りたまひけらく、朕、愛しき子を顧ふこと、何れの日に止まん。小碓の王（又の名は、倭武の王）の、平け給ひし國々を、巡狩んと欲すと、詔り給ひき。

(一)此天皇、御諡、景行天皇と稱し奉る。

(二)顧は、顧字の、古體なり。類聚名義抄に、オマフと訓り。然よむべし。

(三)愛子。カナシキコ、とよむべし。萬葉集二十卷〔四〇八〕に、可奈之伎吾子、また、十八卷〔四〇六〕に、妻子見渡、可奈之久米具之など、なほあり。下に詔へる小碓王、注にいはゆる又名倭武王の御事なり。天皇、此皇子を殊に、異愛み給ひたりし趣、古事記・日本書紀に見えたり。此皇子、是年より十四年前に、薨給ひたりき。

さて、此皇子を小碓王と稱す由は、書紀に見えたる如く、雙子に生れ坐し、時、碓に誥して、兄を大碓王、弟を小碓王と號たまひつれど、小碓王に、熊曾建が御名奉れる後は、もはら倭建命と申し奉れるを、薨後におよびて、こゝにしも、殊さらに、御幼名をもて記せ

るは、父天皇の、愛子とおもほせる御情より、詔へる御口語を、感深く聞き繼ぎ、語傳へたる言の、遺れるものなるべし。〔割注一〕 注に、又名倭建王と、ことわり記せるをも、おもふべし。〔割注二〕

〔割注一〕 いはまくも長けれど、今の俗にも、老人のうちとけ言に、ともすれば、その子の幼名を喚び、物語などにする事のあるも、其幼き時の忘れざる真情の切なるより出るわざなる。はた思ひやり奉るべし。

〔割注二〕 書紀にも、此條に、ことさらに、小碓王と記されるも、同傳なるべし。

さて、その御名、古事記に倭建命、書紀に日本武尊と書されて、なべて、ヤマトダケと謂し來れど、實は、ヤマトタケルと謂し奉りしなるべし。其は、古事記に、此命、熊襲建兄弟を戮し給ふ時、弟建が奏言に、

於ニ西方。除ニ吾一人。無ニ建強人。然於ニ大倭國。益ニ吾二人。而。建男者坐祁理。

是以吾 獻ニ 御名。自今以後。應レ 稱ニ 倭建 御子云々。 故自ニ其時。稱ニ 御名。謂ニ 倭建命。 (書紀に記されたるも大旨同じ。)

と見えて、然建が稱へ申せる意は、此西方の國々に、己等二人は熊襲建と呼ばれて、世に

並無き、猛勇者なりと思ひて在つるに、大倭國の皇子は、已等に勝りたる猛勇者に坐せば、皇子こそは、眞に、大倭の建と稱へ奉るべけれど、ところさりて、今はの期の眞心に、おほけなくも、褒め稱へ奉れるを、憐に、欣感く、聞し認て、則ち、御名と爲給へる趣なればなり。(此考説、なほ委しくは、別に記せる書あり。)

(四)所平之國。ムケタマヒシ、クニグニ、とよむべし。こは、天皇の御世、四十年十月、壬子朔癸丑(二日)、倭建命、父天皇の詔を奉て、東の諸國を、征給はむとして發途し、まづ伊勢大神宮を拜み給ひ、それより、東の國々を巡行りて、征平け給ひ、功畢まして、伊勢の能褒野まで、還りまして、薨給ひければ、其處に葬し奉りけるに、白鳥に化りて、飛行しぬ。其時、停り給へる、倭の琴彈原、河内の舊市、邑に、陵を作りて、御靈を鎮坐さしめ給へる事、古事記・書紀に見えたり。

上件の文、五十三年以下、書紀の文をもて記せり。但し、年の下に干支を加へ、月の下の日の干支を除き、小碓王の下に、又名云々と注せるのみ異なるは、記者の増減たるなり。

さて又、已上の文、年中行事秘抄には、日本紀、景行天皇、五十三年秋八月丁卯朔、子細同ニ高橋氏文、仍レ抄レ之と記して、次に、高橋氏文云、天皇五十三年と作き、下文の是月を八月と作り。文を約たるなり。其より以下は、此と同文を載せたり。(但し、其文中略けるところあり、下の其處に云が如し。)

ニ 月行ニ幸於伊勢轉入ニ東國。冬十月到于上總國安房浮島宮。

(1)書紀には、是月、乘輿幸ニ伊勢入ニ東海、冬十月至ニ上總國、從ニ海路ニ渡ニ淡水門ニ云々と載されたり。

(2)秘抄一本、東國を、東海と作り。書紀と、同文にはあれど、なほ、東國とあるかた、然るべし。

(3)また、秘抄、于字、脱たり。

さて、上の五十三年云々より、此ところまでの文のみ、大かた、書紀の文と同じくて、すべての文體と異なるを思ふに、高橋の家の古説どもを、この氏文に、繕寫るときの、所爲なるべくおほゆ。

この月、伊勢に行幸し、轉りて、東の國に、入りましき。冬十月、上總の國、安房の、浮島の宮に、到りましき。

(一) 上總、國安房。古語拾遺に、

逮于神武天皇東征之年云々。

天富命。更求沃壤一分阿波齋部。

率往東土。播殖麻穀。好麻所生。故謂之

總國。(古語麻謂之總也。今爲上總下總二國是也)云々。

阿波齋部所居便名安房郡。(今安房國是也)

と見えて、舊は、上總下總一國にて、總國と云へるを、後に上下に分ちて、二國に定められたりしなり。

その分たれたる時は、詳ならざれど、此天皇の御世の頃は、よろづ、おほらかにして、いまだ一國を上下に分建てらるゝ如き、際やかなる御制はあるべからず。次の御代、成務天皇の御時に、古事記に、

定賜大國小國之國造。亦定賜國々之堺。及大縣小縣之縣主。

書紀〔成務紀五年〕に、

秋九月、令諸國。以國郡立造長。縣置稻置。並賜楯矛以爲表。則隔山河而

分國縣。隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱。南北爲日横云々。

など見えたるが如き、おほらかなりつる、御世のさまにあはせて、推察るべし。然れば、書紀の此條なるも(上の條なるも)、此氏文なるも、上總國と書るは、併に、後に上下と分たれたる上にて、當時の國體につけて、語傳たるまゝに記せるなり。〔注一〕下文にも、其例あり。かくて、安房は、當時、上總國安房と云へるなり。

〔注一〕 同御世五十五年紀に、彥狹島王を、葬于上野國とあるなども、同例なり。國造本紀に、

下毛野國造。難波高津朝御世。元毛野國。分爲上下。豐城命四世孫。奈良別。初賜

と見えたるは、仁徳天皇の御世に、毛野國を、上下に分て、初て、國造を置れたる由なるに、

上毛野國造。瑞籬朝皇子。豊城入彦命孫。彦狹島命初治^ニ平東方十二國^ニ爲^レ封。

と見えたるは、書紀、景行卷に、五十五年二月の時の事に當りてきこゆれば、いまだ、毛野國を上下に分たれざりし時なるを、上毛野國造と記せるも、上に、上總國と記せるにつけて論へると、同じ趣なる傳なり。

さて又、總國を上下に分たれたる時は、書どもに見あたらす。續紀、養老二年の下に、上總國見えて、次に引くがごとし。

安房を國に立てられたるは、續紀に、

養老二年五月、割^{キテ}上總國之平群、安房、朝夷、長狹四郡、置^ニ安房國^一。

天平十三年十二月、安房國并^ニ上總國^一。(中間二十二年)

天平寶字元年五月、安房國依^レ舊分立。(中間十五年)

と見えたり。

養老四年に撰給へる日本紀に、國名を云はずして、徒に、淡水門と記されたるは、もはら其水門の名に依れる傳に據て、記されたるなるべし。(國名を擧ずして、たゞ地名をもて記せる例、紀中、かず知らず多し。)

然るに、此氏文、古き書とは見えたれど、發端の文は、上に論へるごとく、日本紀に依て書出せりと見えて、それ撰ばれたる養老より前に、記せるものとは思はれず。然れば、中度、安房國を上總國に并せられたる天平十三年より、舊の如く國に立てられたりし天平寶字元年までの間に、書記せるものなるべし。〔割注一〕

〔割注一〕 其頃、此氏文を、始て書記したらむと云には非ず。いとやく、書記したる文どもの在りけるを、更に繕寫たりけむと、かつはおもはるゝなり。

さて、此安房に到りませるは、前に倭建命の平給ひし、東方の國々を巡まし、相模國より御船にて、淡(安房なり)の水門をさして行幸せるにて〔割注二〕、書紀・姓氏錄(膳大伴部譜)に、至^ニ上總^ニ從^ニ海路^一、渡^ニ淡水門^一、と見えたる、これなり。

〔割注二〕 景行四十年紀に、十月、日本武尊初至^ニ駿河國^一云々。亦進^ニ相摸^一。欲^レ往^ニ

上總。望海高言曰。是小海耳。可立跳渡云々。故時人號其海曰馳水也。爰日本武尊、則從上總轉入陸奥云々。

さて、其水門と云へるは、今、相模國御浦岬と、安房との間の、大海より入海に入る海門なり。此入海の東の方は、安房の平群郡〔割注三〕の、北の終より、一里ばかり上總に續き、西の方は武藏、北の方は下總にて包めり。

〔割注三〕 今、尋常には、平郡（ヘイゴホリ）と呼ぶ。

（三）浮島宮は、平群郡勝山の海邊より、十町あまり西の海中に、浮島とて、南北の徑、五六町ばかり、横は、其ほどよりは狭くて、東西の岬は、漸に細き小島あり。さばかりの、平坦なる小島なれど、いかなる荒浪にも、没む事なし。故、浮島と云ふ。島中に、浮島明神と云ふ小祠あり。むかし、天子の御船を、此島に寄せ給ひ、御遊覽まし、蹟所なりと云傳へたりと、其國の老人語れり。天皇、此島に、御船を泊て給ひ、島中の行宮に、到坐まし、なるべし。〔割注四〕

〔割注四〕 その浮島明神社は、此行宮の蹟所なるべし。さて又、御目路なる陸地を除き

て、さる小島の行宮におはし坐ましけるは、かの倭建命の、立跳にも渡りつべしと言擧し給へる如き御慮さまにて、御蓬庫（ミフナヤカタ）に坐ますごと、思ほし興（メデ）させたまひたりしなるべし。

下文に、天皇、葛飭野に、御櫓に行幸る時、八坂媛波借宮爾御坐、と見えたる借宮も、これなるべく、また河曲山とあるも、和名抄、安房國安房郡の郷に、河曲（加波和）と見えたるが、今、勝山に近く、安房郡に隣りたるも、合ひてきこゆ。さて、其河曲の地のことは、下にも云べし。〔五二頁〕こゝにめぐらして思ひ合すべし。〔注二〕

〔注二〕 續紀に、

神護景雲二年三月。下總國井上、浮島、河曲三驛。武藏國乘瀧、豊島二驛。承山海兩路。使命繁多。乞准中路。置馬十匹。

と見え、兵部式に、

驛馬、下總國井上十匹。浮島河曲各五匹。菑津、於賦各十匹。

と見えたる、浮島・河曲は、同名ながら、下總の地名にて、こは上總を割て、安房國を建てられたる後の事にて、この氏文に見えたる、地理に合はず。いはゆる河曲山も由な

し。河曲は、和名抄、上總國望陀郡の郷名にも、見えたり。

さて、其下總なる浮島・河曲の二驛、また上總なる河曲郷は、由ありて安房より移りたる地名にはあらざるか。又、もとより、おのづから、同じきにや。いまだ考へず。なほ其國人に、よく尋問べきなり。

常陸風土記、信太郡の下に、

郡北十里碓井。古老曰。大足日子天皇。幸ニ浮島之帳宮。無ニ水ノ供御。即遣ニト者トヒテウラフ訪レ占。所々穿レ之。今在ニ雄栗村。從レ是以西高來里云々。

と見えたり。今も、小栗村と云ふが在とぞ。たまく、浮島と云ふ名の、同じきによりて、思ひ惑ふべからず。

又、同記、同郡の下に、

古老曰。倭武天皇。巡ニ幸海邊。行至ニ乘濱云々。乘濱里東有ニ浮島村。長二千歩。横四百歩。四面絶レ海。山野交錯。戸一十五烟云々。

と見えたるは、小島にて、今、霞浦の海中に在りとぞ。碓井の下に見えたる浮島とは、別所なり。是をしも又、思ひ混ふべからず。

ニ 爾時磐鹿六猶命從駕仕奉矣。

- (1) 猶字、祕抄、みな雁と作り。此第二章、第三章にも、然書けり。何れにてもあるべし。
- (2) また、仕字を、供と書けり。下文の例に依るに、誤寫なるべし。
- (3) また、奉字を、舉に誤れり。

その時、磐鹿六猶の命、從駕に、仕へ奉りき。

(一) 磐鹿六猶命。「イハガムツカリの命」 名の唱は、姓氏錄(若櫻部の譜)に、伊波我六加利命と書るに據るべし。(六字、脱たる本あり。)

皇胤紹運錄〔割注一〕に、孝元天皇の皇子、大彥命(阿部臣高橋臣祖云々)の二男、比古伊那許士別命に系りて、六猶命(高橋氏祖)と見えたり。〔割注二〕

〔割注一〕 印本、又一寫本の名に、本朝帝皇系譜。卷尾に、右帝皇系譜。自ニ室町殿

被レ書之時中書也。但小書等。以ニ他本ニ書レ之。未レ終ニ書寫之功。次に、時長享二曆季冬
清書。翌年季春中旬進レ之。亞相藤原宣胤。

〔割注二〕 此書の印本、また、群書類従本に、六鴈命を、大彦命の三男に系りて、載た
り。今こゝに引たるは、已に前に得て、校へおける一寫本に據る。其は、下に引く「九
二頁」姓氏録に、大彦命孫と見えたる傳に合ひて、正しく聞ゆれば採れり。
古事記に、

孝元天皇皇子、大毘古命之子云々。 次比古伊那許志別命（此者膳臣之祖也）。
書紀に、

膳臣遠祖名。磐鹿六鴈。又大彦命阿倍臣。膳臣云々。 凡七族之始祖也。
と見え、姓氏録に、

阿閉朝臣。孝元天皇皇子。大彦命之後也。又阿閉臣大彦命男。彦瀨立大稻越命之後也。
高橋朝臣。大稻與命之後也。又膳大伴部。大彦命孫磐鹿六鴈命之後也。若櫻部朝臣大彦
命孫。伊波我六加利命之後也。
など見えたるに合へり。

四 天皇行幸於葛飭野。令御獵矣。

祕抄に、(1)行幸於の三字を脱し、 (2)令を毛に誤り、 (3)矣字無し。

天皇、葛飭の野に、行幸して、御獵せしめ給ひき。

〔一〕葛飭野。「カツシカの野」

萬葉集、下總國歌に、可都思加能云々。(とよめるが、三首あり。又、葛飭郡防人も見ゆ。) 東大寺に藏る古佛經の、翻用紙背に見えたる、養老五年の戸籍に、下總國、葛飭郡、大島
郷、和名抄に、下總國府、在葛飭郡、葛飭加止志加、とある地、是なり。但し、加止志加
と訓るは、當時、さも呼たりしにか、又誤寫にてもあるべし。今も、葛飭と書て、可都思加
と呼へり。

野は、今も葛飭郡に、大名を小金原と呼ふ、いと曠き野あり。〔割注一〕

〔割注一〕

古は、今よりもいとく曠かりきと、云傳ふとぞ。今も、其野の内外に、山林などもありて、猪・鹿など多かりとぞ。享保十一年・寛政七年に、御獮せさせ給ひたりしも、此曠野なりき。

(一)令は、セシメタマヒキ、とよむべし。

(三)いま浮島の北の方、海上十里餘に、葛飴浦(勝鹿とも書く)あり。倭武命の、平給ひつる處々を、覽そなはさむために、御獮がてら、御船より、此浦に渡りて、野に幸ましたるにても有べし。

五 大后八坂媛 波借宮爾御坐。 磐鹿六獮命亦留侍。

大后、八坂媛は、借宮に坐し、磐鹿六獮の命も、亦、留り、侍りき。

(一)大后八坂媛。古事記、この天皇段に、娶ニ八尺入日子命之女、八坂之入日賣命云々と見えて、則ち成務天皇の御母に坐ませり。〔割注一〕

〔割注一〕

こゝにも、下にも、八坂媛と書るは、もしくは、ともに、入字を脱せるにはあらざるか。又、もとより入を略して、申傳へたりしにもあるべし。

さて、此媛命を、大后と申し奉れることは、伊豫風土記にも、

天皇等於湯行幸。降坐五度也。以下大帶日子天皇與大后八坂入姫命二軀爲一度也

云々。

と見えたり。

さて、大后と申すは、古、當御代の天皇の、第一なる御妻を申す崇稱にて、後の御代に、皇后と書るゝ御事なり。(此事、くはしくは、古事記傳に辨へられたるがごとし。) 書紀〔景行天皇〕に、

五十一年夏五月甲辰朔丁未。皇后播磨大郎姫薨。秋七月癸卯朔己酉。立ニ八坂入媛命爲ニ皇后。

とみえたるは、去年の事にて、此時大后と申せるに合へり。

六 此時。 太后詔_レ磐鹿六獺命。 此浦聞_レ異鳥之音。 其鳴_レ駕我
 久久_一。 欲_レ見_レ其形。 即_レ磐鹿六獺命。 乘_レ船到_レ于鳥許。 鳥驚
 飛_レ於他浦。 猶雖_レ追行。 遂不_レ得捕。 於是磐鹿六獺命詛_レ曰。
 汝鳥戀_レ其音。 欲_レ見_レ貌。 飛_レ遷他浦。 不見_レ其形。 自_レ今以後不_レ得
 登_レ陸。 若_レ大地下居必死。 以_レ海中爲_レ住處。

- (1) 久久を、類従本、久ニと作り。今、一本に正しく書るに依る。
- (2) 秘抄、即、磐鹿より自今迄、後五十五字を略けり。「類従本にはあり」
- (3) 又、若より住處迄、十三字を略けり。

この時、太后、磐鹿六獺の命に、詔り給はく、この浦に、異鳥の音、聞ゆ。それ、駕我久

久、鳴けり。その形を、見まく欲す、と詔りたまひき。即ち、磐鹿六獺の命、船に乗りて、
 鳥の許に到れば、鳥、驚きて、他浦に飛びき。猶、追ひ行けども、遂にえ捕らず。こゝに、
 磐鹿六獺の命、詛ひて、曰しけらく、汝鳥よ、その音を戀ひて、貌、見まく欲するに、他
 浦に飛び遷りて、その形を見しめず。今より以後、陸に、え登らざれ。もし大地の下に居ら
 ば、必ず死なむ。海中を以て、住處と爲よ、と曰し給ひき。

(一) 其鳴_レ駕我久久。〔割注一〕〔それ、ガクガク、鳴けり〕

〔割注一〕 久久を、類従本、久ニと作り、今一本に、正しく書るに依る。

書紀、此天皇〔景行〕五十三年の下に、此時の事を記されたるに、聞_レ覺駕〔賀〕鳥之聲云
 々(この全文は、下に引くべし〔九二頁])とあり。さて、駕我久久は、同字の重れるを書
 く、古の一の書法なり。駕我久、とよむべし。此は、其鳥の鳴聲を寫して云へる言なり。
 書紀に、覺駕〔賀〕〔割注二〕鳥と書るは、熱田神社縁起に、

問_レ之士俗稱_レ覺駕鳥。(全文は下〔二六頁〕に引くべし)

と見えて、其鳴聲によりて、名とせるから、言語の初發を濁ることなき、古言の例のまま

に、おのづから、上の駕を清みて、加久我鳥と云へるを、覺駕鳥とは書るなり。〔割注二〕

〔割注二〕 この駕字、書紀には、賀と作るを、第三章に擧げたる、延暦の官符〔番號三六〕に、日本紀の文を擧て、駕〔覺駕とある〕字は、當昔の本にはしかありて、必ず濁りてよむべく作るを、のちに賀字に訛れるなるべし。

然るに、釋日本紀に、

覺駕鳥（ミサコ止可讀之）、私記曰〔割注三〕、師說瑞鳥。不見其名也。安大夫說。公望按。高橋氏文云水佐古。

と見え、また、和名抄、鴟鳩の下に、

爾雅集注云。鴟鳩、屬也。好在江邊山中。亦食魚也。和名美佐古。今按。古語。

用覺駕〔イ賀〕鳥三字。云加久加乃止利。日本紀私記。公望按。高橋氏文云水佐古。と注されたるは、すべて信がたし。（名義抄に、覺賀鳥カクガノトリ、ミサゴ也と注せる、此説に據れるにか。いづれにも信がたし。）

〔割注三〕 此私記、或は延喜公望私記とも云へり。新國史に、延喜四年八月廿一日令講日本紀也。前下野守藤原朝臣春海爲博士。紀傳學生矢田部公望云々等爲尙復。

此氏文に、聞異鳥之音、其鳴駕我久久、と聞〔イ見〕えて、いと、怪異しく、聞食したる趣なり。鴟鳩の聲ならむには、大宮住のみ、せさせ給へる、大后の御上とは申せど、此度の御旅行の、海邊などにても、それ聞食し、知らぬ御ことやは、おはすべき。又、六櫛命のさばかり異しみ、追行きて、しかじか詛言と、すべきにもあらざるをや。（此鳥の在狀、次に擧る熱田縁起の文〔二六頁〕にも、考へ合せて知るべし。）

然るを、紀の私記どもに、此氏文を疎漏に讀て、たゞ臆度に、瑞鳥と云、或は云水佐古と云へるは、「ことに論にも足らず」〔みだりなりイ〕。

又、塵袋といふ書の、第三卷〔注一〕に、

覺駕〔賀イ〕鳥と云は、なに鳥ぞ。日本私記には、鴟鳩の名なりと云り。但し、風土記を案するに、常陸國河内郡浮島の村に鳥あり。賀久賀鳥と云ふ。その吟嘯の音聲、愛しつべし。大足日子天皇、此村のかりみやに、とゞまり給ふこと卅日、其間、此の鳥の聲をきこしめして、伊賀理命をつかはして、網をはりて捕らしめ給ふ。悦び感じ給ひて、鳥取と云ふ姓を賜せけり。其子孫、いまだ此所に住むと云へり。

と記せり。〔割注四〕

〔注一〕 天文元年に集めたる、塵添壘囊抄序に、

于レ世有ニ壘囊抄七卷ニ云々。 又有ニ塵袋十卷。不レ知ニ作者ニ云々。 予今拾ニ捨同類塵於所レ殘之塵中。簡ニ取二百一箇至要塵。以添ニ加壘囊五百三十六箇中。都得ニ七百三十七箇。即爲ニ二十卷。名ニ塵添壘囊抄。

と云へる、塵袋これにて、今予が見たるは、永正五年に、僧印融が傳寫本にて、全部十一卷、片假字にて書たり。

〔割注四〕 此常陸風土記の文、今世に存る抄本には見えず。さて、件の文に、賀久賀鳥と書るは、本書のまゝなるべきに、其本書すべて、假字の清濁を分たず書る例なれば、下に論へるごとく、上の賀を清み、下の賀を濁りて唱むべし。

さて、此浮島の行宮は、風土記〔常陸〕志太郡の下に、

古老曰。大足日子天皇。幸ニ浮島之帳宮。無ニ水供御。即遣ニト者訪占。云々。

と見えたる、浮島にて、今も、信太郡に屬て、大湖の中に在とぞ。河内郡も、信太郡に隣りて、これも同じく、その湖に向ひたれば、其湖邊にて、浮島に向ひて、由ある里を、そのか

み、浮島村と呼ひ、其處なる行宮に、停り給へる間に、その湖邊に、彼鳥の來たるなるべし。かくて、其河内郡は、下總の葛飭郡に隣りて遠からざれば、此上文に、行ニ幸于葛飭野。令ニ御禱とある時「の便次に、ものし給ひたる時」〔異本、常陸に幸して、浮島の行宮に、數日おはしましける間〕の事にて、淡の浮島にて、六禰命の、加久賀鳥を詛たると、大かた同じ日ごろの事なりしなるべし。〔注二〕

〔注二〕 此度の行宮、安房も、常陸も、浮島といふ地なりつるは、たま／＼名の同じかりしなり。いづれか一處は、混ひたる傳ならむと、思ひまどふべからず。今、常陸の土俗言に、鷗を、カゴドリと云ひ、安房・上總・下總わたりにては、カゴドリと云ふとぞ。其は共に、覺賀鳥といふを訛りたるにて、もとは覺賀鳥の古事を、はやく鷗に混へて聞傳へたる名の遺れるにて、かの日本紀私記に、鷗鳩の事とせるも、鷗と同じ屬の鳥なれば、さも聞傳へたるかたの説なるべきこと、思ひ合せて知るべし。

さて、また、此鳥の事は、此時よりも、はやく、熱田神社縁起〔割注五〕に、倭武尊、東征功畢給ひて後の下に、

與^{イノクネノキミ}稻種公^ニ更議曰。我就^ニ山道^一。公歸^ニ海路^ニ云々。倭武尊。還^ニ向尾張^一。到^ニ後城邑^一。進^レ食之間。稻種公^{トモヒト}僂從^ハ久米八腹^{ハハラ}。策^ニ駿馬^ニ馳來。啓曰。稻種公入^レ海亡沒云々。亦問^ニ公入^レ海之由^一。八腹啓曰。渡^ニ駿河之海^一。海中有^レ鳥。鳴聲^{オモシロク}可^レ憐。毛羽^{アヤニウツクシ}奇麗。問^ニ之土俗^{トコロノヒト}。稱^ニ覺賀^一〔駕〕鳥。公謂^下曰捕^ニ此鳥^一獻^中我君^上。飛^レ帆追^レ鳥。風波暴起。舟船傾没。公亦入^レ海矣。倭武尊吐^レ澹不^レ甘。悲慟無^レ已。

と見えて、鳥の在狀、事の趣も、いとよく似てきこえ、又、書紀に、覺賀鳥と記されたるにも合ひて、鴟鳩ならぬことは、論ふまでもあらず。いはゆる、土俗の覺駕鳥と呼來りて、東海の邊に、希にありつる鳥なりし事、知られたり。

そもそも、此鳥は、前に倭武命、東の國平の度、海中に顯れ出て、稻種公に災をなし、復この行幸の時しも、天皇の御許にも、大后の御許にも、出たる狀を思ふに、忌々しき怪鳥なりけるを、天皇の稜威にて、伊賀理命に捕らせ給ひ、又、六櫛命の雄々しき詛に遭て、屬悉、海中に放れ失たりけむかし。

さて、件の時の事、上に引きたる景行紀五十三年の下に、渡^ニ淡水門^一とあるさし次に、是時聞^ニ覺賀鳥之聲^一。欲^レ見^ニ其鳥形^一。尋而出^ニ海中^一。仍得^ニ白蛤^一云々。

と見えたるこれなり。(但し、此時、天皇御みづから、御船にて、覺賀鳥を覽なはしに出ませる趣に記されたるは、此氏文ばかり委しからぬ一傳なり。)

〔割注五 熱田神社縁起〕 卷尾に、貞觀十六年、神宮別當尾張連清稻、探^ニ古記文^一、加^ニ繕寫^一修^ニ縁起^一といひ、後に、尾張守藤原朝臣村楢筆削して、寫^ニ三通^一、一通進^ニ公家^一、一通贈^ニ社家^一、一通留^ニ國衙^一、寛平二年十月十五日と有り。

〔一〕詛曰云々。〔トゴヒケラク云々〕 詛言の意、かくれたることなし。さて、此時、六櫛命、大后の詔を奉り、即船に乗りて、其鳥を追ひ行きつれど、え捕らずして、詛言せる狀の、たゞ一すぢに、大君の命畏み、猛く勇める古人の、直き真心なる行に、こゝろをつけてよみあちはふべし。伊賀理命の詔を奉て、此鳥を捕り、稻種公が、此鳥を捕むと追たる、はた同じこゝろばえなりけり。〔注三〕

〔注三〕 古事記、垂仁段に、本牟遲和氣皇子の御爲に、天皇、山邊の大鶴に命せて、虚ゆく鶴を捕らしめ給ひける條に、

是人追^ニ尋其鶴^一。自^ニ木國^一到^ニ針間國^一。亦追越^ニ稻羽國^一。即到^ニ且波國多遲麻國^一。追^ニ廻

東方^ニ到^ニ近淡海國。乃越^ニ三野國。自^ニ尾張國^ニ傳以追^ニ科野國。遂追^ニ到高志國^ニ而。於^ニ和那美之水門^ニ張^レ網。取^ニ其鳥^ニ而持上獻云々。

この事、書紀、また、姓氏錄、鳥捕部連の譜にも、見えたり。古人の行には、かゝるこゝろばえなる事、多くきこえたり。漢人の卑しむる直情徑行とは、いたく別なる趣ありて、めでたし。

七 還時^(一) 願^(二) 舳^(三) 魚多追來。即磐鹿六獺命。以^(四) 角^(五) 弭之弓^(六) 當^(七) 游魚之中^(八)。即着^(九) 弭而出忽獲^(十) 數隻。仍名^(十一) 曰^(十二) 頑魚^(十三)。此今諺曰^(十四) 堅魚^(十五)。

魚^(一) 今以^(七)角^(八)作^(九)鉤^(十)柄^(十一)釣^(十二)堅魚^(十三)此之由也

(1)願、祕抄に、領と書る本あるは、訛なり。

(2)祕抄に、名を號と作り。いづれにてもあるべし。

(3)又、頑を頑と書ける本あるは、訛なり。但し、谷川本には、頑と作れり。

(4)此注文、祕抄に、釣^ニ堅魚^ノの三字を脱し、作を爲と書り。また、今字を脱し、柄字を、橋・橋・橋など書る本あるは、悉、訛なり。また、之字、無き本もあり。此はいづれにてもあるべし。

還ります時、舳^{トモ}を願^{カヘリ}すれば、魚多く、追ひ來。即ち、磐鹿^{イハガ}六獺^{ムツカリ}の命、角弭^{ツヌハズ}の弓^{ユミ}を以て、游^{ウラ}べる魚の中に、當てしかば、即ち、弭^{ハズ}に着きて、出で、忽ちに、數隻^{アツク}を獲^エつ。よりて、名づけて、頑魚^{カツツ}と曰ふ。此を今の俗の諺に、堅魚^{カツツ}と曰ふ。(今、角^{ツヌ}を以て、鉤^{ツツ}の柄^{ツツ}を作り、堅魚^{カツツ}を釣^{ツツ}るは、この由なり。)

(一)願〔割注一〕は、名義抄に、カヘリミルとも訓り。こゝにては、カヘリミスルニ、とよむべし。〔本文傍訓スレバとあり〕

〔割注一〕 祕抄に、領と書る本あるは、訛なり。

七
三〇
(二)舳は、止毛と、よむべし。但し、此舳と、艦字の訓、混らはしければ、因に云ふべし。其は、和名抄に、

舳。兼名苑注云。船前頭謂之舳。漢語抄云。舟頭制水處也。和名閉。また

艦。兼名苑注云。船後頭謂之艦。楊氏曰。舟後刺權處也。和名云度毛。

と見え、このほか、漢國の字書どもに、舳を船前頭と注ひ、或は、船後持舵處とも注ひ、艦も亦、船頭とも、船尾ともいひて、決まらず。こゝなるは、顧舳と見えれば、さだめて、止毛と、よむべきなり。字鏡に、舳艦舳也、止毛、靈異記に、舳、フネノトモと訓るに
よるべし。

(三)角弭之弓。「ツヌハズの弓」

弭に、角を入たる、弓なり。(古の弓は、梔・槻・梓などの木弓なり。)和名抄に、

角弓。爾雅注云。弭今之角弓也。都能由美。

とあるも、この角弭弓に當たる訓なるべし。(類聚名義抄にも、然訓めり。)

萬葉集の長歌〔卷十六、三五〕に、鹿の言として、吾爪者、御弓之弓波受、とよめるは、鹿の爪の形を、弓弭に、准へたるなり。

後世の事ながら、源平盛衰記に、上下の弭に、角入たる滋籐の弓とみえ、田村草紙といふ古き作物語に、先祖よりの寶物とせる角の槻にて、大蛇を射殺せる由をいへるも、槻弓に、角の弭をはめたるをいへりとときこゆ。

常陸風土記(行方郡下)に、

有波須武之野。倭武天皇淳宿此野。修理弓弭。囚名也。

といへることも、見えたり。「割注二」

〔割注二〕古事記に、男弓端之調、女手末之調、書紀にも、男弭調、女手末調と見えたるは、古言にて、此は、たゞ弓とのみ云てあるべきを、古は、もはら弭を入たるによりて、連言の文に、しか云へるにやありけむ。

(四)當游魚之中。即着弭而出云々。「游べる魚の中に、當てしかば、即ち、弭につきて、

出でて、云々」下に注ふべし。〔三九頁〕

七

三三

(五)仍名曰頑魚。〔割注三〕「仍りて、名づけて、頑魚と曰ふ」
頑魚、カタウヲとよむべし。頑字、尋常に、カタクナと訓來れるは、カタといふが本語にて、一向に偏る意の言なり。伊呂波字類抄に、カタホナリともよめり。(直なるを、マホと云ふと、反對の言なり。)

〔割注三〕 祕抄に、名を號と作り。いづれにてもあるべし。また、頑を、頑と書る本あるは、訛なり。但し、谷川本には、頑と作り。

さて、カタクナといふは、カタに、クナといふ言を、連ねたるなり。

クナは、續紀二十卷の詔詞の中に、

惡逆在奴。久奈多夫禮麻度比奈良麻呂。

と見えたる、久奈〔割注四〕にて、其は、クネ／＼シ、またクネルといふ、クネと相通はし云へる、同意の言なるべし。

字類抄に嘔字、運歩集に恨字を、クネルとよめり。古今集序に、女郎花の一時をくねるとい

へるも、女の情の、クネ／＼シキをいへるなど、合せて心得べし。新撰字鏡に、倭を加太牟、靈異記に、奸を可陀彌など訓るも、直ならず、偏りて、ものするかたにつきて、いへる言なり。

いま此魚を、頑魚と名づけたるは、船の舳に頑みて、追ひ來れる由なり。〔注一〕

〔割注四〕 久奈と、多夫禮と、麻度比と、別言なり。同紀の詔詞に、多夫禮とばかりもみえたり。

〔注一〕 猿樂の鶺鴒といふ謡の詞に、

玉島川にあらねども、小鮎さはしるせゝらぎに、かたみて魚はよもためじ。

といへるは、もと、古歌の詞に、よれるなるべくきこゆるを、其本歌は、いまだ考へざれど、川の灣に、小鮎のかたみて在るよしにて、ためじとは、しかかたみてある鮎なれば、みな鶺鴒の喰盡して溜めおかじといふ意ときこゆ。かたへに思ひあはずべし。

(六)此今諺曰堅魚。〔こを、今の俗の諺に、堅魚と曰ふ〕
今の諺とは、後の世にはと、いはむがごとし。

七

三三

堅魚は、加都乎とよむべし。和名抄に見えたり。(下に其本文を引いて論ふべし。)(三四頁) 頑魚カクツの約りたるなり。

但し、こゝに堅魚と書ては、字のまゝに加太字乎とよむべければ、この魚の本名の頑魚と、名の呼さまの轉れる由をいふ書さまには、いかにぞや、おもはるれど、そのかみ、加都乎と云ひて、あまねく、堅魚と書ならへるまゝに、書るなり。其意を得てよむべし。

さて、堅魚の名の、古く書に見えたるは、古事記、雄略段に、有下堅魚カクツ作カクツ舍屋カクツ之家カクツと見えたり。但し、こは屋上に置く堅魚木カクツにて、其形を、堅魚の腊カクツに、象カクツりたる名なり。(此事下に論ふべし。)(三七頁)

其魚を云へるは、萬葉集(卷九、一七〇)詠水江浦島子ミツノエノの長歌に、

水江之、浦島兒之、堅魚釣云々。

和名抄に、

鯉大鯛也云々。漢語抄云、加豆乎。式文用堅魚二字。(鹽梅類煎汁の下に、本朝式云、堅魚煎汁。加豆乎以呂利。)

洞物語(國讓卷)に、あけて見れば、かつを、つぼやきのあはびなどあり。但し、漢字の鯉は、當らず。漢國の鯉は、鱧カクツの類なりとぞ。此方にて、鯉と書くは、堅魚の二字を、合せたるなり。

さて、延喜式などに見えたる、食料の品目の中に、堅魚若干斤カクツなどあるは、うちまかせて、此魚肉を、割りて蒸し、あるひは、湯煮して干堅め、よく腊カクツひたるを云へり。俗にいはゆる鯉節なり。(割注五)

〔割注五〕 肉に、腊カクツといふは、令義解に、腊全干物也とありて、鐵を鍛ふと云ふも、も同意の言なるべく、干して堅めたるをいふ。さて、其腊にも、堅柔の品ありしなるべし。その差は下に云ふべし。(三七頁)

さて、堅魚は、もはら、東海・西海の方に、多かる魚にて、畿内の海には、をさくあらす。〔注二〕 世にあまねからぬ魚にて、たゞかの肉を干堅めたるのみ、あまねく用ふものなるが故に、古より、堅魚といへば、うちまかせて、其干堅めたるもの、名の如くには、なれるなるべし。(割注六)

〔注二〕 兼好が徒然草に、

鎌倉の海に、堅魚といふ魚は、彼さかひには、さうなきものにて、此頃もてなすもの



なり。それも、鎌倉の年よりの申はべりしは、此魚、おのれらが若かりし世までは、はかばかしき人の前へ出る事、はべらざりき。かしらは、下部シモもくはず、きりすて侍りしものなり、と申しき。かやうのものも、世の末になれば、上カミさまでも、入りたつわざにこそ侍れ。

と云へるは、そのかみ鎌倉わたりの事なり。上カミさまとは、東國なる武家の、長だちたる人々を云へるにて、都がたのことにはあらず。

〔割注六〕俗に、加都乎といふは、堅き魚の義にて、堅魚の約りたるなりといへるは、鯉節のこのみ思へる強説なり。さては、その生るときの名を、何とかはいへる。

今、蝦夷の海にて捕る、にしんと云魚を、國地にては、其魚の全形を見たるものは、をさをさあらで、たゞ割て、腊ハクシにして渡せるをのみ、食物とするから、其腊ハクシをたゞに、にしんと云ふも（卑者の、刀のいたく錯たるを譬へてもいふめり。）おのづから、似たる趣なるをおもふべし。〔注三〕

〔注三〕京にても、諸國の中にも、鯉節を、たゞに鯉といふ處、彼此きこえたり。

但し、式に、堅魚筥二十四合、腊筥ハクシ五十五合など見えたる堅魚は、上に云へるごとく、腊の堅きにて、鯉節のことなるべく、腊は、きたひのよわき品を、いへるなるべし。また、堅魚脯カッポとあるは、そのきたひのまだしきをいへるにて、今俗になまりといひ、又なまり節マナリともいふ、これにて、其は、きたひに對へて、なまりといへるなるべし。

又、式に、煎堅魚若干斤と見えたるは、脯ホシのまだしきなるべし。又、堅魚煎汁若干斤とあるは、鮮堅魚ホマカッポの膏油アブラを煎取ニトリたるを云。今も海人の、其を貯置きて、醬油シユに和マシせて、物を煮るとぞ。是なるべし。

さて又、式に、堅魚ならぬ魚類に、鯖サバ・鰻アヒ・烏賊イカ・螺ササエ・蛸タコなども、若干斤と書るも、他物の例によるに、乾物ヒキモノなるべきを、然書ても、用足りて、通トスえたりしなるべし。さて件の堅魚の、くさくさの造りさまは、今さだかに知べき由なけれど、せめて、試みにいへるなり。

古事記に見えたる舍屋ヤの堅魚は、今も神社の製ツクリに遺れる堅魚木にて、其は、今の世に、いはゆる鯉節イナに似たる故の名なりと、その記の傳に、くはしく説はれたるは、然ることにて、其

を離りて望やれば、然も象り名づくべき状なりかし。

(七)今以角作二鈎柄一鈎堅魚。此之由也。〔今、角を以て、鈎の柄を作り、堅魚を釣るは、この由なり〕

此注文、いと意得がたく、前に、安房の國人に尋問ふに、其國わたりの海人の、鯉釣るさまを見聞くに、牛角の先のかたを、魚の口に合ふべく、削作りて、餌代とし、其旁に、鐵鈎を結付て、其牛角の本の方に、小孔を穿て、鈎繩を貫しかため、さて、本方七八寸圍なる大竹を、八九尺ばかりに切て、鈎棹として、釣るならひなりと談れり。以角作二鈎柄一といへるに合ひてきこゆ。〔割注七〕

〔割注七〕 此注文、祕抄に、鈎堅魚の三字を脱し、作を爲と書り。また、今字を脱し、柄字を、橋・橋・橋など書ける本あるは、悉、訛なり。また、之字無き本もあり。此はいづれにてもあるべし。

又いはく、近世或は、其餌代の角を鱈皮にて包み、又は鳥の糞の黒きを、少しく角に纏着などすれば、よく釣食ふものなりといへり。なほ、海人が心々に、とかくこしらへて、ものするなるべし。

かくて、艇に乗りて、海原をうかゞひ、鯉の集れる處に到りて、船を乗列めて、鈎の角を投入るれば、群寄りて競ひ食ふを、大聲を揚て、いかめしく、いきほひて、時のまに、數隻釣上るなり。あまりに多く集れる時は、たゞ船をしるべに、群り競ひ寄りて、船中にも跳び入り、また往來の他船をも慕ひ、追來ばかりなる事も、まれくありと聞けりと語れり。後に、上總・伊豆・相模の、國人の語れるも、とりづながら、大むね同じ。〔注四〕

〔注四〕 此頃、元祿五年に、野必大といふ人の著せる、本朝食鑑といふ書を見るに、凡漁人釣鯉以犢角及鯨牙。削措作鈎而釣者無餌。以鐵鈎而釣者。以鱈鱈爲餌云々。若乗釣時遇群鯉逐餌而來。則驚跳入缸。不可當魚陣之中。恐魚多壓沈于船。故遙望群鯉之至。則急棹船去矣。といへり。既に己が聞きたると、おほかた同じ趣ながら、はやく、むかし人の記しおけるが、おむかしくて、注き添へつ。

此時の古事に、いとよく合ひてきこゆるにあはせて考ふるに、上に、

以三角弭之弓、當游魚之中。即着弭而出、忽獲數隻。

といへる、其弓弭は、牛角にてぞ製りたりけむ。其を游べる堅魚の中に擬ひたりければ、やがて其角に喫着て、水を出たるを捕れる由にきこえたり。〔注五〕

〔注五〕 肥後風土記に、此天皇より前に、筑紫の熊襲を征て、還幸の時の事を記して、

御船左右遊魚多之。棹人吉備朝勝。以釣釣之多有所獲。即獻天皇。勅曰。所獻之魚此爲何魚。朝勝見奏下申未解其名。正似鱒魚上耳。歷御覽曰。俗見多物。即云爾倍佐爾。今所獻魚甚多有。可謂爾倍魚。今謂爾倍魚其緣也。と見えたるも、此時の釣に似たる趣なり。

八 船遇潮涸天渚上爾居奴。掘出止爲爾得八尺白蛤一貝。

船、潮の涸るゝに遇ひて、渚の上に、居ぬ。掘り出ださむと爲るに、八尺の白蛤、一貝を得つ。

(一) 船遇潮涸天云々。 頑魚を釣りて、磯近く、漕還り来る、時しも、潮涸るゝに遭て、船の渚に艘たるなり。和名抄、舟車類に、
説文云。艘。船着砂不行也。爲流。(色葉字類抄には、艘フネキルとよめり。)

萬葉集〔卷十一、二六三〕(相聞、譬喻歌)に、
水沙兒居。渚座船之。夕鹽乎。將待從者。吾社益。

とよめる、譬喻詞の趣なり。〔割注一〕

〔割注一〕 此歌の、渚座船を、舊説、スニナルフネ、とよめるは、いかが。渚に居る船とは、いふべきにあらず。

(二) 掘出止爲爾云々。〔掘り出ださむと爲るに云々〕
船の渚上に艘たるに、潮の來るを待たで、砂を掘て、潮水を引て、船を浮べ出さむと爲るなり。

(三) 八尺白蛤一貝。ヤサカシロウムギヒトツとよむべし。

八尺は、蛤の大なるほどをいへるなり。萬葉集〔卷十三、三四〕に、杖不足、八尺、嘖、とよめるは、一丈に足らぬ、八尺といひかけたるにて、其本語を知るべし。但し、物の長さをはかるに、丈・尺・寸・分と云ふは、漢國の度制につきて、設けたる名なるべく、おもはるゝ中にも、尺は字音なるにか、又、尺に當て設けたる名の言の、たまゝ字音に似たるにもあるべし。〔割注二〕

〔割注二〕 尺度の名の事は、古事記、垂仁段に、一丈二寸、四尺一寸、反正段に、九尺二寸など見えたる、其處の傳に、論はれたり。讀見て考ふべし。

いづれにも、この八尺、漢風の度制ならむには、當昔の言にはあらで、傳説の趣を、後の言にうつして、語傳へたるまゝに、記せりと意得べし。常陸風土記（多訶郡）に、

倭武天皇。爲レ巡東陲頓宿此野。有レ人奏曰云々。又海有ニ鯨魚。大如ニ八尺。とみえたるも、おのづから同例に記せるものとすべし。

蛤は、本草和名に、海蛤和名宇牟岐乃加比（和名抄も同じ）と見ゆ。波萬具里の古名なり。此時の事を、姓氏錄、高橋朝臣の譜に、景行天皇巡狩東國、供獻大蛤とみえ、書紀、また姓氏錄、膳大伴部の譜には、白蛤とみえたり。（全文は、下に舉記すべし）〔九二・三頁〕

九 磐鹿六獺命。捧件二種之物獻於天后。即天后譽給比悅

給且詔久。甚味清造欲供御食。爾時磐鹿六獺命申久。

六獺命新理天將供奉止白天。遣喚無邪志國造上祖大多

毛比。知々夫國造上祖天上腹天下腹人等。爲膾及煮燒

雜造盛天。見河曲山梔葉天高次八枚爾刺作利。見真木

葉天枚次八枚爾刺作天。取日影天爲縵。以補葉天美

頭良乎卷。採麻佐氣葛且多須岐仁加氣爲帶。足纏乎

結天。供御雜物乎結飭天。乘輿從御獺還御入坐時爾爲

供奉。

- (1) 祕抄に、悦より造までの字、九脱けたり。
- (2) 又、欲を、鮎・鱒・鯰などの字に、訛れる本あり。
- (3) さて、白の下の辭の天より盛天まで、三十七字を略けり。
- (4) 邪の下に、志字、脱けたり。今、こゝに引く、國造本紀〔四九頁〕を證として、決めて補ひつ。

(5) 河曲を、月令に阿西、祕抄に河西、一本に阿曲など作きて、參互に誤れるを、谷川本に河曲とあれば、かたがた考訂せるなり。

(6) この梶を、月令の類從本、又祕抄に、梶と書き、又祕抄の他本に枹、また杓と書けるが
あり。ともに誤りなり。こは月令一本に依る。

(7) 祕抄に、枚を、杯〔坏イ〕或は、次〔坎イ〕と作る本あり。誤なり。

(8) 爾字、二ともに、諸本どもに脱たるを、谷川本に依て補ふ。

(9) 利字、月令に脱たり。祕抄に依て補ふ。但し、その利を、爪に作る本あり。訛なり。

(10) 刺字、月令・祕抄に、刺と作り、古體なり。月令、今一ところは、判と作るは、その草體なり。祕抄一本のところに、判と作るは、訛なり。いま、みな、普通の體に改む。

(11) 又、下の八枚の枚字、月令に脱たり。祕抄に依て補ひつ。

(12) 豆字、祕抄に依りて補ふ。縵字、祕抄に縵と作り、此二様、古書などに通はして書り。

いづれにてもあるべし。

(13) 天字、祕抄に、乎と作り、然てもきこえはすれど、文體かけあはず、其は訛とすべし。

(14) また加氣の下、祕抄一本に、豆字あり。さかしらに加へたるものと見ゆ。

(15) さて又、谷川本に、加氣を多須岐豆として書るは、めづらしき言づかひときこゆれど、
月令・祕抄の諸本にも、いたく異なれば、たやすく依りがたし。なほよく考ふべし。

また、祕抄に、こゝの爲_レ帶より、下文の誓賜天依賜支まで、二百九十九字を略きて、
云々と書て、時爲_二供奉_一太后詔之と、約めしるして、是時より下の分書、豊日連後也ま
で載せたり。

磐鹿六檣の命、その二種の物を、捧げて、太后に、獻りき。即、太后、譽め給ひ、悦び給ひ
て、詔り給はく、いと、味く、清く、造りて、御食に、供へまつらん、と詔り給ひき。その
時、磐鹿六檣の命、申さく、六檣、新理らせて、供奉らむ、と白して、無邪志の國、造が

上祖、大多毛比、知々夫の國造が上祖、天上腹・天下腹人等を、喚ば遣めて、脛に爲り、及、煮焼して、くさぐさ、造り盛りて、河曲山、梔の葉を見て、高次、八枚に、刺し作り、眞木の葉を見て、枚次、八枚に、刺しつくりて、日影を取りて、縵とし、菰の葉を以て、美頭良を巻き、麻佐氣葛を採りて、多須岐にかけ、帯にし、足纏を結ひて、くさぐさの物を供へ、結ひ飴りて、乘輿、御櫛より、還御入り坐す時に、供へ奉らむとす。

〔一〕捧二件二種之物。〔その二種の物を捧げて〕

〔二種之物〕は、かの頑魚と、白蛤との、二種なり。

捧は、古事記、神代段に、其取后大御酒杯、立依指擧而云々。雄略段に、三重姦指擧大御盞。名義抄に、捧ササグ。

〔一〕甚味清造云々。〔いと、味く、清く、造りて、云々〕

天皇の、御櫛より、還幸せる時に、供奉らむと、詔へるなり。造はツクリとよむべし。〔其由は、次に云ふべし。〕

〔三〕爾時、磐鹿六櫛命申久、六櫛令新理天。〔その時、磐鹿六櫛の命、申さく、六櫛、新理らせて〕

〔その時、六櫛の命、申さく〕といひて、又徒に、六櫛、としもいへるは、やがて、其奏せる言なり。いひしらず、めでたき、古文なり。

〔四〕令新理天云々。〔新理せて云々〕 六櫛命、おのれ御饌を掌りて、人々に新理せて、獻らむと奏せるなり。〔其人々は下に見ゆ。〕

新理の字は、大嘗祭式に、凡新理御膳、古點、ツクル、とよめり。こゝなるも、其言もてよむべし。上文に、清造と詔へるも、これにて〔下文にも、誰造所進物と見ゆ〕、食物を新理ことなり。〔今の俗にも、鱈・差身をば、造といふ。古言の遺れるなり。〕洞物語〔俊蔭卷〕に、「俎どもたて、魚つくる」又〔吹上卷〕「まないたて、魚鳥つくる」宇治拾遺物語に、「いざ、此雉子を、いけながら、つくりてくはむ」などなほあり。〔注一〕

〔注一〕 今此つくといふことの因にいふ。曾根好忠集に、十二月中の歌に、
へつくりが、垣ねの雪を、よき人は、鶴の上毛と、おもふらんやは。

又、その卷末に載たる、源順朝臣のかへし歌に、

へつくり、しらせずもがな、難波江の、蘆間をわけて、あそぶつるの子。

とみえたる、へつくりは、ひゑつくりの約りたるにて、俗にいふ、料理人のこと、きこえたり。

さて、そのひゑは、古事記、神武天皇の御歌に、鯨の事につきて、斐惠泥、とよませ給へるを、傳に、聶ねなり、肉を、薄く、小さく、切ることなりとて、委しく辨へ、注されたるがごとし。

さて、かく考へおきつる後に、或人京に上りて、ある公家さまに、参りたりけるに、あやにくに、今日は、へつくりが、たがひて、酒の肴調するもの、あらで、さうくしくこそと、のたまひき。其へつくりとは、いかなる人の事にか、と問ふに、既に此考へおける由をかたりて、かへりて、その證を得たりき。又その後、京なる人にたよりて、たづね合はせけるに、四條家にて、料理人を然呼び給ふ例なりとぞ。しかすがに、公家さまには、然る古き稱の遺れるなり。さてこそ、いはゆる、へつくり、に、鶴はよみあはせたる歌の意もよくきこえたれ。

(五) 遣^レ喚^ニ無邪志國造上祖大多毛比……。「無邪志の國造が上祖、大多毛比……を喚ばしめて」邪の下に、志字、脱けたり。今、こゝにひく、國造本紀を證として、決めて補ひつ。

さて、牟邪志は、武藏なり。國造本紀に、
无邪志國造志賀高穴穗朝(成務天皇)世。出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫。
兄多毛比命定賜國造。〔割注一〕

とみえたる、此人なり。但し、此時は、いまだ國造になされざる前の事なりき。

〔割注一〕 同御世に、菊麻國造、伯岐國造、大島國造も、この兄多毛比命の子を定賜へる由、同紀にみえたり。又、胸刺國造、岐閉國造祖、兄多毛比命兒、伊狭知直、定賜國造、とみえて、兄多毛比命を、岐閉國造祖といへるは、心得がたし。此は、文の錯亂脱誤あるべく聞ゆ。

(六) 〔遣^レ喚^ニ……〕知々夫國造上祖天上腹天下腹人等。〔……知々夫の國造が上祖、天上腹、天下腹人どもを、喚ばしめて〕

知々夫は、和名抄、武藏國郡名に、秩父知々夫、國造本紀に、知々夫國造瑞籬朝（崇神天皇）御世、八意思金命十世孫、知々夫彥命定賜國造^{イツキマツラシメタマヒキ}、拜^ニ祠^ニ大神と見えたり。天上腹・天下腹人等は、天神本紀に、饒速日命天降の時、供奉の神、三十二軀の中に、天表春命（八意思兼神兒、信乃阿智祝部等祖）^{アマノシヅメ}、天下春命（八意思兼神兒、武藏秩父國造等祖）と見えたり。こゝに、天上腹・天下腹人等といへるは（春と腹と通はし呼て）、其裔孫の族を、然呼ぶが在りつるなるべし。

（七）爲^レ鱠及煮燒雜造盛天。〔鱠^{ナマス}につくり、及^{マク}、煮燒^{ニヤキ}して、くさぐさ、造^{ツク}り盛りて〕

鱠は、尋常のごとく、ナマスとよむべし。〔頭書一〕 字鏡に、鰯膾肉也。宍〔割注二〕乃奈萬須。また、鰯肉乃奈萬須。萬葉集〔卷十六、三八五〕の長歌に（鹿の言として）、吾宍者、御奈麻須波夜志、など見えたり。

〔割注二〕 宍を、一本に、宇乎と作り。又、一本に、宇と書るは、誤なり。

〔頭書一〕 清安云。膾の訓義は、鮮肉を、鮮もて食ふより、ナマス、といへるにもあらん歟。

さて、此「爲^レ膾」は、上に「捧^ニ件^ニ種^ニ物^ニ」といへるを受て、もはら、頑魚と蛤の二種〔割注三〕をいひ、「及煮燒」は、其二種も、その他にも、「雜造盛天」と云ふまでに、照應たる文なり。〔注二〕

〔割注三〕 書紀には、白蛤爲^レ膾而進^レ之。姓氏錄にも、然見えたり。

〔注二〕 因に云、上世には、膾を殊に賞たるにか。雄略紀に、二年十月、御馬瀬に幸して御獵の時、問^ニ群臣^ニ曰、獵場之樂、使^ニ膳夫^ニ割^レ鮮^ニ云々、また、割^レ鮮野饗^ニ云々、かくて、皇太后の御言に、膳臣長野能作^ニ宍膾^ニ、願^レ以^レ此^ニ貢^ニ、天皇跪禮而受^レ曰、善哉云々。

又、皇太后の厨人を宍人部に加へて貢らせ給ひ、次々に、諸臣も、宍人部を貢れること見えたり。天皇すら、獸の膾をさへに、然賞給へる趣に、きこえたり。同御世七年、吉備臣弟君、百濟より、宍人部を率て還りて、獻りし事も見えたり。

又、上にも、引出たる萬葉集〔卷十六、三八五〕に、鹿の言としてよめる歌詞に、

平群の山に、四月と、五月の間に、藥獵^{クスリガリ}、仕ふる時に、云々。

わが宍は、御膾はやし、わが臍も、御膾はやし、云々。

など見えたり。

さて、藥獵の幸は、推古紀にも見えて、猪鹿などの穴を、藥ともしもいふばかりに、世人の賞たりときこえ、又、猪鹿をさして、志々といふも、穴を賞るうへより呼ぶ名なるをも、おもふべし。

〔八〕見河曲山梔葉。〔割注四〕〔河曲山、梔の葉を見て〕

〔割注四〕 河曲を、月令に阿西、祕抄に河西、一本に阿曲など、作きて、參互に誤れるを、谷川本に、河曲とあれば、かたがた、考訂せるなり。

和名抄、安房國、安房郡の郷に、河曲、加波和（此地のこと、上「二三頁」にもいへり）とある地の、山なるべし。

梔は、波士とよむべし。〔割注五〕

〔割注五〕 この梔を、月令の類従本、また祕抄に、梔と作き、又祕抄の他本に枹、また杓と書けるがあり。ともに誤りなり。こは、月令一本に依る。

書紀〔天孫降臨第四の一書〕に、天梔弓……梔此云波茸、古事記に、天之波士弓〔割注六〕とある、弓材これなり。

〔割注六〕 萬葉集〔卷二十、四六五〕に、

すめろぎの、神の御代より、波自由美を、手にぎりもたし、眞鹿兒矢を、手狭み添へて。云々。

今俗に、波是とも、漆木とも云。山なるを山はじ、又、山うるし〔はぜイ〕ともいひて、殊によく、もみぢするものなり。〔注三〕

〔注三〕 和名抄、染色具部に、黄櫨、文選注云、櫨、今之黄櫨木也、和名、波邇之とある、是なり。波邇之と云ふは、言の轉るなり。

さて、梔は、くちなしに當る漢名なるを、書紀に、波茸に當られたるは、當りがたけれど、さる差は、例の事なれば、難むべきにあらず。其物さねは、まぎれなし。

和名抄に、梓、孫愔切韻云、梓、木名、楸之屬也、和名、阿都佐とあるに、別本には、又云波之とあるは、弓の材に用ふる阿豆佐も、波之も、同物と意得て、推量に定たる説に依れる、初稿の本なるべし。

〔九〕「……」高次八枚爾刺作利。見眞木葉天。枚次八枚爾刺作天。〔注四〕「……」高次、

八枚に、刺し作り、真木の葉を見て、枚次、八枚に、刺し作りて」

〔注四〕 祕抄に、枚を杯「杯イ」或は次「坎イ」と作る本あり。誤なり。

爾字、二ともに、諸本どもに脱たるを、谷川本に依て補ふ。

利字、月令に脱たり。祕抄に依て補ふ。但し、その利を、爪に作る本あり。訛なり。

刺字、月令・祕抄に、刺と作り。古體なり。月令、今一ところは、判と作るは、その草體なり。祕抄一本のところに、判と作るは訛なり。いま、みな、普通の體に改む。

又、下の八枚の枚字、月令に脱たり。祕抄に依て補ひつ。

高次は、高賀須伎。枚次は、下文には、平次と書けり。比良須伎とよむべし。〔割注七〕

〔割注七〕 次を、須伎とよめる例は、天武紀に、次、此云須伎、古事記・萬葉集に、禊を手次と書り。

○大嘗祭式「神御雜物」に、

供神御雜物者。大膳職所備。多加須伎八十枚。(高五寸五分。口徑七寸。無蓋。折足四所。別盛隱岐鯨。烏賊各十四兩。熬海鼠十五兩。魚腊一升。海菜十兩。鹽五勺。)

並居葉椀(久菩豆)。覆以笠形葉盤(比良豆似笠形)。以木綿結垂裝飾。比良須

伎八十枚。(高及口徑裝飾。與多加須伎同。但足不折。別盛具物種々別五合。)

と見えたり。すべて、此供奉さまを、當昔にめぐらして思ひみるべし。

八枚は、古言に例云へる、彌つにはあらで、數量の八なり。(下文に、大八洲爾像天、八乎

止古・八乎止咩定天、と云ることも見ゆ。〔番號一五〕

刺作は、御饌物盛たる、高次には梶の葉、枚次には真木の葉を、小枝ごめに刺し作り、装飾れる趣なり。

真木は檜の木なり。〔割注八〕

〔割注八〕 冠辭考、まきさくの條に、委く説辨へられたるが如し。萬葉集に、隱口乃、

泊瀬山者、真木立、荒山道乎〔卷一、四〕また、三芳野之、真木立山湯〔卷六、九三〕

などよめるも、是なり。

さて、この見河曲山梶葉云々、見真木葉云々、といへるは、時しも、十月の頃なりければ、梶葉の、もみぢしたるが、真木の青葉に映えて、美はしきを見興て、殊さらに、その小枝を採り來て、ものせるなるべし。

見_二河曲山栴葉_一と云ひて、採_{トリテ}といはず、次にも、見_二真木葉_一といひて、同山のものを探れる由にきこえ、又此次に、取_二日影_一云々、以_二栴葉_一云々、採_二麻佐氣葛_一云々、と言を替たる古文のさま、いひしらず、めでたし。

(一〇) 取_二日影_一豆爲_レ纒。〔割注九〕〔日影を取りて、纒とし〕

〔割注九〕 豆字、祕抄に依りて補ふ。纒字、祕抄に纒と作り。此二様、古書などに通はして書り。いづれにてもあるべし。

已下、六稽命の、装儀の状なり。

日影は、古事記に、手_ニ次繫_{カケ}天香山之天之日影、古語拾遺に、以_二蘿葛_一（蘿葛者比可氣）爲_二手纒_一と見え、大嘗祭式、齋服條に、親王以下女孀以上、皆日蔭臺、四時祭式、供_二新嘗_一料物の中に、日蔭二荷と見えたるは、萬葉集〔卷十九、四七六〕新嘗會肆宴の時の歌に、大伴家持、足_レ日木乃、夜麻之多日影、可_レ豆良家流とよめる、日影これなり。（齋宮式、供_二新嘗_一料物にも、日蔭二荷、また、日蔭葛二荷。）

また、和名抄、祭祀具に、蘿鬘、日本紀私記云、以_レ蘿爲_レ鬘、和名、比加介加都良。〔注

五〕と見えたるも、これにて、六稽命、この物を取て、鬘とせるよしなり。

〔注五〕 印本どもに、爲_レ鬘以_レ蘿と書るは、條目に、蘿鬘とあるにも差ひたれば、古寫本どもに據りて、訂して引つ。但し、日本紀神代卷、諸本悉、以_レ蘿爲_二手纒_一とあり、釋紀にも然あれば、この私記の文は、日本紀の本文にはあらず、後世に蘿を鬘に用ふるうへをいへる文なるを、抄出して記されたるものなるべし。故、こゝには、祭祀具に、蘿鬘を比加介加都良と訓る古言の證とすべし。加都良は、葛の義には非ず。

さて、その日影は、おのれ都に在ほど、或公家さまの御内人、谷森種松が〔日影葛の考、卷末に出でたり〕云けらく、

日影は、今もこの山城の東山・北山、また、男山・比叡・愛宕の山々の、樹下などの、苔生すばかりの處に生ひ出て、地上にいと長く、延_レ回_レれる蔓草なり。小枝、參_レ差_レに、繼々にいできて、葉といふべきものは、蔓_レごめに、皆鬚の末ばかりにて、繁_レく着_レたり。色は緑にて、清く、美しく、採_レ置_レきて程経れど、色あせずして在るものなり。これを土人ども、なべて比_レ軻_レ礙_レといへり。さて、其年歴たるは、本蔓の太さ、尋常の箸ばかりにも

なりて、引試るに、強くて、襷にすとも、よく堪ふべきものなり。古事記などに、手次テスヤに繫くと見えたる日影は、きはめてこれなり。しかるに、此氏文に、縵とすとあるは、その若くて細きを採りて、縵として垂たるなるべし。家持卿の、新嘗會に仕奉りて、足引の、山下日影、かつらける、とよめる歌の萬葉集〔卷十九、四七六〕に見えたるも、これなるべし。

やがて、その日蔭を採り來て、見せたるを、觀れば、まことに、前にいへるがごとし。又、いはく、

今の御世にも、大嘗祭、また年毎の新嘗祭の神事にのみ、おもく仕奉らるゝ公卿たち、この日蔭を、冠の巾子コシに、いさゝかばかり纏垂れて、鬘としたまへり。これを日蔭の鬘といへり。しかるに、その翌日フタノヒ、豊明節會には、冠上に心葉といふものを立てゝ、白糸或は、白青の糸を縫合せ、或は組みて、心葉にそへて、簪に纏ひて、美しく、長く、冠の左右に、八條結び垂れて、これをも、日蔭の鬘といふものゝごとくなれるは、虚飾にながれて、古實の衰へたるなり。

といへり。今も新嘗祭の料に、近江蒲生郡龍王山といふ山なる日蔭を採りて、小野村より進

る例なり。故、その山を、纏山ともいふと國人いへり。〔注六〕

〔注六〕 既に、山田清安云ひけらく、日蔭といふ草は、己が本國の薩摩の山々、又大和の葛城・膽駒・春日・多武、紀伊の高野などの山々にて見たりとて、其形狀など、種松の云へるに同じ趣に、あらゝかたりて、古書どもに見えたる日蔭、これなるべし、なほよく考ふべし、といへりき。

又後に、信友が故郷の若狭の國人に、かの種松がくれたる日蔭を示せて、かゝる蔓草を知れりやと問ふに、こは、こゝかしこの山々にありて、日蔭のかつらといふと云へり。また、山里人にも問ふに、此は、わが住む里の山々に多かり。子どもの手操採り來て、もてあそび、或は襷に懸け、或は人を縛るまねびなどして、たはぶるゝものなり、といふ。それが名を、日蔭とはいはずやとへば、おほくは日蔭などに生ふるものなれば、さもいふべけれど、おのがあたりにては、狐ケツネの尻ふきと呼なれたりといへり。何ぞも、さいふといへば、かれがはこする處によけむと笑ひて、いひさして止みぬ。いかに邊鄙の、山里人なればとて、あまりなる名をこそは、負はせたりけれ。さて、此もの、上にいへるごとく、處々にありときこゆれば、なほ諸國の山々にも多かりぬべきを、なべて

は、人知らぬものごとくにはなりぬるなり。

然るに、和名抄、苔類に、

蘿、唐韻云、蘿（魯何反、日本紀私記云、蘿、比加介）女蘿也。

松蘿、雜要決云、松蘿一名女蘿（和名、萬豆乃古介、一云、佐流乎加世）

と、別條に擧たるを、唐韻に、蘿、女蘿也といひ、雜要決に、松蘿の一名をも女蘿と云へる、漢名の異説に拘泥て、和名の比加介をも、萬豆乃古介、また佐流乎加世ともいふものと、同物なりと心得たる説は、僻事なり。本草和名にも、松蘿一名女蘿（こは雜要決と同じ）云々、末都乃古介、とのみあるをも、證とすべし。

さて、松蘿は、深山の茂れる老松ヒネマツに寄りて生る苔ながら、細き蔓草だちて、枝に垂懸れるものにて、古今集の物名に、さがり苔とあるも、これにて、今も然いへり。此の物は、細く弱くて、襷には堪ふべきものにあらず。〔割注一〇〕

〔割注一〇〕 おのれ、前には、古事記傳の、日影の説に隨ひて、なほ考へたることもありて、前の稿にもものしたりしを種松の説をきゝて、強語してけりと思ひ直して改めつ。

（二二）以ニ補葉ニ天。美頭良乎卷。〔補の葉を以て、美頭良を卷き〕

蒲は、本草和名に、蒲黄、加萬乃波奈（和名抄に、唐韻云、蒲、草名、似蘭、可ニ以爲レ席也、加末）また、敗蒲席、布留岐加末古毛、など見えたる加末、これにて、字は、補・蒲、通はして作り。

美頭良は、和名抄に、

髻。唐韻云。髻。髻也。和名、毛止々利。四聲字苑云。髻。屈髮也。和名、美豆良。一云。訓上同。

古事記に、伊邪那岐命の御装を、刺左之御美豆良、湯津津間櫛、と見えて、上代に、男子は、髪を左右へ分けて、結縮ユヒツクたるを、美豆良と云へり。萬葉集〔卷七、二六七〕に、角髪カクガミと作るも、其左右にあるが、角のごとくなる故に、然書るなり。

さて、其鬢を補葉をもて、巻き装ひたるなり。〔割注一一〕

〔割注一一〕 下文に、五十七年、……三宅連意由、以ニ木綿ニ代ニ補葉ニ天、美頭良乎卷寸、從レ此以來用ニ木綿ニ云々と見えて、その時より、件の古風を改めたるなり。なほ其處をよみ合すべし。〔番號一七〕

書紀には、以蒲爲手櫛とあり。〔注七〕

〔注七〕 因幡國人云、わが國の農民の中に、古よりの慣にて、蒲を組み、手櫛とするものあり。また夏頃、腹懸といふもの、紐にもつくりて、手櫛のごとく、首より肩に懸るに、汗通らで、便よしといへり。さて、その蒲の、水より上に出たる處は脆くて、手櫛などに堪がたし。水中にあるところ、脆からず、しなやかにて強し、と聞りと云へり。この事、こゝにいふは、いたづら説なれど、古事の證に、因に書き添へつ。

〔二〕採麻佐氣葛天。多須岐仁加氣。爲帶。〔注八〕 〔麻佐氣葛を採りて、多須岐にかけ、帶にし〕

〔注八〕 天字、祕抄に、乎と作り。然てもきこえはすれど、文體かけあはず、其は訛とすべし。また、加氣の下、祕抄一本に、豆字あり。さかしらに加へたるものと見ゆ。

さて又、谷川本に、加氣を多須岐豆として書るは、めづらしき言づかひときこゆれど、月令・祕抄の諸本にも、いたく異なれば、たやすく、依がたし。なほよく考ふべし。また、祕抄に、こゝの「爲帶」より、下文の「誓賜天依賜支」まで、二百九十九字を

略きて、云々と書きて、「時爲供奉大后詔之」と約めしるして、是時より下の分書、豊日連後也まで載せたり。

〔麻佐氣葛は〕 書紀、繼體卷の歌に、磨左棄逗囉とあるによりて、葛を豆良と、よみつゞくべし。古事記に、爲鬘天之眞拆而、これを古語拾遺に、以眞辟葛爲鬘、と云へり。

造酒式、大嘗祭供神物中に、眞前葛三擔、古今集、採物歌に、

みやまには、霰降らし、外山なる、まさきのかつら、色つきにけり。

など見えたるも、これにて、この麻佐伎を、麻佐氣とも、通はし云へるなり。

このものゝことを、岡部翁の説に、

常葉木を、眞榮樹といふがごとく、常葉なる葛を、すべて眞榮葛と云ふ。幸と榮とを一つにいふは、古の常なり。まさきのかづら色づきにけり、とよめるは、十月の頃、古葉の美しく色づくものなるを云ふ。(冠辭考、古今集打聞の説を合ていへるなり。)

と見えたれど、己がおもふところは、眞榮樹は、必しも常葉樹ならずとも、時節に合ひて、葉の榮え美しきをいふべく、眞榮葛といふも、其と同じ趣にて、葉の榮え美しきをいへる

にて、後の世のごとく、草木の在状を、こまかに見とほし、別つことはせで、ただうち見たるうへにても、然はいへるなるべし。さてはかの、まさきのかづら、色づきにけり、とよめるは、眞榮なりつる、葛の色づきたり、といへるにて、一首の感も深くきこゆるをや。かれこれ、かよはして、證考ふるに、古事記、天石屋の段に、爲_レ鬘_二天之眞拆_一とあるは、古語拾遺、同段に、以_二眞辟葛_一爲_レ鬘、とあるを思ふにも、葛字の脱けたるにて、舊は、眞拆葛とありしなるべし。古語に主_二とある、葛と云ふ名を略きて、徒に、眞拆と云ふべきにはあらずかし。〔注九〕

〔注九〕 外宮儀式帳二月例の條に、始子日、神官等、湯_二歛山_一に入て、歸來る時の事を、諸禰宜氏人等波。眞佐支乃_二縵爲_一豆。自_二山下_一來_二豆_一云々。

と見え、内宮儀式帳、同條にも、同事を載せたるに、眞佐岐_二縵爲_一豆_二下來_一、云々と見たり。こは眞榮の葛を、鬘と爲るが恒例にて、口_二馴_一れたるにあはせて、カツラと云ふ、同音の言の重れるから、おのづから、葛を略きて、眞佐支乃鬘、と云ひならへるものなるべし。さて、二月の頃、山にて、其葛を探りて、鬘とせるをもて、眞榮の葛なることの義、ますく_一慥なり。

又、おもふに、まさきは、眞榮の義にて、それを約めては、麻佐氣といふべけれど、こゝに麻佐氣といへるは、本語にて、麻佐葉といふは、轉りたるいひさまにもやあらむ。しからは、眞拆・眞辟などかけるを、麻佐氣とよまむも、わるからじ。さて、此葛を禪に懸て、御饌を料理り、また帯にもせるなり。〔注一〇〕

〔注一〇〕 古事記、天石屋段に、日影を手次に繫け、眞拆を鬘とせることの見えたるを、傳〔八之卷〕に委く、説辨へられて、

師説には、古事記も、書紀も、もとは、眞拆を手次とし、日影を鬘としてありけるを、後に誤て、右の如く、日影を手次に、眞拆を鬘にとは、書るなり。眞拆は、長く強き物なれば、手次とすべく、日影は弱き物なれば、手次には堪べからずとあり。此説まことにさることなり。但し、眞拆の手次といふこと、凡て古書に見えたることなれば、此はなほ疑はし。

と云はれたるは、此氏文に見えたる古事を、見おとされたるなり。さて、岡部翁の、日影は弱き物なれば、手次には堪ふべからずと云れたるは、一わたりさることながら、此もの細きものなれど、いと長く垂れて、葉のこまかなる、蔓草なれ

ば、幾條もくりあつめて、繕ひたらむには、襷にも堪ふべく、緑絲をふさねたるさまして、麗はしかるべきなり。

〔二三〕 足纏乎結天。〔足纏を結ひて〕

足纏は、阿由比とよむべし。古事記、允恭段に、宮人の阿由比の小鈴云々。(此歌、書紀には、安康卷に載られたり。) 書紀、雄略卷に、眉輪王の事に依て、兵を起して、圓大臣の宅を圍ましめ給へる時に、

大臣出立於庭。索脚帶。時大臣妻持來脚帶。愴矣傷懷而。歌曰。

臣の子は、帛の袴を、七重着し、庭に立たして、阿遙比〔割注一二〕なだすも。〔割注一三〕

〔割注一二〕 足結を、かくも、かよはして云へるなり。

〔割注一三〕 なだすもは、荒木田久老神主の、書紀の歌解に、徒爲毛(アダスモ)なりとて、委考説あり。

皇極卷〔二年十二月〕に、

蘇我大臣蝦夷。立已祖廟於葛城高宮。而爲八伯之儔。遂作歌曰。

大倭の、忍の廣瀬を、渡らむと、阿庸比手刷り、腰刷らふも。〔割注一四〕

〔割注一四〕 河を涉らむとして、脚帶を解きなど、身つくらひする状をいへり。萬葉集〔卷十七、四〇八〕に、安由比多豆久利とよめるも、手刷(タツクロヒ)の約まりたる言ときこゆ。又〔卷十一、三三九〕

朝戸出の、君が足結を、潤す露原、はやく起き、出でつゝ吾も、裳の裾濡さな。

など見えたり。徒歩にて、ことある時、袴を擡げ、膝下より、その裾ごめに、布帛などをもて、脚を纏ひ裏む具なるべし。書紀に、脚帶と作れたる、はた、おもひ合すべし。此時、六猶命、御饌の事、とり勞きて、とかく、立走りせるによりて、此具を用ひられたなるべし。

〔注一一〕

〔注一二〕 天武紀〔五年正月〕に、高市王以下、小錦以上大夫等、贈衣袴・褶・腰帶・

脚帶及机杖とも見えたり。さて、和名抄、行旅具に、

行纏。唐式云。諸府衛士。人別行纏一具。本朝式云。脛巾。俗云、波々岐。

と見えて、脚帶を載られざりつるは、當時既く、脚帶の製革りて、いつしか、名も替り

たりしなるべし。また、萬葉集〔卷七、二二〇〕に、

齊種^{ユケネ}蒔く、あらしの小田を、求めむと、足結^{アユヒ}出所^{イデスレ}沾、この川の瀬に。

此足結^{アユヒ}は、用言にて、足を結^ユひ出で、なるべし。又、送別長歌〔卷十七、四〇八〕に、

大君の、命畏み、食國の、事とりもちて、和可久佐能^{ワカクサノ}、安由比多豆久利^{アユヒタマククリ}、むら鳥の、朝立ちいなば、云々。

とよめり。これらは、もはら、今の世の、ハッキといふ物のごとく、きこゆ。和可久佐能^{ワカクサノ}、安由比^{アユヒ}と云へるは、そのかみ、何ぞの弱草^{ワカクサ}もて造れる事の、ありしなるべし。上に引たる、和名抄、行纏の條に、

新抄本草云。茵^イ。和名、以知比。今俗編^{イソヒ}。茵爲^{イソヒ}行纏。故附出。

と見えたり。茵^イは、菴^{カラムシ}の類なり。當今も、田舎には、茵^イ脛^{イソヒ}中を製りて、用ふる處あり。そのほか、櫻^ス楮^ロ皮^カ毛^モ、或は茱萸^{シュウユ}の皮を割き、或は、蒲^フ・菴^{カラムシ}・稻^{イヌ}菴^{カラムシ}などを編て、製る處もあり。これらをなべて、波婆岐^{ハバキ}と云ひ、帛^ハ木^キ綿^{ワタ}などをもて爲るを、脚半^{ケツヂ}と云へり。さて、此氏文に、足纏^{アソビ}と作るは、波婆岐^{ハバキ}に、行纏^{イソヒ}を當たると、字の用ひさま、おのづから相同じ。

さて、此時、六齋^{ロクサイ}命の装束の、多須岐^{タスギ}・足纏^{アソビ}は、もはら、御饌^{ミケ}を料理^リするための装束にて、大殿祭^{タテマツリ}の祝詞に、

皇孫命^{ミマノミコノミコ}、朝乃御膳^{アサノミツ}夕乃御膳^{ユフノミツ}仕奉流^{シホムナリ}。比禮懸^{ヒレケ}伴^{トナリ}緒^イ。穰懸^{ヒレケ}伴^{トナリ}緒^イ乎^{ナリ}。手^テ躡^ツ足^{ソク}、躡^ツ足^{ソク}（古語云麻我比^{マカヒ}）不^ズ令^ズ爲^ス氏^ノ云々。

と見えたる、手足の躡^ツあらむことを、つゝしめるなり。

（二四）供^{ツケ}御雜物^{ミソノモノ}乎^{ナリ}結^ユ飴^{アメ}天^{アメ}。〔くさくさの物を供へて、結^ユひ飴^{アメ}りて〕

雜物^{ミソノモノ}は、かの二種の餘にも、雜^{ミソ}の物を供^{ツケ}備^ヘなり。

結^ユ飴^{アメ}は、其御飲食^{ミツケ}の器^{ツケ}を置^ケて奉^ルる、御机^{ミツケ}を結^ユび飴^{アメ}りてなり。（机^{ツケ}といはずして、然きこゆるは、古文なり。）後世に、結^ユ机^{ツケ}と云ふ物、此遺製^{ミソノツケ}なるべし。

此器^{ツケ}、内外宮の儀式帳にも見えて、主と勅使齊主^{ミツケ}の料とす。外宮子良祭^{ミツケ}奠式^{ミツケ}に、

結^ユ机^{ツケ}以^テ黒木^{クロキ}造^ル之^ヲ。以^テ檜木^{ヒノキ}葉^ハ結^ユ付^ケ机^{ツケ}面^{ツケ}及^テ足^{ソク}也^{ナリ}。上古^{コトノミ}之^ノ制^ヲ失^レ之^ヲ。近世^{イマノミ}考^フ古記^{コキ}再^ニ興^ス之^ヲ。

仁治元年、内宮假殿記に、

勅使參宮云々。勅使結机已下差机也。

江家次第、伊勢公卿勅使條に、

使着直會殿。兼居使以下酒肴。結黒木爲机。伴小宮。盛菓子肴物。

注に、以檜木〔割注一五〕葉付机等脚、編葉敷面など見え、源氏物語などに、むすび机と見えたるも、これにて、古製なるべきに、おもひ合すべし。〔割注一六〕

〔割注一五〕以檜木云々は、この本文に、見眞木葉云々と有に合へり。

〔割注一六〕書紀、保食神段に、夫品物悉備、貯之百机而、饗之、また、萬葉集〔卷十六、三六〇〕に、高杯爾盛、机爾立而云々などみえたり。

〔二五〕乘輿。從御猶還御入坐時爾。爲供奉。〔乘輿、み猶より、還り入ります時に、供へ奉らむとす〕

乘輿は、漢國にて、王を崇めて云ふ稱なり。此の文の中に用ひたるは、つきなし。スメラミコトとよみてあるべし。如此、いさをしく大御饌を設て、天皇の御猶より、行宮に還御入坐すを待受奉りて供獻らむとせるなり。

。此時勅久。誰造所進物問給。爾時大后奏。此者磐鹿六

猶命所獻之物也。即歡給比。譽賜天勅久。此者磐鹿六

猶命獨我〔心〕〔耳〕非矣。斯天坐神乃行賜留物也。大倭國者。

以行事負名國利。磐鹿六猶命波。朕我王子等爾。阿禮

子孫乃八十連屬爾。遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取

持天仕奉止負賜天。則若湯坐連等始祖。物部意富賣布

連乃佩大刀乎。令脱置天副賜支。

(1)我字の下、字缺て、一二字ばかり、空たり。本書、蠹食など、在しなるべし。下文〔番

號一四」に、如是依賜事波、朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙と詔へるを、おもひ奉るに、決して、心耳の二字の、脱たるなるべき事、著ければ、訂し補ひて、「此者磐鹿六犢命獨我心耳波非矣」と訂正せり。

この時、勅り給ひけらく、誰しが造りて、進物ぞと、問はせ給ふ。この時、太后奏し給はく、此者、磐鹿六犢の命が、獻れる所の物なり、と申し給ひければ、即ち、歡び給ひ、譽め賜ひて、勅り給ひけらく、此者、磐鹿六犢の命、獨が心にはあらず。斯は、天に坐す神の、行ひ賜へる物なり。大倭の國は、行事を以て、名を負する國なり。磐鹿六犢の命は、朕が王子等に、生れ子孫の、八十連屬に、遠く、長く、天皇が、天津御食を、齋ひ、忌り、取り持ちて、仕へ奉れと、負せ賜ひて、則ち、若湯坐の連等が、始祖、物部の意富賣布の連の、佩きたる大刀を、脱き置かせて、副へ賜ひき。

(一)此時勅久云々。「この時、勅り玉ひけらく云々」

この文の上に、天皇の還幸まして、その獻れる、御饌物をきこしめせる由を云はで、たゞ此時といひて、おのづから、然と通ゆるは、古文の體なり。

(二)即歡給比、譽賜天、勅久。「即ち、歡び給ひ、譽め給ひて、勅り給ひけらく」

即は、須奈波知とよむべし。「割注一」上の、太后奏云々、所獻之物也、即云々と、意を續けてよむべし。

〔割注一〕但し、假字かきの例、古書に見あたらす。なべて、書ならへるに、從ひてあるべし。

さて、此言のつかひさま、古書に見えたる所、事狀によりて、とり／＼にきこゆれど、大むねの意は、上の事に因りて、速に下の事におよぶ勢の時に、いふがごとき言なり。

(三)此者、磐鹿六犢命、獨我心耳波非矣。「斯」天坐神乃、行賜倍留物也。「こは、磐鹿六犢の命、獨りが、心にはあらず。斯は、天に坐す神の、行ひ賜へる物なり」

天皇・太后の詔に、六犢を、命としも曰へるは、親しみ崇め給へる趣の文なり。(下なるも同じ。)

さて、我字の下、字缺て、一二字ばかり空たり。本書蠹食など、在しなるべし。下文に、如是依賜事波、朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙〔番號一四〕と詔へるをおもひ奉るに、決て心耳の二字の脱たるなるべき事著ければ、訂し補ひて、此者磐鹿六禰命獨我心耳波非矣と、訂正せり。天皇、この獻物を、いたく賞歡ばせ給ひ、褒美たまひて、此は六禰命、獨が心には非ず、天上に坐す、皇神たちの御慮もて、行はせたまへるものぞと思ほしめせる由なり。

(四)大倭國者、以ニ行事、負ニ名國奈利。〔注一〕「大倭の國は、行ふ事を以ちて、名を負する國なり」

行ふとは、事を擬ひ、掬るをいふ。皇大御國は、その行ふ職業をもて、名に負する國なりとなり。

さて、その名といふ由は、鈴屋大人の説〔記傳三十七之卷〕に、上代に名といふは、

もと、其人のある状を贊稱て、負けたるものにて、名を呼は、尊みなり。さて、古は、氏々の職業、各定まりて、世々相繼で、仕奉りつれば、其職業すなはち、其家の名なる故に、即ち、その職業を指ても、名と云り。さて、其は、その家に、世々に傳はる故

に、其名即ち、また姓のごとし。されば、名々と云は、職々にて、すなはち此も、氏と云にひとしきなり。

と説はれたるがごとし。〔注二〕

〔注一〕大倭國以ニ行事、負ニ名國奈利と詔へるにつきて、論ふべき事あり。其は、大御國の事を、しかくと、言擧せる古語に、天上に坐す、皇神たちの、此大御國の事を指して詔ひたる、神語を云傳へたと、また、大御國にして、他國に對へて云へる、古語を云傳たるとの、二つあり。大殿祭祝詞に、

皇我宇都乃御子皇孫之命。此能天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎萬千秋能長秋爾。大八

洲豐葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食止〔古語云、志呂志女須〕言寄奉賜比氏。

と云へるは、神代紀に、天照大神の、

勅皇孫曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地。

と見えたる、これにて、天上にして、天照大御神の、天下の萬國の中に、とり別て、此大御國を指して、稱へて詔へるなり。

また、萬葉集の長歌〔卷十三、三五〇〕に、



蜻島。倭之國者。神柄跡。言舉不爲國云々。

その反歌〔とあれど、次の反歌は、其次に擧げたる人麿歌集の歌三五の反歌なり〕に、

志貴島。倭國者。事靈之。所佐國叙云々。〔三五〕

また〔卷十三、三五〕

葦原。水穗國者。神在隨。言舉不爲國云々。

また〔卷五、八四、憶良の好去好來の歌に〕

神代欲理。云傳介良久。虛見通。倭國者。皇神能。伊都久志吉國。言靈能。佐吉播布國等。加多利繼。伊比都賀比計理云々。

續日本後紀に、嘉祥二年三月、興福寺僧等が、天皇〔仁明〕の四十寶算を賀奉れる長歌に、

日本乃。倭之國波。言玉乃。サキハフ富國度會。フルゴト古語爾。流來禮留。神語爾。カムゴト傳來禮留。傳來。

事任萬爾云々。

など見えたるなども其にて、天上に坐す、皇神たちは、もとより、天下萬國の事を知しめせば、皇孫命を天降したまふ時、いま授たまへるこの大御國は、しかくの國ぞ、と詔へる、御諭語なるを、神世より、云傳來たれる、古語なり。これらの事、なほ、こま

かに、考論ひたる説あれど、こゝには盡さず。

かくてこゝに、天皇の倭國者云々國なりと詔へるは、他國に對へて、大御國は、他國の風とは異にて、云々の國なりと詔へるなり。

此天皇の御世の頃は、いまだ他國の事は、知食ざりけむと、おもふ人もあるべけれど、姓氏錄、吉田連の譜に、崇神天皇の御世、任那國より請奏せるによりて、鹽乘津彥命を將軍として、其國の鎮守として、遣し治給ひたりし事見え、書紀に、同御世の六十五年に、任那國朝貢〔賀イ〕の事見え、また、垂仁天皇の二年に、意當加羅國王の子、都怒我阿羅斯等、歸化て仕奉り、同三年に、新羅國王の子、天日槍來歸て、仕奉れる事みえ、其ほか、この天皇より前の御世に、韓漢の人どもの參渡り來、此方よりも往來せりときこゆること、かの國々の書どもに、證とすべき事もみえて、既に中外經緯傳に、くはしく記せるがごとし。

かゝれば、そのかみ、韓漢の國々の風も、知食せるが故に、それらが、卑しき國風とは異にて、大倭國は云々の國なりと、さらに、御言舉せさせたまへるにて、後世に、ともすれば、異國本朝など對へて言舉すとは、いたく、ことなる御事なるべし。あぢはひて

悟るべし。

一〇

七八

〔注一〕 此は、古事記、允恭段に、天下氏々名々人等氏姓云云とある條の傳に、委辨られたる大むねなり。

〔五〕朕我王等爾。〔朕が王等に〕 しばらく、よみ句りて、意得べし。

〔六〕阿禮子孫乃、八十連屬爾。〔頭書一〕 〔生れ子孫の、八十つづきに〕

生れまさむ皇子等の、盡なき御世の、繼々になり。神代紀一書の、火闌降命の言にも、

子孫八十連屬。(また一書に、生子八十連屬。)

敏達紀なる、蝦夷が言を、子々孫々と記されたる注に、

古語云。生兒八十聯綿。〔頭書一〕

續紀(文武天皇)の詔詞に、

天皇御子之。阿禮坐牟。彌繼々爾。大八島國。將知次止云々。

式、月次祭祝詞に、

阿禮坐皇子等乎毛。惠給比。

皇太神宮儀式帳に、

阿禮坐皇子等乃。大御壽乎慈備給比。

萬葉集〔卷六、一〇四七〕に、

高敷爲。日本國者。皇祖乃。神之御代自。敷座流。國爾之有者。阿禮將座。御子之嗣

繼。天下。所知座趾云々。

〔頭書一〕 六人部是香云、阿禮の下、坐牟の二字、脱たるなるべし。アレミコとつゞく

べき語にはあらず。敏達紀なるは、ウミノコとよむべき所なり。

〔七〕遠久長久、天皇我天津御食乎、齋忌取持天、仕奉止、負賜天。〔遠く、長く、天皇が、

天津御食を、齋ひ、忌り、取り持ちて、仕へ奉れと、負せ賜ひて〕

天神壽詞(康治元年台記大嘗會の別記に載られたり)に、

高天原爾神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬乃神等遠集倍賜天。皇孫尊波。

高天原仁事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介久所知食天。天都日嗣乃天津高御座仁

一〇

七九

御坐天。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉天。天降坐之後仁云々。

式の大嘗祭祝詞に、

天津御食能長御食能遠御食登。皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾。など見えたる、故實をもて、詔へるなり。

齋忌は、伊波比由麻波理とよむべし。汚穢事などを忌避て、よろづを慎むを云ふ。なほ、此言のことは、下の伊波比由麻々間の下「番號一五」に、論ふべし。

取持とは、件の壽詞の下文に、

如此依奉志任仁。所聞食由庭乃瑞穗遠云々。

本末不傾。茂槍乃中執持且。仕奉留中臣云々。

祝詞の式、伊勢齋内親王奉入時の祝詞に、

御杖代止進給布御命乎。大中臣茂梓中取持氏。恐美恐美毛申給久止申。

など見えたる是にて、高天原にて、高「皇イ」祖神の、依し賜へる、天津御食を、御中取持て、大御膳の職業に、仕へ奉れと、負せたまへるなり。

さて、上に 大倭國者以三行事一負名國奈利と詔ひて、かく云々仕奉止負賜天と詔へるは、すなはち、膳臣と名を負せ賜へるにて、下「番號一八」に、

纏向朝廷歲次癸亥。(五十三年なり。) 始奉貴詔勅所賜膳臣姓。天都御食乎伊波比由

麻波理天。仕奉來。

と云へるに當り「割注二」、また、第二章「番號二五」の、六雁の命、薨れる時の宣命に、膳臣と詔へる趣にても明なり。(併見て知べし。)

〔割注二〕 但し、此條の本文に、膳臣と名を負せ賜はりたる由を云はざるは、と、のはざる記しざまなり。されども、其膳臣の氏人の、もとより、さだかに意得たりし上にては、如此記して、聞ゆと思ひたりしにてもあるべし。ふかく難むべきにはあらず。

(八)若湯坐連等始祖。物部意富賣布連。〔若湯坐の連等が始祖、物部の意富賣布の連〕天孫本紀に、饒速日命の六世孫、伊香色雄命の五男、物部十市根命の七男に、大咩布命を載て、

若湯坐連等祖。纏向珠城宮御宇天皇(垂仁天皇の御事)御世爲三侍臣一供奉。

と見えたり。姓氏録に、

若湯坐連、膽杵磯丹杵穗命之後也。(天孫本紀に、饒速日命の亦名とあり。)

また、若湯坐宿禰、石上同祖。また、石上朝臣、神饒速日命後也。〔割注三〕

〔割注三〕 書紀、天武十三年に、大湯人連、若湯坐連、賜姓曰宿禰。和名抄に、上

總國周淮郡、湯坐郷あり。若湯坐に、由ありて、きこゆ。また、姓氏録に、眞髮部造、

神饒速日命七世孫、大賣布乃命之後也とみえ、志貴縣主の譜も、全く同じく記して、次

〔眞髮部造の次〕に、今木連を載て、同上と見えたり。

〔九〕佩大刀乎令脱置天副賜支。〔佩きたる大刀を、脱き置かせて、副へ賜ひき〕

令脱置天は、トキオカセテ、とよむべし。(古事記、八千矛神の長歌に、大刀が緒も、い

まだ登加受豆。)意富賣布連、物部にて仕奉りて在けるを、其大刀を、御前に脱置せて、や

がて、六獮命に賜ひたるなり。〔割注四〕

副とは、命せ給へる、詔に副てなり。

〔割注四〕 そのかみ、物部には、大刀を賜ひて、其職を仕奉らしめたまへるを、此時、

六獮命に、物部の威勢をも授けたまふとして、意富賣布連が、大刀を召還し、脱置せて、すなはちに賜ひ、其換の大刀をば、更に賜ひたるなるべし。

ニ又此行事者。大伴立雙天應仕奉物止在止勅天。日豎日

横。陰面背面乃諸國人乎割移天。大伴部止號天賜磐鹿

六獮命。

又、この行事は、大伴、立雙びて、仕へ奉るべき物と在れ、と勅りたまひて、日の豎し、日の横し、陰面・背面の、諸國人を、割ち移して、大伴部と、號づけて、磐鹿六獮の命に、賜ひき。

〔一〕此行事〔この行ふ事は〕〔此行事〕とは、すなはち、膳夫の行ふ、職業なり。

(二)大伴立雙天云々。〔大伴、立ち雙びて、云々〕

膳夫の、多くの伴を率て、仕奉るべき者と爲りて在れ、と勅へるなり。(下文〔番號一四〕に、諸友諸人等乎催率天云々と詔へるも、此勅の趣なり。)

(三)日堅・日横、陰面・背面乃、諸國人乎、割移天。〔日の堅し、日の横し、陰面・背面の、諸國人を、割ち、移して〕

日堅・日横・陰面・背面は、東西南北の、四面の名を、おほらかに、稱へる古語なり。其は萬葉集(一卷作者未詳)藤原宮御井歌〔三〕に、

八隅知之。和期大王。高照。日之皇子。龜妙乃。藤井我原爾。大御門。始賜而〔割注一〕。埴安乃。埴上爾。在立之。見之賜者〔割注二〕。日本乃。青香具山者。日經乃。大御門爾。春山跡。之美佐備立有。畝火乃。此美豆山者〔割注三〕。日緯能。大御門爾。彌豆山跡。山佐備伊座。耳高之。青萱山者。背友乃。大御門爾。宜名倍。神佐備立有。名細。吉野之山者。影友乃。大御門從。雲井爾曾。遠久有家留云々。と見えたり。

〔割注一〕 持統天皇、八年十二月、清見原宮より、大和國十市郡藤原に宮作して、遷幸せるをいふ。さて、此藤井原を、後に藤原と改たまへるなり。此歌の題詞にも、藤原と書り。

〔割注二〕 宮所は、香山・耳無・畝火、三山の間。

〔割注三〕 埴安池の埴上より覽はしたまへる趣にて、畝火の此みつ山とさして云へるをおもへば、其埴は、畝火山に近きときこえたり。

今、その大和の、國圖によりて、國人に質問し、その方位を尋考るに、おほかた、香山は、東さまの日縦の御門に向ひ、畝火山は、南さまの日緯の御門に向ひ、耳梨は、北さまの背友の御門に向へる由にて、吉野山は、大宮よりは、南に當れれど、名々はしき大山にて、西さまの、影友の御門より、斜に、遙に、見えたるべければ(宮所蹟より、大凡五里ばかり隔たれり)、四面の御門より、見渡しのめでたき山々をよめる中に配りて、おほらかに、よみかなへたるものとぞ、きこえたる。〔注一〕

〔注一〕 西さまの見わたしに、めでたき山はあらずとぞ。

さて、また、此歌詞に、香山は、大御門爾云々と、繁みさび立りといひ、畝火の山は、

シと、體言によめり。今、この萬葉集なる歌詞は、かの私記の古語を體言に、ヒタツシ、ヒヨコシとよむべし。〔注三〕

〔割注六〕 此紀の全文は、下に論ふべし。〔八九頁〕

〔割注七〕 この書いまだ本書を見ず。水戸家書記校合御本の首書に注されたるに據る。

〔注二〕 此は、谷川士清が書紀通證にも引り。さて、縦字、尋常には、タテとよみ、口語にも然云へど、本語はタツにて、縦横など連ねて、タテヨコと、第四音に轉しても云ふなるべし。今時にも、徒には、タツといふ人あり。和名抄に、

縛〔傳又搏〕壁。釋名云。縛壁以席縛着於壁也。漢語抄云。防壁。多豆古毛。

とあるも、縦薦なるべし。

〔注三〕 萬葉集〔卷十八、四三〇〕大伴池主宿禰の歌に、多多佐にも、かにも與己佐も、云々とみえ、孝徳紀なる、域方九尋の、方字を、タタサ、ヨコサと訓み、類聚名義抄に、縦字タタシ、またタタサマ、横字をヨコサマ、またヨコシマなどもよみたれば、ヒタタシ、ヒヨコシとよまむもわるからじ。さて、その多都志、與古之、また、多々佐、與己佐などいへる、之また佐は、サマといふと同じほどの、言づかひと聞ゆ。

和名抄（大路の條）に、唐韻云、道路南北曰阡〔割注八〕東西曰陌〔割注九〕と見えたるは、道路の縦横にて、四面の方位につきて云ふ、多都志・與古志とは、別なり。思ひ混ぶべからず。

〔割注八〕 日本紀私記云。多都之乃美知。○通本、多知之乃美知と作り。いま、古本に據る。成務紀印本には、タタサノミチ、また、タタシノミチとよめり。

〔割注九〕 日本紀私記云。與古之乃美知。○成務紀印本には、ヨコサノミチとよめり。然るに、成務紀（五年九月の條）に、

令三諸國云々。則隔山河而分國縣。隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱。

南北爲日横。山陽曰影面。山陰曰背面。

と記されたるは、此時始て、日縱・日横などいふ四名を設けて、諸國の方位を定たまへるがごとくきこゆれど、それより前代の、此詔詞に、日縱・日横・陰面・背面乃諸國とみえられたば、いと上古より、おほらかに、稱び來れる四面の名なりけるを、その名によりて、更に、國縣を、分定給ひたりし趣なり。

然るに、其を、東西南北、山陽山陰に當て、曰云々と記されたるは、漢文の潤飾にひか

れて、かへりて、當時の名稱の實に差サガヒいできて、きこえがたき文とはなれるなり。〔注四〕

〔注四〕 山陽は、春秋穀梁傳に、山南爲陽、六書故に、山阜之南向、日謂之陽。山陰は、説文に、陰山北也、注に、水南山北日所不及也、など云へるとき義の、漢語なるべし。

天武紀に、山陽道・山陰道、また、東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫、と見えたるは、天智天皇の御世に始給へる、漢様の令制の名稱なるを、古にめぐらして、おほかたに當て、漢文にもせられたるなるべし。此ほかにも然る例多かり。

さて、また、此詔詞に、日豎日横陰面背面乃諸國人乎と詔へるは、天下の諸國の人をと詔へる義にて、いとめでたき古文なり。

(四)割移天。大伴部止號天。賜イハガ〔磐鹿〕六犛命。〔割ワち移ツクして、大伴部と號ナづけて、磐鹿六犛の命に、賜ひき〕

その諸國の人を選び、割ワカ徙チして、膳カシ夫ハとし、其部を大伴部と號ナづけて、六犛命に賜ひて、その

宰シヨトモと爲給へるなり。〔割注一〇〕

〔割注一〇〕 後の御世に、漢風制に據り給へる、令條の職員は、大膳職に、膳部一百六十人。内膳司に、膳部四十人。

書紀(景行卷)に、是時の事を載て、
白蛤爲膾而進之。故美六雁臣之功而。賜膳大伴部。(全文は、下〔九二頁〕に擧ぐべし。)

古事記(景行段)に、

此之御世云々。定東之淡水門。又定膳之大伴部云々。

とみえたる、是なり。〔注五〕

〔注五〕 膳大伴部といふ姓を、賜へるには非ず。古事記に、膳之大伴部と、之字を書るも、其ころしらひ見えたり。然るに、姓氏錄、膳大伴部の譜に、

磐鹿六雁命之後也。景行天皇。巡狩東國云々。得白蛤。於是磐鹿六雁爲膾進之。故美六雁。賜膳大伴部。

と見えたるは、始祖六雁命云々の由縁に依りて、其を後に氏名に負たるなり。然るに、

此氏の譜に、かの古事を擧たるは混はし。其は、今現在る姓氏録は抄本にて、譜の本文を省略て書りと見ゆる事、他にも其證あるをおもへば、此處なるも、省略さまのわろくて、かく書成せるにか、また其民人の疎漏にして、みだりに、書紀の文に拘泥て、書記して進れるを、其故實を正しあへられざりしにもあるべし。さて、今の姓氏録の抄本なる由は、其證ありて、別に考注せるものあり。

已上の事、書紀「景行卷」には、

五十三年秋八月。乘輿幸伊勢。轉入東海。冬十月。至上總國。從海路渡淡水門。是時聞覺賀鳥之聲。欲見其鳥形。尋而出海中。仍得白蛤。於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈。以蒲爲手糰。白蛤爲膾而進之。故美六鴈臣之功而。賜膳大伴部。

また、姓氏録に、

膳大伴部。阿倍朝臣同祖。大彥命孫。磐鹿六雁命之後也。景行天皇巡狩東國。至上總國。從海路渡淡水門。出海中得白蛤。於是磐鹿六雁爲膾進之。故美六雁賜膳大伴部。「割注一一」

また「姓氏録」

高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大稻與命之後也。景行天皇。巡狩東國。供獻大蛤。于時天皇嘉其奇美。賜姓膳臣。「割注一二」天淳中原瀛真人天皇（諡天武）十三年（諸本、三を二に誤れり。今一本に據る。）改膳臣。賜高橋朝臣。「注六」

など見えたり。

〔割注一一〕 この膳大伴部の事は、上に論へるが如し。「九一頁」

〔割注一二〕 此譜に、六雁命の名を云べきところなるに無きは、抄本の省略さまの疎かりしなり。さて、是時は、膳臣と名を負せ給へるにて、後の御世のごとく、氏骨を賜へるにはあらず。其を後に、氏とせる上にて、かく記せるものなり。此事、なほ下に論ふべし。

〔注六〕 天武紀に、十三年十一月、五十三氏に、朝臣姓を賜ひし中に、膳臣あり。古事記傳「二十二之卷、膳臣の條」に、此賜姓の事を論ひて、

さて、膳を改て、高橋となれること、書紀に見えず。朝臣の姓を賜しときも、なほ膳と記され、其後、持統紀五年、十八氏を擧たる處にも、なほ膳部とあり。但し、中

臣連を、藤原氏と云ことも、天智の御代よりのことなりしかども、天武の御世に、朝臣の姓を賜し處には、なほ中臣とある例と同じくて、此もそのほど既に高橋とも云しにやあらむ。高橋は、居住る地の名なり。大和國添上郡にあり。崇神紀に、高橋邑、神名式に、高橋神社、武烈紀の歌に、梶箇播志などある、是なり。と云はれたり。

高橋氏を賜ひし事、此氏文にくはしく記したりけむを、今全文傳はらざるはくちをし。なほ考ふべし。

三又諸氏人。東方諸國造十二氏乃枕子。各一人令進天。

平次比例給天依賜支。

(1)此十二氏を、群書類従本には、十七氏とあり。誤字なり。今一本に依れり。

又、諸の氏人、東の方の、諸國の造、十二氏の枕子、各一人づゝ進らせて、平次・比例、給ひて、依さし賜ひき。

(一)諸氏人。「モロ／＼の氏人」こゝにては、諸氏の、長だちてある人を、選りていへるなるべし。

(二)東方諸國造十二氏。「割注一」「東の方の諸國の造、十二柱」東方、十二國の、國造なり。

〔割注一〕 此十二氏を、群書類従本〔本朝月令〕には、十七氏とあり。誤寫なり。今一本に依れり。

古事記、崇神段に、

建沼河別命者。遣東方十二道而。令和平其麻都漏波奴人等云々。〔割注二〕

〔割注二〕 國造本紀に、

上毛野國造。瑞籬朝皇子。豊城入彦命孫彦狹島命。初治平東方十二國爲封。

景行段〔古事記〕にも、

詔倭建命。言向和平。東方十二道之荒夫琉神。及麻都樓波奴人等云々。

と見えたるを、崇神段の傳〔二十三之卷〕に、

十二道は、十二國を云なり。國造本紀（上毛野國造の條）に、東方十二國とあり云々。さて、十二は、何れの國々を合せたる數にか。今さだかに知がたし。されど、こゝろみに云はゞ、伊勢（伊賀・志摩は此に屬べし）尾張・參河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・總（上總・下總なり。安房は、後に上總より分れたり。）常陸・陸奥なるべきか。

とて、なほこまかに、論はれたり。おほかた、さることなるべし。〔注一〕

〔注一〕 但し、其説どもの中に、成務紀に、山陽・山陰とあるは、何地にまれ、山南・山北と云ふことにて、山陽道・山陰道を云へるには非すと云はれたれど、己が考は異にて、上に注へるが如し。〔八九頁〕

さて、又傳に、東方十二道に考當られたる、十二國の國造の、景行の御世より上代にきこえたる、人名をたづねこゝろむるに、國造本紀に、神武御世に、天日鷲命を、伊勢國

造に定賜ひ、美志印命を、素賀國造に、定賜とみゆ。素賀は、今、遠江國佐野郡の、大名の地あり。其處に當りてきこゆ。

又、崇神御世、知々夫彦命を、知々夫國造に定賜、武藏國秩父郡あり。同御世に、

上毛野國造彦狹島命。初治平東方十二國爲封。

とみえたるは、彦狹島命を、上毛野國造に定賜ひて、十二國を攝て、封とせられたるにか、詳ならず。

また、この景行の御世、鹽海足尼を、甲斐國造に定賜とみえ、常陸風土記、倭建命巡狩の條に、新治國造、毗那良珠命みゆ。常陸國新治郡あり。

又、崇神御世、筑篁命を、紀國造に任されたること見えて、紀國は、後の常陸國筑波縣なりと云へり。

〔三〕枕子。〔マクラ子〕

生れて、床上に、枕がせ置ほどの、赤子なるべし。おのれ前に、若狹に在ける時、山里の老嫗の出來て、然云ふを聞たりき。古語の遺れるなるべし。〔割注三〕

〔割注三〕 今、江戸にて、女詞に、膝子（ヒザゴ）と云へり。

諸氏の、長だちたる人の中より選出、またかの、十二國の造の赤子を一人づゝ進らしめ給ひて、六猶命に依し給へるなり。（文を隔て、下に其意きこえたりし。）

さて、此枕子を進らしめ給へるは、幼稚き時より、御饌に仕奉る事を習はしめ、長りて膳伴として、親昵しく、仕奉らしめ給はむとの、大御慮なりしにぞありけむ。然らば、たゞ枕子とはあれど、もはら男兒を採りて進らせ給ひ、女兒ならむには、膳夫の采女として仕奉らしめ給ひたるにもあるべし。〔注二〕

〔注二〕 なほつら／＼、推量り考ふるに、枕子とは云へど、必赤子ならずとも、幼兒を進らしめ給へるなるべし。

また、東方十二國は、前の崇神の御世に、彦狹島命に、治め平げさせ給ひつるに、いくほどもなく、又、此景行の御世にも、倭建命に、治平させ給ひ、今度、大御みづから、其東の國々に幸せるは、もとより、治りがたき國なりしかば、倭建命を慕ひませるは、さることながら、かたへには、なほよく、事向和し給はむ爲に、幸したるなるべく、さるにあはせては、國造等の、背奉らざらむ、御こゝろしらひにて、おのづからの、質のごとくにて、進らせたまひたりしにもや、ありけむ。然らば、いはゆる、諸氏人も、准へて察るべし。

さて、此枕子を進らしめ給へる事、相繼て、御代御代の例と、せられたりとは、きこえず。書どもにも、見えたることなし。たゞ、此時の大御慮にて、命せ給へる由にきこゆる、はたおもひ合すべし。

（四）平次・比例、給天。〔平次・比例、たまひて〕

此二品を、六猶命に賜へるなり。

さて、其平次は、此時、御饌、きこしめしたる、平次を賜ひて、大后の命せ給へるごとく、甚味清造て、仕奉れる、功勞を賞美給へる、表物として、賜ひたるにて、あるが中に、平次をしも、賜へるは、かの白蛤膾をば、平次に盛たるべきを、其を、殊に賞給ひてなるべし。

比例は、和名抄に、

楊氏漢語抄云。領巾。婦人頂上飾也。日本紀私記云。比禮。

とみえたる、これなり。〔注三〕

〔注三〕 遊仙窟、幘子の注に、

單曰領巾。袷曰幘子。春着領巾。秋着幘子。婦人頂上巾也。

と見えたり。式の中に、領巾、又、幘とあるも、單なる、袷なるとの差あるにか、いづれにも、領巾・幘、共に、漢國の具に當たるなれば、ふかく、字に拘む事なくて、その物ざねを、よく考知べし。

さて、この領巾の字は、書紀崇神卷、萬葉集にも見えて、下に擧るが如し。〔一〇一頁〕

古書どもを、併考るに、比例は、古の女の服具にて、白き帛類をもて、弘二幅、また一幅なるを、頂上より肩へ嬰て、左右の前へ垂せるものと、きこえたり。枕草子（御經の事に、あすわたらせおはしまさんとて、といへるところ）に、

采女八人、馬にのせて、引き出づめり。青すそごの裳、裾帶・領巾などの、風に吹きやられたる、いとをかし。

といへるをも、おもひあはずべし。（なほ、此ものゝさまの事、古事記傳、四十二卷に、見

えたり。よみ合せて知るべし。）

天武紀、十一年三月の詔に、

親王以下。百寮諸人。自今以後云々。

膳夫采女等之手襪肩巾。（肩巾此云比例）

並莫服。

と並べ記されたるをおもふに、當時までは、膳夫は手襪、采女は肩巾を、禮服として、嬰る御定なりしこと、知られたり。然るに、續紀、慶雲二年四月の下に、

先是諸國采女肩巾。曰依令停之。至是復舊焉。

と見えたり。〔割注四〕

〔割注四〕、此時、膳夫の手襪も、舊に復されたりけむを、紀には漏されたるなるべし。

さて、女の比例は、もと手襪の料に、常に頂に嬰をりて、手業する時、手襪に嬰るものなるが、おのづから、飭のごとく、禮服にもなれるものなるべし。〔注四〕

〔注四〕 書紀、崇神卷に、

埴安彦妻吾田媛。密來之。取倭香山土。裹領巾頭而云々。

欽明卷の歌に、

柯羅俱爾能。基能陪備陀致底。於譜麼故幡。比例甫囉須母。耶魔等陞武岐底。
萬葉集〔卷五、八六〇〕に、

麻都良我多。佐欲比賣能故何。比列布利斯云々。

また〔卷十三、三四三〕に、

濱采採。海部處女等。纓有。領巾文光蟹云々。

なども、みえたり。なべての女の服なりし事を知るべし。

さて、今の俗に、婢などの、常に手櫛を頂に嬰をりて、手業する時、すなはちに掛るが
あり。若女などは、色よき帛もて製りて、飭のごとくにも、するなり。さて、其が手櫛
かけてあるとき、敬ふべき人に物云ふ時は、其をはづして、ものごとくしてあるなら
ひなるは、おのづから、肩巾の趣に似たるをも、おもひあはすべし。

然るに、縫殿式、年中御服、中宮料に、

領巾四條料。紗三丈六尺（別九尺）

とあり。中宮の御料には、あるまじきものゝ如くなれど、なべて、女人の服なれば、時とし

ては、天皇に仕奉り給ふ事のあらむ時の料に、備置給へるなるべし。（神祇官年中行事、貞
應三年の下に、女王裝束領巾。）

又、二所大神宮の儀式帳に載たる、御裝束の中にも、比禮あり。こは、すべて、女人の具を
奉らるゝ例なればなるべし。かくて、大殿祭祀詞に、

皇御孫命朝乃御食。タ乃御膳仕奉流。比禮懸伴緒。襷懸伴緒乎。手躡足躡不令

爲氏云々。〔割注五〕

とあるは、御食造仕奉る、膳部の男女といへる、文なり。

〔割注五〕 伴緒の緒は、長にて、その部屬の長なりと、古事記傳〔七之卷・十五之卷〕
に、説はれたるがごとし。

これをおもへば、大祓詞に、

天皇朝廷爾。仕奉留。比禮掛伴男。手櫛掛伴男。

と云へるも、同じかるべし。

さて、こゝにて賜へる比例は、其時、御饌に陪奉れる、膳部の采女の掛たるを脱置せて、こ
れをも副て、功勞を美給へる表物に賜ひたるなるべし。〔割注六〕

〔割注六〕 意富賣布連が佩たる大刀を脱置せて、賜ひたると同趣なり。

(五) 依賜支。〔依さし賜ひき〕

上〔番號一〇〕に、磐鹿六猶命波、朕我王等爾云々、とあることどもを、依任せて、執行はせ給ひし由なり。

三 山野海河者。多爾久久乃佐和多流岐波美。加弊良乃加用

布岐波美。波多乃廣物。波多乃狹物。毛乃荒物。毛乃和

物。供御雜物等兼攝取持天。仕奉止依賜。

山野・海河なるものは、多爾久久々の、佐和多流きはみ、加弊良の加用布きはみ、波多の廣物・波多の狹物、毛の荒物・毛の和物、雜の物等を、供御へ、兼攝ね、取り持ちて、仕へ

奉つると、依さし賜ふ。

(一) 山野海河者、多爾久久乃、佐和多流岐波美。〔山野・海河なるものは、多爾久久の、さ渡る極み〕

山野は、なべての例のごとく、奴也末とよむべく、おもひつれど、萬葉集〔卷十七、三九七三〕に、安之比奇能、夜麻野佐婆良受、とも見えたれば、字のまゝによむべし。多爾久々は、蟾蜍の古名なり。さきに、駿河國、島田人、服部某談けらく、

大井川の、三里餘川上なる、山の谷には、蟾蜍のいと大なるがあるを、其山里人は、タングク、またタングともいへり。この物の性、いと静にて、さばかり、人にも懼れざるものなることは、誰も知れるがごとくなるが、大なるは、殊に這ふことも徐なるを、童等の捕還りて、繋ぎ置き、或は桶櫃などに、覆せおくに、ともすれば、怪しく脱去りて本處に還居る事あり。いと希異しきものなりときけり。

と語りき。〔割注一〕

〔割注一〕尋常の蟾蜍も、然る趣なる事ありとて、兒童のする事なれど、其脱去りたる事は、いまだ見ず。

式、祈年祭祀詞に、

皇神乃敷坐流。島能八十島者。(大八洲國なり)

谷蟾能狭度極。鹽沫能留限云々。

(この辭、月次祭祀詞にもあり。)

萬葉集〔卷五、八〇〇〕に、

許能提羅周。日月能斯多波。阿麻久毛能。牟迦夫周伎波美。多爾具久能。佐和多流伎波美云々。

また〔卷六、九七二〕に、

山乃曾伎。野之衣寸見世常。伴部乎。班遣之。山彦乃。將應極。谷潛乃。狹渡極國方乎。見之賜而云々。

など見えたるこれなり。

さて、佐和多流の佐は、助辭にて、この物、野山の果まで、靈異く、行渡るものなれば、古は例言に、しか云熟たるものとぞ、きこえたる。(上にいへる、島田わたりのタングクの在

狀に、おもひ合すべし。)

古事記(神代段)に、

大國主神。坐出雲之御大御前時。自波穗云々。有歸來神。爾雖問其名。不答。且雖問所從之諸神。皆白不知。爾多邇具久白言。此者久延昆古必知之。即召久延昆古。問時。答曰。此者神產巢日神之御子。少名昆古那神。

と見えたる、多邇具久は、まことに神なりけり。

さて又、多邇具久としも云ふは、萬葉集に書る字のごとく、谷潛にて、常に山谷に住て、行むと思ふ時には、野山の極までも、靈異く潛り行く義の名なるべし。〔割注二〕

〔割注二〕然らば、多邇具久といふべきを、多邇具久といへるは、連聲の文にて、濁音の轉れるなり。又、此氏文に、多邇久久と書るは、字のごとく、清みて唱へたりしなるべし。上文に、駕我久久と書るにも、准へおもふべし。

(二)加弊良乃加用布岐波美。〔加弊良の、通ふ極み〕
加弊良は、加伊閉良にて、船の權なるを、上古には、閉良といふ言を、加へても云ひ、又、

加伊の伊を略きて、加弊良とも、云ひしなるべし。

さて、加伊は、新撰字鏡に、棹櫂機類也、船の加伊、和名抄に、棹、釋名云、在旁撥水曰櫂（直教反、字亦作棹、漢語抄云、加伊）櫂於水中且進櫂也とみえたる、これなり。

〔割注三〕

〔割注三〕 加遲とは、別なり。機は、新撰字鏡に、緝楫也、加地、和名抄に、釋名云、

機、使舟捷疾也、和名加遲、とありて、今、なべて、機といふものなり。なほ下に辨へいふべし。

さて、又舟具の漢字は、あるが中に、互に通はして、さまざまに用ひたれば、字に、拘泥ますして、心得わくべし。

今も、加伊と云て、舷の兩旁に穴を穿りて、索を通し、縮堅めて、加伊を貫入れ、其を舟の大きに應へて、繁多をもかけて、水をかき撥て、直に舟を行る具なり。

さて、其加伊の形は、おほかた人も知れるごとく、加遲（今いふ機）とは別にて、もはら、鉏の鉏に似て、先は薄く平めたるものなり。しか先の平みなるを、閉良といふによりて、加伊弊良とも云ふを、約めて加弊良といへるなり。（もしくは、加の下に、伊字の脱たるにて

もあるべし。）

さて、其鉏に、閉良と云へるは、和名抄に、唐韻云、犁墾田器也（和名加良須岐）鉏犁耳也（和名閉良）とみえ、字鏡にも、鉏を戸良と訓り。内膳式に、辛鉏閉良二枚鋒四枚と見えたるは、鉏の鋒を決入る、平なる處を閉良と云ふを、柄ごめにも、閉良といへるなり。（尋常用ふ筥も同義の名なり。）

さて、その閉良は、平の義なるべし。今も、田舎人の言に、鉏鉏の鋒を決入る處を、鉏倍良と云へり。〔割注四〕 思ひ合すべし。

〔割注四〕 俗に、人の跗（アナヒラ）の殊れて、大きく平なるを、鉏倍良足（ククベラアシ）といふを、また、鉏毘良足（クハピラアシ）ともいへり。惠心僧都の作といへる、太秦廣隆寺牛祭祭文に、久波比良足仁、舊鼻高乎絡付とも、みえたり。又或は、鉏夫呂・鉏夫呂なども云ひ、徒には、布呂ともいふは、訛るなり。

式、祈年祭（また月次祭）祝詞に、青海原者棹枚不干、舟艦能至留極、大海爾、舟滿都都氣氏、云々、と見えたるも、此の加弊良の加用布岐波美、と云へると、もはら同趣なる古言にて、棹は、和名抄に依て、加伊とよみて、棹枚を、加伊比良とよむべければ、加伊弊良と云

ふと同音なり。〔注一〕

〔注一〕 古事記、仲哀段に、梶楳とあるを、傳に、岡部翁の、佐乎加遲と訓れたるに隨ひ、なほ、他書にみえたる證を引き、祈年祭祝詞も、本のまゝに、棹枚と書て、なほサヲカヂと訓れたれど、月次祭辭別の祝詞にも、棹枚と書き、諸本ともに、みな枚字を書たれば、後人の誤寫とは、おもはれず。然るを、岡部翁の祝詞考に、こともなく、枚を柁に改め、棹柁と作きて、サヲカヂとよまれたるは、いかにぞや。

さて、加遲は、祝詞また、萬葉集にも、あまた見えて、こは今世に、鱗と云ふもの、これなり。萬葉集十七〔元九〕に、阿麻夫禰爾、麻可治加伊奴吉、とよめるにても、可治と、可伊との、別なること、ますく明なり。

さて、其をたゞに、加伊といひて、其さまの古くきこえたるは、萬葉集〔廿卷〕〔四三三〕に、大船爾。末加伊之自奴伎。

また、〔十九卷〕〔四二七〕

小船都良奈米。眞可以可氣。伊許藝米具禮婆。

また〔二卷〕〔二五〕

鯨魚取。淡海乃海乎。奥故而。榜來船。邊附而。榜來船。奥津加伊。痛勿波禰會。邊津

加伊。痛莫波禰會。若草乃。孀之。念鳥立。

また〔八卷〕〔一五〇〕

玉纏之。眞加伊毛我母。(一云小棹毛何毛) 朝奈藝爾。伊加伎渡。云々。

〔三〕波多乃廣物。波多乃狹物。毛乃荒物。毛乃和物。供御雜物等。〔鱒の廣物、鱒の狹物、

毛の荒物、毛の和物、くさくさの物どもを供へ〕

古事記〔神代段〕に、

火照命者。爲海佐知昆古而。取鱒廣物鱒狹物。火遠理命者。爲山佐知昆古而。取毛麤物毛柔物。

と見えて、鱒廣物・鱒狹物は、諸魚の大きなる、小きを云ひ、毛荒物・毛和物は、諸獸をいへる古文にて、書紀、神代卷にも見え、道饗祭祝詞に、

山野爾住物者。毛能和物。毛能荒物、青海原爾住物者。鱒乃廣物。鱒乃狹物。奥津海菜。

邊津海菜爾。至萬豆爾云々。

遷却崇神祭、祝詞に、

山爾住物者。毛乃和物。毛能荒物。大野原爾生物者。甘菜辛菜。青海原爾住物者。鰭、廣物。鰭、狹物。奥津海菜。邊津海菜爾。至萬豆爾。

なども見えたり。

さて、此氏文なる詞は、山野にかけて、獸をいひ、海川にかけて、魚を云ひ、雜物と云へる中に、いはゆる甘菜・辛菜・海菜の類も、おのづから、こもりてきこゆ。

(四) 「兼攝取持天、仕奉止依賜」 「兼攝ね、取り持ちて、仕へ奉れと、依さし賜ひき」

兼攝は、フサネとよむべし。〔割注五〕

〔割注五〕 書記に、摠、また、物・攝をよみ、名義抄に、惣、フサヌ、色葉字類抄に、都をもよめり。

上のくだりの事どもに、兼攝取持て〔割注六〕仕奉れと、依し給へるなり。

〔割注六〕 上にも、齋忌、取持天とのり。

二四 如是依賜事波。 朕我獨心耳非矣。 是天坐神乃命叙。 朕

我王子磐鹿六獺命。 諸友諸人等乎催率天。 慎勤仕奉止。

仰賜誓賜天依賜岐。

かく依さし賜ふ事は、朕が獨りの心に非ず。是は、天に坐す、神の命ぞ。朕が王子、磐鹿六獺の命、諸伴諸人等を、催し率ゐて、慎しまり、勤しみ「慎しみ、勤しみてイ」、仕へ奉れど、仰せ賜ひ、誓ひ賜ひて、依さし賜ひき。

(一) 朕我王子磐鹿六獺命。 「朕が王子、磐鹿六獺の命」

この主、孝元天皇の皇子、大毘古命の孫なれば、後の世に、いはゆる、三世王に當れり。故、親愛みて、朕王子としも、詔へるなり。

第三〔第二〕章の、六雁命薨の條にも、

時^ニ天皇聞食而、大悲給。准^ニ親王式^ニ而、賜葬也。

と見え〔番號二二〕、其時の詔詞にも、

王子六猶命

と詔ひ〔番號二三〕、また、

若^モ之膳臣等乃不^ニ繼在^一。朕我王子等乎志天。他氏乃人等乎。相交天波亂良志女之。

なども詔へり。〔番號二六〕

〔二〕諸友諸人等乎、催率天。〔諸とも、諸びと等を、催し、率ゐて〕

諸友・諸人は、膳夫の、諸の伴部等を詔へるにて、古言の文なるべし。

上〔番號一一〕に、

此行事者。大伴立雙天。應^ニ供奉^一物止在。

と詔へると、同趣なる御言なり。

催は、字類抄に、モヨホシと訓み、又、勸役などもよめり。物語ぶみどもにも、多くみえ

たる言なり。

率は、ヒキキテとよむべし。神代紀に、率、また、領・帥などを、然訓り。字鏡に、
攜提挈也。連也。率也。將行也。持也。兒比支井天由久。(靈異記に率爲天。)

〔三〕慎勤。ツツシミ、イソシミテ、と訓べし。〔本文の傍訓には、ツツシマリ、イソシミとあり。〕

慎は、謹字など、同じく、ツツシミとよむは、世の例にて、名義抄・書紀などの、古訓にみえ、物語ぶみどもにも、みえたる言なり。續日本紀(天平神護〔神護景雲なり〕三年十月)の詔詞に、

許^コ己知^シ天。謹^{ツツ}麻里。淨心乎以天。奉侍止云々。

また〔同詔詞〕に、

諸東國乃人等。謹^{ツツ}之麻利奉侍禮。

と見えたるも同言にて、其は恐^{カシ}みを、か^カし^カこ^カまり^カといふごとく、然もいへるなり。

但し、慎・謹などは、漢籍に、つねに多く用^{ツツ}へる字にて、もはら、心の上にかけていひ、或は、禮^イ容^ビにつきて、いへる意なるが多きを、皇國にて、ツツシムといふ言は、よろづの

事を行ふうへに、過失なくものせむと、心を入るゝにつきて、いへるが多し。此なるも、行
事にかけて詔へるなり。〔割注一〕

〔割注一〕 俗言に、大切に、といふがごとき意なり。なほ、物語ぶみなどにみえた
るを、あぢはひて知るべし。

勤は、文德實錄（四卷滋野貞主傳）「仁壽二年二月」に、

檀原東人トハラノアヅマヒト。該コト通九經。號爲ニ名儒。天平勝寶元年爲ニ駿河守。于時土出ニ黄金。東人採而

獻レ之。帝美ニ其功。曰。勤イソノキカモ哉臣也。遂取ニ勤臣之義。賜ニ姓伊蘇志臣。〔割注二〕

また、續紀（天平勝寶元年四月）の詔詞に、

伊蘇之美、宇牟賀斯美。

などみえたる、これなり。（俗言に、出精と云ふ意也。）

さて、此言のものは、伊佐乎にて、其は勇雄の意なるを、活して伊佐乎志といひ、又、伊佐
乎志支・伊佐乎志久などいひ、又、その佐乎を切ては、伊蘇志と云ひ、また、伊蘇志支・
伊蘇志久などいひ、また、伊蘇志美・伊蘇志牟などいへり。〔割注三〕

〔割注二〕 仲哀紀「八年」に、即美ニ五十迹手。曰ニ伊蘇志。この事、筑前風土記「釋日

本紀所引風土記逸文」にも見えたり。

〔割注三〕 その證を、いはむには、事長ければ、こゝには、つくしがたし。別に記せる
ものあり。

（四）仰賜誓賜天依賜岐。〔仰オホせ賜ひ、誓ウケひ賜ひて、依ヨサし賜ひき〕

誓は、ウケヒとよむべし。神代紀に、

誓約之中。此云ニ宇氣誓能美難箇。

この宇氣誓といふは、何にまれ、事ある時、しかくゝと、真心に決めて、其を違へじと堅む
るを云ふ言にて、人と互カケに爲るうへにも、此方ばかり爲るにも云ひ、其ほか、事のさまによ
りては、又異なるがごとき、こゆるもあれど、いひもてゆけば、同意オウに歸るなり。

此なるは、天皇、六檮命に、上のくだりの事どもを命せ給ひ、大御自誓ひて、任し給へるな
り。〔割注四〕

〔割注四〕 六檮命も、此詔を畏奉れるに、おのづから、誓の意あり。あぢはひ悟るべ
し。なほ、誓のことは、予が方術原論の中に、委く論へり。

一五 是時上總國安房大神乎。御食都神止坐奉天。爲若湯坐

連等始祖意富賣布連之子豐日連乎。令火鑽天。此乎忌

火止爲天。伊波比由麻麻閉天供御食。並大八洲爾像天。

八乎止古八乎止咩定天。神嘗大嘗等仁仕奉始支。

爲御食津神者。今大膳職祭神也。今令鑽忌火大伴造者。物部豐日連之後也。

但云安房大神

(1) 坐字、月令に、脱たり。祕抄に據りて、補ひつ。但し、坐字、祕抄一本に、定と作り、かくても通えたり。

(2) 若湯坐の下の連字、月令に、脱たり。これも祕抄によりて補ひつ。

(3) 祕抄一本、谷川本、忌火の下に、手字あるは、訛なり。

(4) 天字、月令に、脱たり。祕抄によりて、補ひつ。

(5) 月令、麻字、一つ脱たり。祕抄「類従本、麻一字なり」に依りて、補ひつ。

(6) 谷川本にのみ、像を象と作り。

(7) 嘗字、月令、また普通本の祕抄ともに、齋と作り。決めて誤寫なり。いま、祕抄の一按本に據りて、訂して採れり。

(8) 云字、祕抄「類従本、云」に、之に誤れり。

(9) 津字、月令類従本、また普通祕抄にも脱たるを、元々集に、月令を引て、いさゝか此の文を載られたると、祕抄の一本によりて補ふ。

(10) 今字、祕抄に、脱たり。同異本、令鑽の二字を、衍せり。又、祕抄に、者を育と作り。「類従本、者」みな訛なり。

この時、上總の國の、安房の大神を、御食都神と、坐せ奉りて、若湯坐の連等が始祖、意富賣布の連の子、豊日の連をして、火を鑽らしめて、此を忌火と爲て、伊波比、由麻々閉て、御食に供へ、並、大八洲に像りて、八乎止古・八乎止咩を定めて、神嘗、大嘗等に、仕へ奉

り始めき。「但し、安房の大神を、御食津神と爲すといふは、今、大膳職の祭神なり。今、忌火を鑽らしむる大伴の造は、物部の豊日の連の後なり。」

(一)上總國安房大神。安房は、上「八十二頁」にいへるごとく、そのかみ、上總の國內の地名なるを、神名に負せて、稱へたるなり。此神の事は、下の注に見えたり。

(二)御食都神止、坐奉天。「割注一・二」御食都神と、坐せ奉りて

天皇の、御食の神として、此御膳屋に、請坐しめ給へるなり。「割注二」

〔割注一〕 坐字、月令に、脱たり。祕抄に據りて補ひつ。

〔割注二〕 但し、坐字、祕抄一本に、定と作り。かくても通えたり。

(三)爲若湯坐連等始祖。意富賣布連之子。豊日連。「割注三」若湯坐の連等が、始祖、意富賣布の連が子、豊日の連をして

〔割注三〕 若湯坐の下の連字、月令に、脱たり。これも、祕抄によりて、補ひつ。

若湯坐連始祖の六字は、上に記したれば、再こゝに云へるは、いたづらなり。記しざまのとははざるなり。(たゞに、物部意富賣布連之子云々と書べきところなり。) 豊日連、下文の注に物部豊日連とみえたる是なり。(此人、こゝのほか書に見當らず。)

(四)令火鑽天。「火を鑽らしめて」

名義抄に、鑽、また鑽を、ヒキリと訓り。古事記(大國主神國避段)に、

櫛八玉神。爲膳夫。獻天御饗之時。禱白而。櫛八玉神化、鵜云々。鑽出火云。是

我所燧火者云々。「割注四」

〔割注四〕 鑽火の事、傳に、委注されたり。又、その術は、予が正卜考に注せり。

(五)此乎忌火止爲天。「割注五」此を忌火として

〔割注五〕 祕抄一本、谷川本、忌火の下に、手字あるは、訛なり。天宇、月令に、脱たり。祕抄によりて、補ひつ。

忌火は、イミビとよむべし。「注一」忌清めたる火の由なり。凡て、火を得るに、撃つと、

礮^イるとの別ありて、上代より殊に、忌^イて清くする火は、皆横出^キすことにて、今に至るまでも、伊勢大神宮の御饌炊^キくに、横火^キを用ふる例なりとぞ。(其餘にも、諸國の大社・小社の中に、然る例にもものする事、かれこれきこえたり。)

江家次第に、

忌火御飯。(六月、十一月、十二月、一日早旦供^ニ之内膳司。)

一條兼良公の同書の抄に、

今按忌火。毎^レ至^ニ神態^一「熊」。鑽^レ火炊爨。謂^ニ之忌火^一也。(こは既く、年中行事秘抄、

同條に、舊記云とて載たると、全く同文なり。)

同公の公事根源、同條に、

景行天皇の御時より始る。忌火とは、火を忌むこゝろなり。云々。

とも記し給へり。「注一」

〔注一〕 この忌火を、インビともいふは、イミビの音便なり。江次第の印本に、インコと假字をさし、俗にも、然唱^フが古實なり、といへる人ありときこゆ。其は、僧徒の忌ま^クしき事行ふ時にする下火を、近世の唐音にて、アコといふに習ひたるにて、い

ともあるまじき、さかしら説なり。江次第なるも、古本には、インヒとあり。

(六)伊波比、由麻麻閉天、供^ニ御食。〔割注六〕「齋^イひ、由麻麻閉^ユて、御食^ミに供^ソへ」

〔割注六〕 月令、麻字一つ脱たり。秘抄「類從本、麻一字なり」に依りて補ひつ。

伊波比は、伊牟^イと同言なるを、如此も活かしていへり。〔割注七〕

〔割注七〕 此言の意は、上の齋忌の下にいへり。「頁」

由麻麻閉は、祈年祭祝詞に、

忌部能弱肩爾、太多須支取掛氏。持^モ由麻波利、仕奉禮留幣帛乎。

神嘗祭祝詞に、

太極取懸天。持^モ齋波里。

とみえ、また、此下文に、

伊波比由麻波理。

といへる由麻波里^ユと同言にて、由^ユは、忌むの伊^イを通音に轉したるにて、由庭・湯貴・湯歛・齋種などの、由に同じ。

但し、此文のごとく、由麻麻閉と活かして云へる例は、他に見あたらざれど、めでたき古言とぞきこえたる。(崇まへ、辨まへなどいふと、同じ活きなるべし。)
さて、伊波比も、由麻麻閉も、共に忌む意にて、同言なるを、かく疊ねて云ひ、下文「番號一八」に、伊波比由麻波利といへるも、共に古言の文ときこえて、めでたし。

(七)並大八洲爾像天。八乎止古八乎止咩定天。
〔並、大八洲に像りて、八乎止古・八乎止咩を定めて〕

大八洲は、古事記、國生段に、

因_三此八島先所_二生、謂_三大八島國_一。

と見えたる古事にて、大皇國の惣號ともなれる事、傳に注されたるがごとし。其大八洲の數に像りて、八乎止古・八乎止咩を、定たる由なり。

像は、字書に、肖似也、摹倣也、など注ひて、象と通はし用ふる字なり。カタドリテとよむべし。〔割注八〕

〔割注八〕 谷川本にのみ、像を象と作り。これに依らば、こともなけれど、暫く諸本に

随ふ。

神代紀に、次雙_三生隱岐洲與_二佐渡洲_一、世人或有_二雙生_一者象_レ此也、とみえたるも、國に象るといふ事のある古實なり。

また、三代實錄(貞觀八年九月)、桓武天皇の御陵に、大宮の事を申給へる告文に、

此宮波。掛畏岐天皇朝廷乃。營作良之米賜天。萬代宮止定賜留處奈利。就_レ中爾八省院波。

殊留_三御意_二天。國乃面止作粧賜岐止奈毛。聞賜布留云々。

と詔へるは、大八島國の面に像りて、八省院を作粧ひ給ひたりし由なり。〔割注九〕

〔割注九〕 面とは、古事記、國生段に、大八島國の、伊豫之_二名島_一、また筑紫島を、身一面有_二面四_一、每_レ面有_レ名とて、合せて八面の名、見えたり。此八面に像り給へるにか、其は測奉りがたし。

これをも思ひ合すべし。

八乎止古・八乎止咩の、乎止古・乎止咩は、男女の弱きほどをいふ、稱なり。弱き男女を、八人づゝ定て、八乎止古・八乎止咩と呼て、神嘗・大嘗等に、仕奉始たりし由なり。(なほ此八乎止古・八乎止咩の事は、下に論ふべし。)

〔八〕神嘗。〔割注一〇〕

加牟爾閉カムニヒと訓べし。〔割注一一〕

〔割注一〇〕 嘗字、月令また、普通本の祕抄ともに、齋と作り。決めて誤寫なり。いま

祕抄の一枚本に據りて、訂して採れり。

〔割注一一〕 此よみざまの事、記傳八卷、大嘗の下に、説はれたるがごとし。

神祇令に、

季秋神衣祭カミツツ。

義解に、

謂與ニ孟夏祭ニ同。〔孟夏神衣祭、義解に、謂ニ伊勢神宮祭ニ也云々。〕

次に、神嘗祭義解に、

謂神衣祭日使。〔使字、諸本、便と作るは、訛なり。いま集解に據りて、訂せり。〕即

祭之。

と見え、大神宮式に、

九月神嘗祭云々。幣帛使。取ニ王五位已上卜食者ニ充之。云々。

と見えて、中臣・忌部・卜部を差遣はす例なり。〔すべて大神宮の神事に、膳部の預れることは、何の書にも見えたる事なし。〕

さて、其時、神官及幣帛使等の供奉る状は、延暦二宮儀式帳にみえて、主ニ新稻ニをもて饗し奉る神事なり。〔注二〕

〔注二〕 但し、この幣帛使の事、國史には、三代實錄の始、貞觀元年より、毎年九月に遣はす例に記されて、其より前の國史どもには、載レられず。

さて、大神宮に、神嘗奉る事の始は、年中行事祕抄〔六月〕に、

舊記云。垂仁天皇之代。倭姫皇女。爲ニ伊勢太神御杖代ニ。于時依ニ隨大神託宣ニ。從ニ大和國ニ向ニ伊勢國ニ。到ニ壹志郡ニ齋ニ片樋宮ニ。發レ從ニ彼宮ニ乘ニ三隻船ニ。向ニ佐志津ニ御暫留。爰夜鳴鳥聞ニ於葦原ニ。倭姫皇女遣レ人令見。有ニ一隻鶴ニ。守ニ八根稻穗長八握ニ。可レ謂ニ瑞穗ニ。倭姫皇女使ニ人刈採ニ。欲レ供ニ太神之御食ニ。即折ニ木枝ニ刺合出レ火。炊ニ彼稻米ニ奉レ供ニ太神ニ給。從ニ此時ニ神嘗祭發ニ。故每レ至ニ神態ニ〔熊〕鑽レ火炊爨。謂ニ之忌火ニ。良有レ以也者。

と見えたり。此文、倭姫世記にも、採載たれど、即折ニ木枝ニより以下、四十一字は、有

らず。又、每至より下、忌火まで、十二字は、江次第抄にも、引載られて、上の忌火の條に、引注せるがごとし。正しき古傳記なるべし。

これに准へて稽ふるに、此時、六猶命に詔て、供奉始させ給へる神嘗は、當時、大宮内の畏所にて、天照大御神に、新稻の御饌を饗し、祭奉り始たまひたりしなるべし。〔注三〕

〔注三〕 書紀・古語拾遺・大神宮儀式帳を、照考ふるに、大御神の御靈鏡は、崇神天皇の御世に、大御許を離奉り給ひて、倭の笠縫邑に祭たまひ、其御靈鏡を模鑄さしめて、大宮内の畏所に、齋祀らせ給ひ、御靈鏡は、垂仁天皇の御世におよびて、倭より、伊勢に遷幸して、鎮坐しませるなり。

○(九)大嘗は、意富爾倍とよむべし。新稻を神々に饗し、天皇も聞食す、嚴重き御祭にて、新嘗と云ふも同事にて、古は通はしいへり。これを、後世には、御世の始のを大嘗と云ひ、毎事のトシゴトをば、事略ぎて、新嘗と分ワケいふ事のごとくなれり。(此事、古事記傳八卷に、委論はれたるを見るべし。) 下(三章)〔第二章、番號二五〕の詔詞に、

十一月乃新嘗乃祭毛。膳職乃御膳乃事毛。六雁命乃勞始成流所奈利。

と詔へる新嘗も、此大嘗なり。然るに、それと同時に始りたる、神嘗祭の事をば詔はず又、其祭、行はせ給へる事の、古事どもにも見えざるをおもへば、此後いくほどもなく、神嘗を、大嘗に合せて、行ひ給ふ事となりしが故なるべし。(神嘗大嘗等といへるにて、始は二祭なりしこと著し。)

(一〇)〔注〕但云安房大神爲御食津神者。今大膳職祭神也。〔割注一二〕〔但し、安房大神を、御食津神と爲すといふは、今、大膳職の祭神なり〕

此は、上に、上總國安房大神乎、御食津神止坐奉天と云へる〔一一八頁〕注なり。〔割注一二〕

〔割注一二〕 云字、祕抄〔類從本、云〕に、之に誤れり。津字、月令類從本、また普通祕抄にも脱たるを、元々集に、月令を引て、いさゝか、此の文を連られたると、祕抄の一本によりて、補ふ。

安房大神は、古語拾遺に、

天祖天照大神高皇產靈尊乃相語曰。夫葦原瑞穗國者。吾子孫可王之地也。皇孫就而治焉云々。以天兒屋命太玉命天鈿女命。使配侍焉。因又救曰云々。汝天兒屋命太玉命二神。宜持天津神籬降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。惟爾二神共侍殿內。能爲護衛。宜以吾高天原所御齋庭之穗（是稻種也）亦當御於吾兒矣。宜太玉命率諸部神。供奉其職一如天上儀云々。逮于神武天皇東征之年云々。令天富命（上文の注に、太玉命の孫とあり。）率日鷲命之孫求肥饒地。遣阿波國殖麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年貢木綿麻布及種々物。所以郡名爲麻殖之緣也。天富命更求沃壤。分阿波齋部率往東土。播殖麻穀。好麻所生故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。（古語麻謂之總也。今爲上總下總二國是也。）阿波忌部所居便名安房郡。（今安房國是也。）天富命即於其地立太玉命社。今謂之安房社。故其神戶有齋部氏。とみえたり。此古實によりて、安房社の大神（すなはち太玉命）を、御食津神と爲て、件の宜以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒と云々。と詔へる神勅を信受行ひ給へるなり。〔注四〕

〔注四〕 續後紀に、

承和三年七月。安房國無位安房大神。奉授從五位下。同九年十月。奉授正五位下。文德實錄に、

仁壽二年八月。安房國安房神。特加從三位。

三代實錄に、

貞觀元年正月廿七日。安房國從三位勳八等安房神。奉授正三位。

帳に、

安房國。安房郡。安房坐神社。（坐字、通本に脱たり。古寫本、また伊呂波字類抄に載たる式社の神名に據りて補ふ。）名神大。月次。新嘗。

とある此にて、此神社、今、安房郡、大井村に在とぞ。

今大膳職祭神也と注へる、今とは、此氏文を記せる言なり。（第二章の詔詞「番號二五」には、たゞ膳職とあり。大膳職・内膳司と別たれたるは、令制なり。）三代實錄に、

貞觀元年正月廿七日。大膳職正四位上御食津神。授從三位。(安房神の授位も同日にて上に擧たるがごとし。)

帳〔宮中神〕に、大膳職坐神三座(並小)の中に、

御食津神社(いま二神は、火雷神社。高倍神社)

とあるこれなり。

大膳式に、

御膳神八座(二月、十一月、上酉日祭之。○踐祚大嘗祭式〔齋場〕に、收御稻於稻實屋。但御飯稻造、棚別置。祭御膳八神於内院。)

と見えたるは、件の帳に載られたる御食津神を本神として、他に御膳に由ある神々七座を合せて、八座祀られたるなるべし。かくておもへば、此上文に、

安房大神乎。御食津神止坐奉天云々。並大八洲爾像天。八乎止古八乎止咩定天云々。

といへるは、當昔、大八洲に像りて、安房大神を本神として、八神を坐せて、一神に男女一人づゝを定て、仕奉らせ給へるを、事省きて語り傳へたりしものなるべし。

其は、宮内式に、

凡ト、供奉神事ニ小齋人上者。其日神祇官副。祐各一人。率ニ宮主卜部等。先就ニ宮内省廳座云々。神祇副宣。始自ニ八男八女。以下至ニ御膳司人等。次々令ニ參進云々。即

隨次令昇廳。先トニ八男已下御膳司人等。次諸司人等云々。

と見え、儀式、神今食儀に、

神祇副命云。八社男八社女御膳司。并色々人等次第令ニ參進。錄稱唯云々。丞命云。

八社男八社女御膳司。并色々人等次第令ニ參進。省掌稱唯退出。仰ニ八社男以下依次

令ニ參進。(先八社男。次八社女。次典膳以下云々。)云々。其八女及女官立廳上東

壁下云々。膳伴造鑽燧即炊御飯。安曇宿禰吹火。内膳司率諸司伴部及采女等。

各供ニ其職ニ料ニ理御膳雜物。

と見えたる、八男・八女を、八社男・八社女とも稱ひて、もはら、御膳司とも、仕奉る趣なるは、其遺式なるべきに、おもひ合すべし。〔注五〕

〔注五〕 また、文德實錄に、齊衡二年十二月、天安元年四月に、大炊寮大八島竈神に敍位の事見え、三代實錄、貞觀元年正月敍位の下に、大炊寮大八島竈神八前と見えたる竈神も、同時に、大八島に像りて、八神を、竈神として、祭給へるにはあらざるか。

竹採物語に、

大炊づかさの飯かしく屋の棟に、つくの穴ごとに、つばくらめは巢をくひ侍る云々、と申す云々。中納言云々。籠に乗りて、つられのほりて、うかゞひ給へるに云々。綱を引すぐして、つなたゆるすなはちに、八島のかなへの上に、のけさまに落給へり。

といへること見えたり。

さて、此神を、大炊寮式には、徒に竈神八座とあり。

さて、此御膳神八座を、大嘗の時に祭らるゝ事は、大嘗祭式に、御飯稻造棚別置。祭御膳八神於内院と見え〔齋場〕、また、凡齋部之齋院祭神八前云々、また、凡大嘗祭畢。差禰宜卜部二人。遣二兩齋國二祭御膳神八座。即爲二解齋一〔解齋〕など見えたり。

〔二〕注今令鑽忌火大伴造者。物部豊日連之後也。〔割注一三〕〔今、忌火を鑽らしむる大伴の造は、物部の豊日の連の後なり〕

〔割注一三〕 今字、祕抄に、脱たり。同異本、令鑽の二字を、衍せり。又、祕抄に、者を育と作り。〔類従本、者〕みな訛なり。

こは上に、爲豊日連乎令火鑽天、此乎忌火止爲天と云へる注なり。今とは、これも、此氏文、記せる時の言なり。

大伴造は、膳大伴造なるを、膳を省きて稱へるにて、儀式、神今食儀に、

膳伴造鑽火即炊御飯。

大嘗祭式に、

伴造燧火兼炊御飯。安曇宿禰吹火。

など見えたる、これなり。大伴を、徒に伴と稱へるは、後紀に、弘仁十四年四月、淳和天皇の大御名を避て、大伴を伴と改たる由見えたり。〔注六〕

〔注六〕 但し、大伴にも、伴にも、造の骨なるは、姓氏録、そのほかの書どもにも、見あたらず。姓氏録、撰ばせ給へる弘仁の頃、すでに、其姓人は、絶たりしにか。又は、いまだ、本系を奉らざりつるほどに、録を撰び畢られたりしにもあるべし。又、おもふに、この造は、骨にはあらで、主殿の伴の臣など稱ふに同じく、たゞ膳夫の伴の臣と稱

へるにもやあらむ。

物部豊日連は、上に見えたるごとく、物部意富賣布連の子なり。〔割注一四〕

〔割注一四〕 大膳職坐神三座の中に、火雷神社とあるは、此時、豊日連の祭れる、齋火神社なるべく、推量れる考あり。其は下に云ふべし。

以上は、天皇、上總に坐ましける間の事を云へり。古事記、此天皇の段に、此御世定東之淡水門とみえたるは、此行幸の度に、大みづから定おきて、させ給へるなるべし。

以同年十二月。乘輿從東還坐於伊勢國綺宮。五十四年

甲子九月。自伊勢還幸於倭纏向宮。

同じき年、十二月を以て、乘輿、東より、伊勢の國、綺宮に還り坐し、五十四年、甲

子の九月、伊勢より、倭の纏向の宮に、還幸ましき。

(一)同年は、此氏文の首に、五十三年癸亥と云へる〔番號一〕を繼ぎていへり。書紀〔景行〕に、

十二月從東國還之居伊勢也。是謂綺宮。五十四年秋九月辛卯朔己酉。自伊勢還於倭居纏向宮。

とみえたり。綺は、カムハタとよむべし。和名抄に、

綺似錦而薄者也。加無波太。

とみゆ。内山真龍が宮所記に、

伊勢國人云、綺宮の蹟は、鈴鹿郡、能褒野の北、白鳥陵に近き處に在り。土人、加牟婆多乃宮と云、古の驛路なりと云り。

と注へり。

(三)倭纏向宮。〔倭の纏向の宮〕 神名式に、大和國、城上郡、卷向坐若御魂神社とある、其

地なり。宮所は、古事記、此天皇〔景行〕段に、

坐_ニ纏向之日代宮_一治_ニ天下_一也。(書紀に、四年春二月。天皇幸_ニ美濃_一。冬十一月。自_ニ美

濃_一還。即更都_ニ於纏向_一。是謂_ニ日代宮_一。)

と見えたり。

五十七年丁卯十一月。武藏國知々夫大伴部上祖。三宅

連意由。以_ニ木綿_一代_ニ蒲葉_一天美頭良乎卷_レ寸。從此以來。用_ニ

木綿_一副_ニ日影等葛_一天。爲_レ用矣。

(1)五十七年。月令に、五十年とあり。干支に據りて、考るに、七字を脱せるなり。故、訂し、補ふ。

(2)月令、大伴部の下に、之字を作きたれど、上に無邪志國上祖云々、知々夫國上祖と書る

例に依りて、之は、上の訛なること著ければ、これも改めつ。

五十七年、丁卯の十一月、武藏の國の、知々夫の、大伴部の上祖、三宅の連意由、木綿を以て、蒲の葉に代へて、美頭良を卷きき。これより以來、木綿を用ゐて、日影等の葛を副へて、用ゐること爲たりき。

(一)〔五十七年丁卯十一月〕〔割注一〕

〔割注一〕 五十七年、月令に、五十年とあり。干支に據りて、考るに、七字を脱せるなり。故、訂し補ふ。

十一月は、新嘗の時をいへり。〔割注二〕

〔割注二〕 此事、上の神嘗大嘗の下にさへり。

(二)武藏國知々夫大伴部上祖。三宅連意由。〔割注三〕〔武藏の國の、知々夫の、大伴部の上祖、三宅の連意由〕

〔割注三〕 月令、大伴部の下に、之字を作きたれど、上に、無邪志國上祖云々、知久夫

國上祖、と書る例に依りて、之は、上の訛なること著ければ、これも改めつ。

知々夫は、和名抄、武藏の郡名に、秩父、知々夫と見ゆ。但し、國造本紀を考るに、當時、知々夫も一國にて在りしときこゆれば、武藏に收られたるは、後の事なるべきを、かく書るは、後の例をもて、古にめぐらしいへるなり。

大伴部は、上に、

諸國人乎割移天。大伴部止號天云々。

と見えたる中の、知々夫の大伴部の上祖なり。〔割注四〕

〔割注四〕 こゝに、その大伴部の上祖としも、云へるは、これも、後より、古を語る言

なり。

三宅連意由。他書どもに、見當らず。和名抄に、武藏國橋樹郡の郷に、御宅（美也介）、上總國天羽郡、下總國印旛郡にも、三宅郷あり。これらの中の地名、由あるべし。意由は、上〔番號九〕に、

知々夫國造上祖。天上腹天下腹人等。爲膾及煮燒雜造盛天云々。

とみえたる族の長なりしなるべし。

（三）以ニ木綿ニ代ニ蒲葉ニ天。美頭良乎卷す。從此以來。用ニ木綿ニ副ニ日影等葛ニ天。爲用矣。

〔木綿を以て、蒲の葉に代へて、美頭良を巻きき。これより以來、木綿を用ひて、日影ども葛を副へて、用ゐること爲たりき。〕

前には、蒲葉をもて、鬘を卷たりけるを、此新嘗の時より、木綿に代へたる由なり。又副ニ日影等葛とは、前には日影を縵にし、麻佐氣葛を禪に懸たりけるを、この時より、縵にも、禪にも、主と木綿を用ひ、日影・麻佐氣葛をば、副へ用ふる事と爲たる由なり。さるは、鬘を卷くにも、縵にも、禪にも、木綿を用ひたるかた、美麗しく、禪はた、固くて、便よきが故なるべし。

木綿は穀木の皮を剥ぎ、水に浸し、曝して、麻苧のごとく、白くなりたるを、割き織りて布とし、またその割たるを總ね垂て、神に奉るを、和幣といふも、これなり。（此木綿の事、とりく混らしきを、古事記傳八卷に委く辨へられたり。）

さて又、この時、鬘に巻き、又縵にせる木綿は、割きたるなるべく、禪にせるは、織たるな

るべし。(木綿褌といふ、これなり。内膳式に、膳部等に給ふ褌暴布、或は調布一條の長八尺と見ゆ。)

入自^二纏向朝廷歲次癸亥^一。始奉^二貴詔勅^一。所^二賜膳臣姓^一。^天都御食乎伊波比由麻波理天。供奉來。

(1)天字、月令に、一字缺て、空たり。上の詔詞によりて補ひつ。

纏向^{マキムカ}の、朝廷^{ミカド}の歲次、癸亥より、始めて、貴き詔勅^{ミコトノリ}を奉り、膳臣^{カシハラノオシ}の姓を賜りて、天^{アマ}つ御食^{ミケ}を、齋^{イハ}ひ、忌^{ニマハ}りて、供^{ツカ}へ奉^{マツ}り來ぬ。

(一)癸亥は、すなはち御世の五十三年にて、上に見えたる詔に、

磐鹿六獨命波。朕我王子等爾。阿禮子孫乃八十連屬爾。遠久長久天皇我天津御食乎。齋忌

取持天。仕奉止負賜天云々。〔番號一〇〕 神嘗大嘗等供奉始支。〔番號一五〕
といへる時よりなり。

(二)所^二賜膳臣姓^一。〔膳^{カシハラ}の臣^{オシ}の姓^{ウヂ}を賜りて〕

此事は、上にみえて、其處に論へることく、當時は、後の御世のごとく、氏骨^{ウヂカバネ}を定て賜へる事のきはやかにはあらざりけるを、此處に如此^{カク}いへるは、後世のさまに合^カへて書る文なり。

姓氏錄、高橋朝臣の譜^{コトナリ}〔九三頁〕に、

大稻與命之後也。景行天皇。巡^メ狩東國。〔割注一〕 供^{ツカ}獻大蛤。于時、天皇嘉^タ其奇美。賜^{タマフ}姓膳臣^{カシハラノオシ}。

とあるも、此氏文の中なる一端を取載られたるにて、賜姓の記されさまは、此と同じ。

〔割注一〕 此間に、磐鹿六雁とあるべきを、諸本どもに無きは、はやく寫脱せるなり。さて、件の譜文のさし次に、

天淳中原瀛真人(謚天武)十二年。改^カ膳臣。賜^{タマフ}高橋朝臣。

といへる膳臣は、六猶命の、後孫の、氏骨賜はりて在りしを改て、高橋朝臣を賜ひたりしなり。〔注一〕

〔注一〕 但し、天武紀に、十三年十一月戊申朔云々、凡五十二氏、賜姓曰朝臣とある中に、膳臣見えれば、十二年云々といへるは合はず。此は、もとより、高橋の系譜に、年次の訛のありしなるべし。〔九三頁参照〕

又、たすけていはゞ、十二年には、膳臣の族の中より抽出で、高橋朝臣を賜ひ、十三年の度に惣ての膳臣に、朝臣を賜ひたりしにもやあらむ。

〔三〕天津御食。〔割注二〕〔天つ御食〕

〔割注二〕 天字、月令に、一字缺て、空たり。上の詔詞によりて補ひつ。

〔四〕伊波比由麻波理天仕奉來。〔齋ひ、忌りて、供へ奉り來ぬ〕

由麻波理天は、上に、由麻々閉天といへると、同言にて、其處〔一二三頁〕に説へるがごとし。

一九迄于今朝廷歳次壬戌並三十九代。積年六百六十九歳。

延暦十一年

(1) 此分書の延暦の年次、月令に、十九年と作たれど、上件の本文に合はず。何の由もなきを、十一年とするときは、勅判の年に當りて事實に合ひ、また六百六十九歳といへる年數にも合へれば、十九年と作るは、十一年の訛寫なる事疑なし。故、いま訂して書り。

今の朝廷の歳次、壬戌まで、並せて、三十九代、年を積むこと、六百六十九歳なり。(延暦十一年。)

(二) 今、朝廷の壬戌といへるは、桓武天皇の御世の始、延暦元年なり。

一九
一四六

(二)並三十九代は、景行天皇より當今の御世までの御代數なり。

(三)積年六百六十九歳は、此氏文に記せる、六猶命の詔によりて、御膳に仕奉り始たる、景行天皇の五十三年より、下に分書せる延暦十一年までの年數なり。

さて、此年紀を注せる事は、第三章の、延暦十一年に、定高橋安曇一氏、供奉神事御膳、行立前後事〔番號二一九〕官符に、

去延暦八年、爲有私事。各進記文。即喚三二氏。勘問事由。兼搜檢日本紀及二氏

私記。及知高橋氏之可先云々。〔番號三四〕

謹案日本紀云々。檢其家記略同。於此是高橋氏預奉御膳之由也云々。〔番號三

六〕

更无可疑先後之次。事已灼然。理須以高橋爲先。安曇在後云々。〔番號三九〕
と見えたる事によれり。

さて、その記文といひ、私記・家記などいへるは、共に此氏文の事なり。〔割注一〕

〔割注一〕 安曇のかたには、氏記とも作り。〔番號三三〕 これら潤飾のために文を換た

るなり。

かくて、延暦十一年に及びて、件の官符のごとく、其氏文の證明なるをもて、高橋、安曇の前たるべき由を判給へるによりて、氏文の尾に、この迄于今朝廷云々と(二十一字を)書加へ、その勅判を奉はりたる、年紀を記して後證とし、又、其時の官符を寫して、氏文に副たるなり。其官符は、第三章として、下〔番號元一四〕に擧ぐる、これなり。

さて又、此分書の延暦の年次、月令に、十九年と作たれど、上件の本文に合はず。何の由もなきを、十一年とするときは、勅判の年に當りて事實に合ひ、また六百六十九歳といへる年數にも合へれば、十九年と作るは、十一年の訛寫なる事、疑なし。故、いま訂して書り。

そも、膳夫といへば、後世の人意には、賤職のごと、聞ゆれど、然らず。上古には、凡て、御膳を嚴重みせられつるから、膳夫も、ことに、其人を選ばれて、輕からざる職になも
ありける。

さるは、神世よりの故實にて、古事記に、大國主神國避の段に、櫛八玉神を膳夫として、天
御饗奉らるゝ時、火を鑽出で、云々して供奉りし狀、委しく見え、また同記に、此幸行よ

り前、倭建命平國ウツナタケに廻行し、時、久米直祖、七拳脛ナナツツカハダ、いつも膳夫にて、從ミトモに仕奉りし由記されたるは、諸司は多かるべき中に、殊さらに、此職をのみ、舉記せる趣をもても、其輕からざるほど知られたり。

しかありけるに、此時、六雁命、よく其道に仕奉れるを賞美たまひて、新嘗祭の奉物、また膳職の御饌の事も、さらに其式カタを定始めさせ給ひ、薨たる後には、その魂を膳職に齋ひて、永世に仕奉らしめたまひ、子孫等をば、長世に其職ツムサの長として、仕奉らしめむと、詔せさせ給ひたりき。さて、其詔詞は、第二章〔番號二三―二八〕に見えたり。

第二章

此章は、政事要略〔割注一〕、第廿六卷、年中行事部、十一月中卯日、新嘗祭條に、高橋氏文云とて載たるを採りて、書表はせるなり。又、年中行事秘抄、十一月中辰日、豊明節會の條に、此章の文を、いたく折略コトツぎて記し、又、中原師光朝臣の年中行事にも、秘抄より引出たりと見えたる同文のあるをも、批按て訂せり。

〔割注一政事要略〕 一條天皇の御世の頃の人、明法博士惟宗朝臣允亮撰。

三六 鴈命七十二年秋八月。受病同月薨也。

六鴈の命、七十二年の秋八月、病を受けて、同じき月、薨りき。

(一)七十二年は、七十二の齡なり。〔注一〕

〔注一〕この七十二年は、景行天皇の御世の年數にはあらず。景行天皇は、御世の六十年十月に崩坐せり。

さて、六鴈命の薨れる御世の年は知られねど、假に天皇の崩ませる前年に、七十二にて薨れりとして、推考るに、垂仁天皇の八十七年に生れ、景行天皇の五十三年、六十六の時、浮島の行宮にて、御膳の事に仕奉始め、同五十九年八月に薨れるに當れり。

三時 天皇聞食而大悲給。准親王式而賜葬也。

時に、天皇、聞こし食して、大く悲しみ給ひ、親王の式に、准へて、葬、賜ひき。

(一)天皇は、景行天皇の御事を申せるなり。

(二)親王は、當時の稱にはあらず。茲時の詔詞には、王子六衛命と書り。

さて、親王と申す稱は、はるかに後の御世におよびて、制め給へス繼嗣令に、

凡皇兄弟皇子皆爲親王。以外並爲諸王。自親王五世雖得王名不在皇親之限。

と見えて、こは、漢國の隋唐の制に據り給へるなるべし。こゝに、准親王式と書るは、皇子の式に准へ給へる由を、後の稱をもて記せるなり。親王は、美古とよみてあるべし。

(三)賜葬也。「葬、賜ひき」

賜葬は、皇子に准へて、賻物を賜ひたるに由なるべし。「割注一」

〔割注一〕 葬とのみにては、言たらぬこちす。葬の下に、物字、脱たるには、あらざるか。

但し、當時の式は、知る由なし。後の事ながら、喪葬令に、

凡職事官薨。賻物(謂云々。送死物曰賻也。)正從一位絶三十匹。布一百二十端。

鐵十廷云々。親王及左右大臣准一位。

と見えたり。また、按ふに、賜葬とは、葬の事よろづを、皇子に准へて、公より賻ひ給ひたるにても有べし。

三 於是宣命使遣藤河別命。武男心命等宣命云。

こゝに、宣命使、藤河別の命・武男心の命等を遣はして、命を宣りて云はく。

(一)宣命使。宣命とは、勅命を宣るよしにて、宣るとは、勅命を受傳へて、人に宣聞するをさふ目なり。その御使を奉りて、罷向ふ人を、宣命使といふ。「割注一」此は、六雁命の魂に、勅命を宣聞しむる御使なり。

〔割注一〕 但し、宣命使といふは、後のことにて、此氏文、記せる當時の稱なり。上古は、美古登乃里豆加比などいひたりけむ。

〔二〕藤河別命。〔フジカハワケの命〕

他書どもに、見あたらす、但し、別命と稱ふにつきて、此天皇の皇子たらむかと、おもはるゝ由あり。其は、古事記、景行段に、

凡此大帶日子天皇之御子等。所録廿一王。不入記五十九王。并八十王之中云々。

自其餘七十七王者。悉別賜國々之國造。亦和氣及稻置縣主也。

と見え、書紀、同天皇卷に、

夫天皇之男女。前後并八十子云々。七十餘子皆封國郡。各如其國。故當今時。謂

諸國之別者。即其別王之苗裔焉。

と、みえたる中に、御名のきこえ給へるは、古事記・書紀に載られたる皇子、合せて二十九王。紹運錄に、其餘に、三十八王を載せたるを、總合せて、七〔六イ〕十七王見え給へる中に、櫛角別王・押別命・豊戸別王・豊國別王など、某別と申す御名、多く聞えたり。其餘御名の傳はらざる皇子等十三王の中に、この藤河別命はおはしけむを、件の書どもに、記漏らされたるなるべし。然らば、其皇子と坐す藤河別命をしも、此宣命使に遣はしたるは、准親王式而賜葬とある、當時の式にこそはありけめ。

〔三〕武男心命。〔タケシヲゴコロの命〕 景行紀に、

三年春二月庚寅朔。ト幸于紀伊國一將祭祀群神祇。而不吉。乃車駕止之。遣屋主

忍男武雄心命。〔一云武猪心〕 令祭云々。仍住九年。

と見えたり。古事記に、孝元天皇の皇子、大毘古命 弟に、少名日子建猪心命と見え、紹運錄には、大毘古命の弟、比古布都押之信命の子に、屋主忍男武雄心命。〔割注二〕 また、姓氏録には、伊賀朝臣の譜に、大彦命男、大稻與命男、彦屋主男心命、道公の譜に、大彦命孫・彦屋主男心命〔割注三〕など、とりくに見えたり。

〔割注二〕 通本、屋主忍男命、武雄心命と、二人とせるは誤なり。塙本に、證を引て、一本に依りて、訂せるに隨ふべし。

〔割注三〕 諸本に、男字を田とかき、或は日とも作きて、此と彼と、とりく同じからず。〔國造本紀、高志國造の下に、阿閉臣祖、屋主思命とも誤書り。〕 今、傍證に依りて、男と作るかたを採れり。

姓氏録なる傳にては、大稻與命の子にて、六雁命と兄弟なり。〔その次序は知られず。〕 いづれにても、六雁命の縁につけて、副使に差し給ひたるにぞあるべき。さて、此宣命使は、

六雁命の殯所に罷向ひて、勅命を宣しめ給ひたるなるべし。〔注一〕

〔注一〕 はるかに後の事ながら、續紀に、

大寶元年七月壬辰。左大臣正二位多治比真人嶋薨。詔遣右少辨從五位下波多朝臣廣足。治部少輔從五位下大宅朝臣金弓等。監護喪事。又遣三品刑部親。正二位石上朝臣麻呂。就第弔賻之。正五位下路真人大人爲公卿之誅。從七位下下毛野朝臣石代爲百官之誅。大臣。宣化天皇玄孫。多治比王之子也。

とみえたるは、天皇の誅はあらざれど、喪事を監護せさせ給ひ、弔賻使を遣はし、公卿百官の誅せる趣などの、此時の式に似たるは、上古の遺式なりしなるべし。

天皇加 大御言 良麻波 宣 久 王子六猶命。 不思 保佐 外爾 卒

上 太利 聞食 迷 夜晝爾 悲愁給 比 大坐須。

天皇が、大御言らまると宣り給はく、王子六猶の命、思ほさざる外に、卒り上りたりと聞し食

し、夜晝に、悲愁み給ひつゝ、大坐ます。

これより、いはゆる宣命にて、すなはち六猶命の魂に宣る詔詞なり。そも、上代の詔詞は、古事記・書紀にも、しるされたる事なく、續紀に、持統天皇の、十一年八月の詔詞よりぞ、始て載られたる。それより、あなたなるは、いづれの書にも、さらに見えたることなきを、いま此氏文に見えたるは、景行天皇の詔詞にて、いまだ漢ざまなる事の、つゆまじこりなく、文字なき頃の御世のなれば、いとも、めでたくたふとし。すべて古言の聯ねたるものにては、歌は長きも短きも、また祝詞・吉詞・語詞などは、神世なるを始にて、その上代の詞のまゝに、傳はれるもあれど、詔詞の傳はれるは、たゞこれひとつのみぞ在りける。さて、此詔詞の趣は、誄詞にあたりて、續紀に、寶龜二年二月己酉、左大臣藤原永手公、薨給ひし時、文室大市・石川豊成を遣して、弔賻之曰、とて載られたる詔詞の狀、これに似たり。よみ合せ見て、此詔詞の殊に古ざまなる趣を、よくあぢはひ悟るべきものぞ。

（一）王子は、美古とよむべし。六猶命は、上に云へることく、孝元天皇の曾孫にて、後の令

制にいはゆる、三世王なり。されど、當時、然るきはやかなる、御令はあらず。二世・三世の王も、時の情状にしたがひて、臣列に立變びて、仕奉らせ給へるも、ありければ、六衛命も、既に臣列にて仕奉れる事、上章に見えたるがごとし。然るを、こゝに王子としも詔へるは、たちかへりて、殊に御親しみおもほせるなるべし。下の詔詞〔番號二六〕に、
 若之膳臣等乃不繼在。朕我王等乎志天。他氏乃人等乎。相交天波亂良志女之。
 と詔へるにも、おもひ合せ奉るべし。

〔二〕不思保佐佐流外爾。〔思ほさざる外に〕

この不字、無用なり。されど、他の詔詞、また、萬葉集などの中にも、此たぐひの書さまあり。難むべきにあらず。

〔三〕卒上は、美麻加利安我利とよむべし。人の死りぬれば、魂神は、軀を離遊れて、天に揚り、顯世にも往來ふ由にて、言繼來れる、古語とぞきこえたる。〔注一〕

〔注一〕 天に揚ると云ふ言は、萬葉集〔卷十七、三〇六〕に、

落花之。安米爾登毗安我里。雪等敷里家牟。

とみえたる、安米これにて、だゞ虚空のことなり。さて、崩を、加牟阿賀理と申すも、魂神揚なり。殯宮を、阿賀里乃美也と申すも、其處より御魂神の天に揚ります由なるべし。萬葉集〔卷二、一九〕の歌に、高市皇子尊の殯宮を、神宮ともよめり。又、崩を加牟佐理と申すは、魂神避にて、たゞ云ひさまの異なるにて、意はことなることなし。

然る趣なる事の、書に見えたるは、古事記（景行段）に、倭建命、崩まして、八尋白智鳥に化て、天翔て飛行ませること見え、此事を書紀に、遂高翔上天と記されたるは、遂に高く虚に上りて、見えずなり給ひし由なり。こは御魂の天翔り給へるが、白鳥に化りて、人に見え給へるが、なべとは異なりしなり。〔注二〕

〔注二〕 近き頃、ある品輕からぬ死者を、覆ひたる衾の下より、雀ばかりなる鳥の飛出て、屋内をとびめぐりけるが、戸を明る即ちに、翔りて出去りたるを、まさしく見たりと、其處に守りめに侍らひたりつる人、これかれが語れるを聞けることありき。うきたることにあらず。又、人魂の淺青に光りて、飛翔ることは、さしも希しからず。世人の

知れるがごとし。

また、續紀（稱徳天皇の御世）に、天平神護〔神護景雲〕三年十月、前元正天皇の遺詔を宣
聞しめ給ふ詔詞に、

如是在牟人等乎波。朕必天翔給天見行之。退給比捨給比云々止勅比。於保世給布御命乎云
々。〔注三〕

〔注三〕 此天皇、殊に佛教を信受尊び給ひ、又此ころ、道鏡に、御政を委ね給へる時な
りければ、此詔詞も、もはら道鏡が申行ひたるなるべきを、他の詔詞に、佛意なる趣の
あるに似もつかぬ、天翔給天云々と詔へる由なるは、しかすがに、大皇國の古傳の趣を
もて、此詔旨を、あまねく諸人の心にしめて、奉行はしめむとせる、心しらびのわざな
るべきを、かへりて古傳の證とすべきなり。

萬葉集〔卷二、一四五〕に、山上臣憶良が、磐白の結松をよめる歌に、

鳥翔なす、在り通ひつゝ、見らめども、人こそ知らね、松は知るらむ。〔割注一〕

〔割注一〕 略解に、有馬皇子の御魂の在りて、飛鳥のごとく、天翔り通ひて見たまふら
むを、人は知らねど、松は知りてあらむといへるころなり。

又、天智天皇崩御の時、大后の御歌〔卷二、一四八〕に、

青旗の、木旗の上を、通ふとは、目には見ゆれど、直に逢はぬかも。〔割注二〕

〔割注二〕 青旗は、大殯宮に立たる旗なり。通ふとは、御魂の、天翔り、行通ひたまは
むとおもへば、御面影は、目に見ゆれど、正しく相見奉る事の無きよ、と歎きたまへ
るなり。

古今集（物名、をがたまの木）に、翔りても、何をが魂の、來ても見む、とよめる歌など
も、魂の天翔るといふ、古意に依れるなり。〔注四〕 此詔詞の終〔番號二八〕に、虚川御魂
毛聞太戸と詔へるに、思ひ合せて、心得べきなり。〔注五〕

〔注四〕 洞物語、俊蔭卷に、天翔りても、いかにあひなく、見たまふらむ、などいひ、
源氏物語、幻卷の歌に、

大虚に、通ふまぼろし、夢にだに、見えこぬ魂の、行方尋ねよ。

澁標卷に、

降りみたれ、ひまなき空に、なき人の、天翔るらむ、やどぞ悲しき。

とよめるなど、しかすがに、古意の遺れるなり。然るこゝろばえにいへる事、ほかの物語ぶみどもにも見えたり。さて又、出雲國造神賀詞に、

天能八重雲乎。抑別氏。天翔國翔氏。天下乎見廻氏。

とみえ、萬葉集〔卷五、八四〕に、

天地の、大御神等、倭の、大國靈、久堅の、天の御虚ゆ、阿麻賀氣利、見渡し給ひ。

とよめるなどは、神の御うへの事ながら、其おもむきは同じ。

〔注五〕 なほ思ふに、齊明紀に、

四年五月。皇孫建王。年八歲薨。今城谷上起殯而收。天皇本以皇孫有順而器重之。故不忍哀。傷慟極甚云々。輒作歌曰。

今城なる、小山がうへに、雲だにも、しるくしたゞば、何かなげかむ。

建王の御魂の、殯宮より、天に上り給はむ状を、今城の峰に、雲だにも、しるくし起のぼらば、それを御かたみと見そなはして、御歎をとどめ給はむものをと、御ながめして、

よませ給へるなるべし。萬葉集に、大津皇子被死之時、磐余池陂流涕御作歌〔卷三、四六〕に、

もゝつたふ、磐余の池に、鳴く鴨を、今日のみ見てや、雲隠りなむ。

懷風藻に見えたる、皇子の此時の詩〔五言臨終一絶〕に、

金鳥臨西舍。鼓聲催短命。泉路無賓主。此夕誰家向。

と作給へるは、漢意に依り給へるにて、却りて斯方の古傳の趣明かなり。また、長屋王

賜死之後、倉橋部女王作歌〔卷三、四一〕

天皇の、命恐み、殯の、時には在らねど、雲隠ります。

又、大伴坂上郎女、悲嘆尼理願死去作長歌〔卷三、四〇〕の句中に、

生ける者、死ぬとふ事に、免れぬ、ものにしあれば云々。山邊をさして、晚闇と、

隠りましぬれ云々。嘆つゝ、吾が泣く涙、有間山、雲わたなびき、雨に降りきや。

反歌〔四六〕に、

留めえぬ、命にしあれば、しきたへの、家ゆは出でて、雲隠りにき。

また、弓削皇子薨時、置始東人の長歌〔卷二、二〇四〕に、

安見し、吾王、高光、日の皇子、久方の、天つ宮に、神ながら、神といませば、云々。

反歌(二〇五)に、

王は、神にしませば、天雲の、五百重が下に、隠り給ひぬ。

又、高市皇子尊の殯宮にて、人麿のよめる歌〔卷二、二〇〇〕に、

久方の、天知らしぬる、君ゆゑに、日月も知らに、戀ひわたるかも。

などみえたるも、人死ぬれば、魂は天に上ると云る、古傳の趣によりて、よみなせる歌詞とぞ聞えたる。

然るに、古事記傳十八卷・崩と云ふ言の解説に、

凡て人は死れば、尊も卑も、皆悉、底津根國(即ち夜見國)に罷ることなるを、天皇を始奉り、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て、反を云て、天に上り坐とは、云なせる古言なり。

と云れたるは、あまり一向に拘泥まれたるにか。よしや、夜見國より顯世に、魂の往來はむにも、虚に揚りて、往來ふなるべし。

なほ、またおもふに、年中行事秘抄、鎮魂祭の條に、舊事紀の天孫本紀に載たる、鎮魂の古事の文を引しるして、次に鎮魂歌として載たるは、鎮魂祭の時の、神樂歌ときこえたるが、其歌の終がたの詞に、

ミタマガリ(御魂上) タマガリマカリマシシカミハ(魂上罷座神) イマゾキマセル(今來座) アチメ、オ、。 ミタマガリ(同上) イニマシシカミハ(去座神) イマゾキマセル(今來座) タマバコモチテ(魂匣持) サリタルミタマ(去神魂) タマガヘシスナヤ(魂返爲)

〔類從本、一、タマカリマシシカミハ。 二、ミタマ、ニ。 三、サリクルシミタマ〕

と見えたり。但し、句下に、眞字にて注せるは、本書に、右旁に、書添たるを、今かくうつせるなり。

さて、其鎮魂祭の本の古事は、舊事紀の天神本紀、また、天孫本紀の中に見えたるが、古傳なるべくきこえ、其祭式は、式の書どもにみえ、其を行ふ状は、古き日次の記どもに、かれこれ見えたり。

さてまた、鎮魂の主意は、職員令、神祇伯の職掌、鎮魂の義解に、

鎮安也。人陽氣曰魂。魂運也。言招離遊運魂。鎮ニ身體之中府。故曰ニ鎮魂。

とありて、死者の招魂の事にはあらざれど、天神本紀に、鎮魂の方の事を云て、如此爲之死人反生と見えれば、死者の招魂にも、行ふ方ときこゆれば、上の件の歌詞に、御魂上り、魂上り、罷り坐し、など云るは、詔詞に、卒上太利と詔へる御言にも、おのづから通ひてきこゆるなり。

さて、此鎮魂の事は、舊事紀に見えたる古事を始め、またその方行はれし状など、古書どもを、合せ考論ひて、別にしるせる書〔鎮魂傳〕あり。

二四 天皇乃御世乃間波。

平爾之相見會奈波 思須間爾別由介

(1) 一本、會の下に、胡字あり。決く衍字なり。然るは、波字の草訛を、胡と見なして、書訛れる本を、對校注せる本のありけるを、會の下の脱字なりと誤意得して、本文に書換へたるものなるべし。今無き本に従ふ。

天皇の、御世の間は、平にして、相見そなはさむと、思ほす間に、別れゆけり。

(二) 天皇乃御世。〔天皇の御世〕

式の祝詞、そのほか詔詞どもにも、天皇我朝廷、天皇我御命など、みな、天皇我云々と見えたるに、此にも、下にも、天皇乃と詔へるは、希らし。(我にかよふ乃なり。) 是も古の一の辭格なるべし。

(一) 間は、ホドとよまむもわるからねど、なほアヒダと訓べし。洞物語(樓上卷)に、一生のあひだ、歌をもよみたまふ、ともあり。

(三) 平爾之天は、タヒラカニシテとよむべし。病などのこと、あらしめずして、と詔給へるにて、老人を勞み給へる、懇切なる御言なり。

萬葉集〔卷廿、四〇八〕に、多比良氣久、於夜波伊麻佐禰、また、六卷〔九七三〕に、平久、吾波將遊、濱松中納言物語なる文詞に、此ほど、たひらかにものせさせ給ふにや、源氏物語

(賢本卷)に、東宮の御世をたひらかにおはしまさばとおぼしつゝ。

(四)相見會祭波佐牟止。〔割注一〕〔相見そなはさむと〕

〔割注一〕 一本、會の下に、胡字あり。決く、衍字なり。然るは、波字の草訛を、胡と見なして、書訛れる本を、對校注せる本のありけるを、會の下の、脱字なりと誤意得して、本文に書換へたるものなるべし。今無き本に隨ふ。

(五)思保須間爾。〔思ほす間に〕

この間字、アヒダと訓べし。萬葉集〔卷十七、四〇二〕長歌に、

情爾波、於毛比保許里底、惠麻比都追、和多流安比太爾云々。

古今集(十三卷、戀、詞書)に、

またのあしたに、人やるすべなくて、思ひをりけるあひだに云々。

天皇の御世の間は、六猶命と事なくて、各に相見むと思ほし坐す間に、薨り別往りと 悲愛み給へるなり。

二五 然今思食須所波。十一月乃新嘗乃祭毛膳職乃御膳乃事

毛。六鴈命乃勞始成流所奈。是以六鴈命乃御魂乎膳職

爾伊波比奉天。春秋乃永世乃神財止仕奉志迷

(1)秘抄に、新嘗祭を、新嘗會と作るは、後の稱にて、當昔の言さまにあらず。さかしらに、書改たるものなり。

(2)また、膳職を、こゝなるも〔第一行〕、下なる〔第二行〕も、ともに、大膳職と作り。大膳・内膳と、二職を別置れたるは、是より後の御世の令制にて、當昔は、ただ、膳職とて在しなるべきを、大字を加へたるは、これもさかしらなり。第一章にも、膳職と作て、注〔番號一五、御食都神の注〕に、今大膳職祭神也と書るは、此氏文、書紀せる時の言なること、上に論へるがごとし。但し、谷川本にのみ、この大字なし。これに依らば難なし。

(3) 谷川本に、勞比豆と書るは、いかだ。此は、後人の、ネギラヒテと訓べく、こゝろえひがめて、尋常の助假字さしたるを、本文にとり直して、書交へたるものとぞ見えたる。俗言に、骨を折り、大事にかけて、といふ意の言なり。

(4) 政事要略に、御魂乎波とあり。祕抄に、波字の無きぞよき。

(5) 又、奉の下の天字、政事要略脱たり。祕抄に依りて補ふ。

然^シあれば、今、思ほしめす所は、十一月の、新嘗^{ニヒナヘ}の祭も、膳職^{カシハテツカサ}の、御膳^{ミケ}の事も、六雁の命^{イカツ}の、勞^{イカツ}き始め成せる所なり。是^{ココ}を以て、六鴈の命の御魂^{ミタマ}を、膳職^{カシハテツカサ}に、いはひ奉^{マツ}りて、春秋の、永^{カミ}き世の、神財^{カミツカフ}と、仕^{マツ}へ奉らしめむ。

祕抄、十一月豊明節會の條に、

高橋氏文云。六雁命七十二年秋薨。天皇宣命云。十一月新嘗會^(一)毛。大膳職^(二)乃事毛。六雁命^(三)乃勞始成流所也。是以六雁命御魂乎。大膳職^(四)仁伊波比奉天。春秋乃永世^(五)乃神財^(六)供奉志女^(七)牟。

〔類従本。一、モ。二、大ナシ。三、ノ。四、モ。五、ノ。六、ナリ。七、大ナシ。八、ノ。九、ノ。一〇、財ト〕

と、首文を略きて、此まで抄出て載たり。(其中に、本書と字の異なるところあるをば、下に論ふべし。)

(一) 然^シ今思食須所波。〔然^シあれば、今、思^{オモ}ほす所は〕

上の御悲の御言より、この然^シアレバ、今云々と、轉りたる御言に、いと懇切なる御意ばえあらはれたり。古文の、いひしらす妙なる趣、こゝろをつけて、よみ奉るべし。

(二) 十一月乃新嘗祭毛。膳職乃御膳乃事毛。六雁命勞始成流所奈利。〔十一月の、新嘗^{ニヒナヘ}の祭りも、膳職^{カシハテツカサ}の、御膳^{ミケ}の事も、六鴈^{ムツカリ}の命の、勞^{イカツ}き始めなせる所なり〕

六雁命に新嘗祭膳職の事を命せて供奉り始させ給へる由は上に見えたるが如し。〔注一〕

〔注一〕 祕抄に、新嘗祭を、新嘗會と作るは、後の稱にて、當昔の言ざまにあらず。さかしらに、書改たるものなり。また、膳職を、こゝなるも、下なるも、ともに、大膳職

と作り。大膳・内膳と、二職を別置れたるは、是より後の、御世の令制にて、當昔はたゞ、膳職とて在しなるべきを、大字を加へたるは、これもさかしらなり。第一章にも、膳職〔なし。番號一八、膳臣あり〕と作て、注〔番號一五、御食都神の注〕に、今大膳職祭神也と書るは、此氏文、書記せる時の言なること、上に論へるがごとし。但し、谷川本にのみ、この大字無し。これに依らば難なし。

かくて、都に還幸して後も、其職、事執り慎勤みて、よく治供奉りたりけるを、いたはり給ひて、かく詔へるなり。

勞は、伊太豆伎と、よむべし。書紀に、勞竭をよめり。〔割注一〕

〔割注一〕 谷川本に、勞比豆と書るは、いかゞ。此は、後人の、ネギラヒテと訓べく、こゝろえひがめて、尋常の助假字さしたるを、本文にとり直して、書交へたるものとぞ見えたる。俗言に、骨を折り、大事にかけて、といふ意の言なり。

伊勢物語に、

常の使よりは、此人よくいたはれといひやりければ云々。 かくてねむごろにいたづき

にけり。

源氏物語（浮船卷）に、

さばかり、上のおもひいたづき、きこえさせ給ふものを。

などみえたるは、事のさまは輕けれど、同言なり。

〔三〕六鴈命乃御魂乎。膳職爾伊波比奉天。〔割注二〕〔六鴈の命の、御魂を、膳職に、齋ひ奉りて〕

〔割注二〕 政事要略に、御魂乎波とあり。祕抄に、波字の無きぞよき。又、奉の下の天字、政事要略に脱たり。祕抄に依りて補ふ。

伊波比奉天は、齋ひ奉りてなり。上に御魂と詔へるにかけあひて、崇め給へる御言なり。

〔四〕春秋乃永世乃。〔春秋の、永き世の〕

この詞調、宜く唱むべし。無窮御世と云はむがごとき意の古語にて、いひしらず、優に、美き祝辭なり。〔割注三〕

〔割注三〕 古語に、千秋長五百秋、また萬千秋乃長秋など云へるは、秋の瑞穂に係たる祝辭なり。

(五)神財は、加牟陀加良とよむべし。六雁命の、魂を齋ひ奉りて、愛崇め給へる御言なり。人を愛て、たからといへる例は、萬葉集〔卷十六、三七九、竹取翁歌〕に、女を寶之子といひ、神代紀に、百姓をオホミタカラとよみ、落窪物語に、衛門が思ひしかぎりの事をせさせ給へば、げにおまへよりも、たからの君と思ひ奉りたまふ。榮華物語・大鏡などにも、わがたからの君、といへること見えたり。准へて意得べし。

さて、此六雁命を、膳職に祭られたるは、帳に、

大膳職坐神三座(並小)御食津神。火雷神。高倍神。

と載られたる、三座の中の、高倍神に當りて、きこえたり。然、考たる由は、件の三座は、大膳式に見えたる、其職に坐す神、十八座の中なる、御膳神八座の中の一坐〔割注四〕と、齋院高倍神一坐、菓子所火雷神一坐〔割注五〕とあるに當りて、此三座は、十八座の中にも、殊に重くせらるゝ由ありて、官幣を奉らるゝによりて、帳にも載られたるべければ、六

雁命を祭られたるは、この高倍神に當りてきこゆ、とは云ふなり。三代實錄に、

貞觀元年。三月廿日。奉授大膳職齋院無位高倍神從五位下。

と見えたる、是なり。〔注二〕

〔割注四〕 安房大神なるべし。此大神を主神として、八座なるべき事、上に云へるがごとし。〔一三二頁〕

〔割注五〕 この火雷神の事は、下に云ふべし。〔一七七頁〕

〔注二〕 但し、此度、他神の叙位なく、殊さらに、たゞ此一座のみなりき。これによりて、考合すべき事あり。下に論ふべし。

さて、高倍神と稱ふ名義は、知る由なきを、試に推考るに、此神を齋院に齋はれたるを思へば、高倍は、高瓮にて、神武紀に、造嚴瓮、敬祭天神地祇、古事記、孝靈段に、居忌瓮云々、萬葉集にも、齋瓮居る由よめる歌四首〔齊瓮する七首〕ばかりみえたり。

瓮は瓶のたぐひにて、儀式、大嘗の用度に、瓮十口各受二斗五升などもみえたり。古事記傳、廿一卷に、忌瓮の事を、祭祀具の中にも、此物を居るは、上代の禮典にして、

深理ある事なるべしとて、委く注されたるがごとくなるに、高瓮としも云へるは、祝詞に、ミカヘクカウ 脛上高知、ミカハラミテナ 脛腹滿雙、と稱へたる趣の言にて、大なる瓮なるべし。六雁命に縁由ある高脛を、やがて其魂實として齋へるによれる名稱なるべくや。

造酒式に、其司の祭神十一座〔九座〕の中に、

從五位上大邑刀自。從五位下小邑刀自。次邑刀自。三座。

とあるは、既く文徳實錄に、

齊衡三年九月。造酒司酒甕神。從五位下大邑刀自。小邑刀自等。並預ニ春秋祭。

三代實錄に、

貞觀元年正月。奉授ニ造酒司從五位下大戸自神從五位上。同八年十一月。造酒司從五位下次邑刀自甕神。准ニ大邑刀自。小邑刀自甕神等。預ニ春秋二祭。

とみえたり。古事談に、

造酒司の大としと云ふ壺は、三十石入なり。土にふかく掘すゑて、わづかに二尺ばかり出たり云々。三條院の御時、大風吹て、かのつかさ倒れにけるに、大とし・小とし・次刀自、みなうち破りてけり。

と見えたり。此三甕も、某神なるにか、その靈實なりしなるべきにも、おもひ准へて、かくは考たるなり。

さて、また、火雷神は、第一章〔番號一五〕に見えたる豊日連の忌火を鑽れる時、祭たる火の神を齋へる稱なるべし。

火雷は、比乃伊加都知、とよむべし。雷は、借字にて（鳴神の事にはあらず）、伊加は、イカシホコ 嚴矛〔割注六〕・重日〔割注七〕などの、伊加なり。〔割注八〕 都は助辭、知はチ 崇稱にて、神名に例多し。これも齋火の功を稱へたるなるべし。〔割注九〕

〔割注六〕 舒明紀に、嚴矛。此云ニ伊箇志保虛。

〔割注七〕 皇極紀に、重日。此云ニ伊柯之比。

〔割注八〕 くはしくは、古事記傳五卷、健御雷之男命の下に、注はれたるをみて、心得べし。

〔割注九〕 但し、大膳式に、菓子所火雷神と載られたるは、職の菓子所に、齋ひ奉れる由なり。此は菓子に預りての事にはあらで、職中の便宜に依られたるなるべし。

さて、豊日連の名も、豊火にて、忌火の業を奉仕れるによりて、賜ひたる稱名なるにか、いづれにも由ありて聞ゆ。

又、續後紀に、

承和十四年七月壬申。加_ニ安房國火神。並從_{トモ}神祭。正稅一百斛。〔注三〕

と見えたるは、豊日連の忌火の事仕奉れる時に、祭れる神の、式外にて在つるか。(此考のごとくならむには、火雷神の本社なるべし。) なほよくたづね考ふべし。

〔注三〕 但し火字、印本穴と作るは、筆者の大字を書く手風にて、餘にも然作たれば大神なり。又一本にも、大神と書たれど、安房國大神と國字を書たれば、徒に大神といへる神名なるべくはおもはれず。故、或二本に、火と作るに據るべし。從神祭、諸本、從祭神と作るは、通えがたし。故、一本に、從神祭とあるに隨ふ。但し、其本に、正を精と作るは、訛なること著ければ、とらず。

又、此火雷神を、齋火武主比命神とも稱せり。其は、上にも引出たるごとく、三代實錄に、

貞觀元年正月廿七日。大膳職正四位上御食津神。授_ニ從三位。

と載られたると、同度_{オナツトキ}に、同職の

從五位下大島竈神八前。齋火武主比命神。並授_ニ從五位上。

とみえたる中の、齋火武主比命神、これなり。〔注四〕

〔注四〕 貞觀元年正月廿七日に、御食津神、齋火武主比命加階ありて、それに立ならびたる高倍神に、いくほどもなく、同年の三月廿日に、殊さらに、たゞ一柱、初て敍位ありしこと、上に擧たるがごとし。さるは、六雁命の魂神なれば、しかすがに、本來の貴神には、劣りさまにて、此時まで、敍位の事は無りつるを、此度、古實_{フルコト}を温ね議して、始て敍位の事、行はれたるなるべし。

さて、その神名の、齋火武主比は、伊美毘牟須毘とよむべし。齋火は、かの今令_{イマノミコト}鑽_ス忌火_{イミヒ}大伴造者、物部豊日連之後也〔番號一五〕と注へる、忌火の由なり。

武主比は、神名に例多き稱號にて、もとは生奇靈_{ウマスヒ}の義なるを、轉しては、物の始をなせるかたにも、稱ふる號とも、なれりときこゆ。〔割注一〇〕

〔割注一〇〕 此考説の委しき事、こゝにはつくしがたし。別に注しおけるものあり。

ニ六子孫等乎波 長世乃膳職乃長止毛 上總國乃長止毛 淡國乃

長止毛 定天(3) 餘氏波萬介太麻波天 乎佐女太麻波牟 若之(5)

膳臣等乃不繼在。 朕加王子等乎之天 他氏乃人等乎 相

交天波 亂良之女之

(1) 政事要略に、長世遠世乃膳職乃とあり。

(2) 一本に、淡を淡路と作るは、つきなし。後人、路字の脱たるならむとおもひて、さかしらに、加へたるなるべき事、決ければとらず。

(3) 此ところの文の中、定字、要略一本に、従と作るは、決て訛なるべければとらず。

(4) 又、其定の下の天字、二本とも無きは、脱たるなり。下文の例によりて、補ひたる也。

(5) この餘氏波の下に、連続ける六字の假字、二本、互に誤寫あるを、其異同を選びて、且

字を萬として、佐字を太とし、子字を波天と二字に、書るをとりて、餘氏波萬介太麻波天と訂して書るなり。

子孫等をば、長き世の、膳職の長とも、上總の國の長とも、淡〔安房〕の國の長とも定めて、餘の氏は、任せ賜はで、治め賜はむ。若し、膳の臣等の、繼嗣、あらざらんには、朕が王子等をして、他の氏の人等を、相交へては、亂らしめじ。

(一) 膳職乃長。おほかた、後の令制の、大膳職・内膳司の、長官に當るべし。

(二) 上總國乃長止毛。淡國乃長止毛定天。〔上總の國の長とも、淡の國の長とも、定めて〕淡國は、安房國なり。〔割注一〕 此の二國の長とは、そのかみの、國造たる稱にはあらで、もと、六鴈命の大御膳に、仕奉始めたる國なるが故に、其由縁にて、この二國より貢進る、御熱〔御贄〕の事など、總攝ぬる長と、し給ひたるなるべし。

〔割注一〕 一本に、淡を淡路と作るは、つきなし。後人、路字の脱たるならむとおも

ひて、さかしらに、加へたるなるべき事、決ければとらず。

但し、上總國とあるは、上(第一章)「八頁」に論へるごとく、總國を上下と割たれたる此御世より、後の事なるべければ、合はざれど、此詔詞、高橋の氏人の、上古より世々に、語繼たる者ながら、同名などは、其事實を語らむには、當今の名を、古にめぐらしていふは、例なれば、詔詞とはいへど、事實に合へて、唱變へたりし、ものなるべし。「割注二」

「割注二」 すべて、上古の事を、記せる書は、此ころしらひして、よく、よみ辨ふべきなり。

然るに、淡は、上に論へるごとく「八一―二頁」、此氏文、書記せる頃は、いまだ一國とは、定られざりけむを、こゝに淡國とみえたるは、合ひがたきを、つらく推考ふるに、上古はおほらかにして、廣大大名に呼ぶ地を限りて稱ふには、なにの國、くれの國と稱ひし例あるをおもへば、こゝなる淡國も其にて、もとのまゝの御言なるべし。「割注三」

「割注三」 此ところの文の中、定字、要略一本に、従と作るは、決して訛なるべければ、とらず。又、其定の下の天字、二本とも無きは、脱たるなり。下文の例によりて、補ひたる也。

(三)餘氏波萬介太麻波天。「割注四」 「餘の氏は、任けたまはで」

「割注四」 この餘氏波の下に連續ける六字の假字、二本、互に誤寫あるを、其異同を選びて、且字を萬とし、佐字を太とし、子字を、波天と、二字に書るをとりて、餘氏波萬介太麻波天と訂して書るなり。

餘氏は、保加乃宇遲とよむべし。六雁命の子孫の、繼嗣の外の人には「云々」の意にて(異姓の由にはあらず)、物語ぶみなどに、外腹の男君、外腹の娘などいへる、外の意に近し。「割注五」 此さし次に、若之膳臣等乃不繼在云々と詔へる御詞に、かけ合せて意得べし。

「割注五」 外腹は、妾腹にて、俗に、わき腹といへり。この餘氏は、俗言に、わきの人にはと云はむがごとし。

萬介太麻波天は、任賜はずしてなり。萬介は、京より、他國の官に、令罷意にて、即まからせを約めて、萬介と云ふなり。「割注六」

「割注六」 此萬介と云ふ由は、古事記傳九卷に、説はれたるに依れり。委しき考は、本書を見て知るべし。

然るに、膳職は、京官なれば、萬介とは云ふまじきことわりなるに、如此詔へるは、六鴈命